

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 3 1 年 3 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

平成31年 3 月 5 日

開 会	午前 9 時 30 分
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	市長の施政方針
日程第 5	議席の一部変更
日程第 6	議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について
日程第 7	議案第 4 号 岩出市議会議員の及び岩出市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 6 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 7 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例等の一部改正について
日程第 11	議案第 8 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 13	議案第 10 号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に 関する条例の一部改正について
日程第 14	議案第 11 号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 15	議案第 12 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 16	議案第 13 号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第 17	議案第 14 号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 18	議案第 15 号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す る条例の一部改正について
日程第 19	議案第 16 号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 20	議案第 17 号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 21	議案第 18 号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 22	議案第 19 号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第23	議案第20号	平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第21号	市道路線の認定について
日程第25	議案第22号	岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について
日程第26	議案第23号	平成31年度岩出市一般会計予算
日程第27	議案第24号	平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第25号	平成31年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第29	議案第26号	平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第27号	平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第28号	平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第32	議案第29号	平成31年度岩出市水道事業会計予算
日程第33	議案第30号	岩出市公平委員会委員の選任について
日程第34	議案第31号	岩出市公平委員会委員の選任について
日程第35	議案第32号	岩出市公平委員会委員の選任について

開会

(9 時 30 分)

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成31年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議席の一部変更、議案第3号から議案第29号までの議案27件につきましては、提案理由の説明、議案第30号から議案第32号までの議案3件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○田畑議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、田中宏幸議員及び松下 元議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○田畑議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○田畑議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案30件と報告1件であります。

次に、平成30年第4回定例会及び平成31年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成30年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

2月1日金曜日、東京都千代田区の全国都市会館で全国市議会議長会第152回地方行政委員会事前打合会が開催され、委員長として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、事務局から事務報告があり、平成30年度本委員会要望結果、次年度委員会への申し送り事項案、第152回地方行政委員会の運営、今後の運営について協議を行い、事前打合会が閉会されました。

続いて、第152回地方行政委員会が開催されました。

主な内容は、開会、委員長挨拶の後、副委員長補欠選任を行い、引き続き内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸氏から、地方分権改革・提案募集方式の取り組みについての説明、続いて、一般財団法人地域活性化センター広報室長、畠田千鶴氏から、自治体アンテナショップ、地域のブランディング、地域情報発信等についての説明がありました。

その後、平成30年11月16日から平成31年2月1日までの事務報告に続き、平成30年度本委員会要望結果、次年度委員会への申し送り事項、今後の運営について協議を行い、第152回地方行政委員会が閉会されました。

次に、2月8日金曜日、新宮市で平成30年度第2回和歌山県市議会議長会総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成30年度永年勤続職員表彰で2名が表彰され、その後、新宮市議会議長の進行で議事が進められました。

最初に、平成30年5月18日から平成31年2月7日までの会務報告の後、平成31年度近畿市議会議長会総会提出議案と会員市提出議案についての議案審議。引き続き、平成31年度役員市の内定についての協議を行い、岩出市は全国市議会議長会地方行政委員及び共済会代議員に内定しました。

その後、和歌山市議会から和歌山県市議会議長会職員表彰規定の廃止議案が提案され、全会一致で可決いたしました。

最後に、平成31年度第1回和歌山県市議会議長会総会の開催市を和歌山市と決定して、平成30年度第2回和歌山県市議会議長会総会を閉会いたしました。

次に、2月14日木曜日午前、東京都千代田区の全国都市会館で全国市議会議長会第214回自治会が開催され、地方行政委員会委員長として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、役員補欠選任、報告についての説明、第106回評議委員会の運営、平成31年度本会各会計予算案などについて協議を行い、その他6件の事前説明の後、第214回理事会が閉会されました。

続いて、同会場で、全国市議会議員互助会第1回代議員会が開催されました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、平成30年7月24日から平成31年2月14日までの一般事務報告、続いて、平成30年度収支補正予算案、平成31年度事業計画案及び収支予算案などについて協議を行い、その他2件の説明の後、全国市議会議員互助会第1回代議員会が閉会されました。

次に、2月14日木曜日午後、東京都千代田区の都市センターホテルで第106回評議員会が開催されました。

主な内容は、開会、会長挨拶、来賓挨拶に引き続き、総務事務次官、安田 充氏から「地方行財政の課題」と題した講演、続いて、内閣府地方分権改革推進室次長、山野 謙氏から、地方分権改革提案募集方式についての説明がありました。

続いて、平成30年11月7日から平成31年2月14日までの一般事務報告に続き、各委員会からの報告があり、地方行政委員会委員長報告を議長が行いました。

続いて、平成31年度全国市議会議長会一般会計予算案等について協議を行い、その他4件の説明の後、第106回評議員会が閉会されました。

次に、2月15日金曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで、市議会議員共済会第117回代議員会が開催されました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、平成30年5月31日から平成31年2月15日までの事務報告と平成30年度上半期経理状況及び監査結果についての報告、続いて、平成31年度事業計画及び予算案についての議案審議を行い、その他2件の説明の後、市議会議員共済会第117回代議員会が閉会されました。

以上です。

○田畑議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○田畑議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

浅春の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、平成31年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております、平成31年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調の継続が期待されているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意を要する状況となっています。

また、和歌山県内経済も、緩やかに回復しつつあるとされておりますが、引き続き動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生を軌道に乗せるため、さらなる地域の特性を生かした施策により地域の発展と活性化を進めるとともに、引き続き市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持を財政運営の軸として、平成31年度予算の編成に取り組んでまいりました。

歳入においては、公平・平等な課税と徴収率の向上による市税の確保を初め、国・県補助金の活用など、また、歳出においては、平成32年度の第2次長期総合計画の期間満了を見据え、これまで取り組んできた、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興、福祉の充実及び学力向上に引き続き重点を置いた予算を計上しております。

平成31年度の一般会計予算案は164億4,450万円で、社会保障関係費は増加しましたが、防災・災害対策として実施した市民プール建設事業や船山地区避難所建設事業の完了により、対前年度比0.3%の減となりました。

しかしながら、特別会計などを含めた総予算額は308億40万1,000円で、対前年度比0.9%の増であります。

なお、現在、国において、平成31年度予算案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でない点もあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

それでは、続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、平成28年度から取り組んでまいりました第2次岩出市長期総合計画後期基本計画についてであります。この計画は、平成32年度をもって期間終了を迎えます。

総合計画については、平成23年5月2日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、市の判断に委ねられることとなりましたが、総合計画は、市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営の指針となるもので、目指すべき市の将来都市像である「活力あふれる まちふれあいのまち」の実現に向け、依然として必要であります。また、地方創生を目的とする岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略と計画終了年度を一致させることが望ましいことから、その内容を包括した一体的な新たな総合計画として策定してまいります。

つきましては、本定例会に関連議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

次に、「ねんりんピック紀の国わかやま2019」についてであります。「あふれる情熱 はじける笑顔」をテーマに、11月9日から12日までの4日間で開催され、本市では、若もの広場でペタンク競技を開催いたします。

市民一人一人が、歓迎の心、おもてなしの心を持って、市全体で機運を盛り上げ、岩出市にまた来たいと思われるような大会となるよう鋭意準備を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を、10月27日に市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう、訓練内容の充実を図ってまいります。また、昨年のおおさか北部地震を教訓として、道路に面した危険ブロック塀等の撤去・改善を進めるための補助事業を引き続き実施してまいります。

次に、地域福祉についてであります。岩出市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」の実現を目指し、住民同士が支え合い助け合う体制づくりを進めることなどにより地域福祉の推進を図ってまいります。

次に、生活保護についてであります。高齢化の進展や医療費の増大等を背景に扶助費が増加傾向にある中、きめ細かなケースワーク活動により適切な援助を行ってまいります。

次に、人権施策についてであります。岩出市人権施策基本方針に基づき、全ての人の人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現に向け、地域に根差した人権教育・啓発活動を推進し、住民の人権意識の向上を図ってまいります。

次に、障害者福祉についてであります。第2期岩出市障害者計画及び第5期岩出市障害福祉計画・第1期岩出市障害児計画に基づき、障害のある方が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、障害者に対する各種施策を進め

てまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。本年10月から国による幼児教育の無償化が給食費を除いて実施となり、当市におきましても、全ての3歳児から5歳児と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児を対象に、幼稚園や保育所などの保育料の無償化を実施することとしております。

引き続き、保育の着実な実施と地域における子育て支援の充実、児童虐待防止の対策を重点施策として、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進してまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみの排出量は一定の減量が図られておりますが、事業系ごみの減量化に向けた取り組みが必要であり、多量排出事業者へ直接的に働きかけ、減量化に対する理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

また、粗大ごみにつきましても、リサイクル工房の活用を推進することにより、一層の減量化に取り組んでまいります。

次に、健康づくりについてであります。特に、がんの早期発見と早期治療、及びがん死亡の減少を図るため、引き続き市民に対するがん検診の受診啓発を行い、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

また、現在、国内で流行している風疹について、平成31年度より39歳から56歳までの男性に対する抗体検査及び予防接種を実施し、感染予防に努めてまいります。

次に、母子保健事業についてであります。妊婦の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図るため、引き続き妊婦健康診査費助成事業を実施いたします。

また、乳幼児の健康管理及び子育て支援対策といたしまして、保健師、助産師による新生児訪問指導や乳幼児健診、発達相談事業を継続して実施し、育児不安の解消と乳幼児虐待予防に努めてまいります。

さらに、平成31年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制を構築します。

次に、国民健康保険についてであります。平成30年度から県と市町村が共同保険者となって制度を担うこととなり、今回、県から示された国保事業費納付金の増額に伴い、国保税率の見直しを行うこととしております。

詳細につきましては、本定例会に国民健康保険税条例の一部改正についての議案を上程しておりますので、ご理解の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

また、保健事業につきましては、平成29年度に策定したデータヘルス計画に基づ

き、特定健診を初めとする各種事業を推進し、市民の健康意識の向上や疾病予防等に取り組むこととしております。

次に、高齢者福祉についてであります。団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進め、生きがいと楽しみを持った生活が送れるよう、地域の支え合いの体制づくりを推進してまいります。

次に、介護保険についてであります。平成33年度から平成35年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画策定に向け、平成31年度は策定委員会を立ち上げるとともに、計画策定の基礎資料とするための高齢者に対する意識調査を実施いたします。

次に、道路整備についてであります。交通安全対策事業の歩道設置事業として、市道山西国分線の中黒地区、水栖地区及び西国分地区での歩道設置工事、根来川渡河部では橋梁下部工事を行い、赤垣内・曾屋地区において用地取得を行います。交差点改良事業については、市道山西国分線と県道新田広芝岩出停車場線との交差点において、交通渋滞解消のため、歩道設置事業と並行して改良工事を行います。

市道東山下中島線の歩道設置事業では、住吉川改修事業に関連して、住吉橋と櫛ノ木橋のかけかえを県に委託して行います。

また、生活道路の環状化事業についてですが、日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時に備えた安全な通学路の確保を目的とした新設道路整備事業として、市道金屋荊本線の詳細設計を行い、市道西野備前2号線及び市道北大池6号線の工事も着手してまいります。

次に、浸水対策についてであります。吉田地区で市道東山下中島線にかかる新音橋が六箇井用水路のボトルネックになっていることから、対策工事に着手してまいります。

今後も、農林水産省の国営総合農地防災事業や、国土交通省の岩出狭窄部対策事業、また県河川の改修等、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的かつ効果的に実施してまいります。

次に、住宅の耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施するとともに、住宅耐震化の促進のため、さらなるPRに努めてまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。ねごろ歴史の丘では、指定管理者による自主事業として落語会などが開催され、民間主導による観光振興が少しずつ形となってまいりました。

また、5月26日には、テレビ番組「開運なんでも鑑定団」の出張鑑定が開催予定であることなど、さらなる観光促進が図られるものと期待しています。

官民一体となった観光振興を実現するため、積極的にプロモーション活動を行うなど、市も全力でバックアップをしてまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水路の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、平成30年度末の下水道普及率は40.7%となる見込みで、平成31年度は、市内54ヘクタールの整備を進めてまいります。

また、平成32年度の地方公営企業法の適用に向け、下水道事業の経営状況を明確にしていく必要があり、効率的な管路整備と安定的な事業運営のため、供用開始区域内の皆様に早期に接続していただくよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。昨今の節水意識の向上や節水機器の普及により、今後も給水収益の減少が予測される中、給水コストの削減と有収率の向上を図るための諸施策を講じてまいります。

中でも、市民の皆様が安心・安全な水を今後も安定的に供給していくためには、老朽化した管路・施設の更新に多額の投資が必要であり、中長期的な更新計画に基づいて、投資の平準化を図り、今後も健全経営に努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。昨年、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊や猛暑による熱中症により児童の生命が失われており、自然災害は児童生徒を取り巻く環境においても大きな課題となっております。

繰り越し事業となりますが、昨年、議員全員から請願をいただいた全ての小中学校普通教室の空調設備設置事業について、早期完成を目指すとともに、校舎や通学路等の危険箇所については、関係機関と連携して安全確保に努めてまいります。

次に、児童生徒の学力向上についてであります。その根幹となる、確かな学力、豊かな心、健やかな体を兼ね備えた児童生徒を育成するため、全国学力・学習状況調査、岩出市テストや和歌山県学習到達度調査などにより、切れ目なく継続的に学力状況を把握・成果検証を徹底し、低学力層の底上げを中心に計画的に取り組んでまいります。

また、新学習指導要領の改訂に伴い、新たにプログラミング教育やデジタル教材等が導入されることにより、ＩＣＴ機器の整備が不可欠となってきたため、年次計画的に整備事業を進めてまいります。

コミュニティスクールについては、昨年度、先行的に根来小学校と山崎北小学校で実施しましたが、平成31年度から全ての小中学校で実施してまいります。

次に、生涯学習分野においては、昨年度完成した新市民プールのトレーニングルームを本年２月にオープンして、市民の皆様方にご利用いただいておりますが、プールについては例年どおり、７月・８月の２カ月の開場となります。安全管理の徹底に努め、多くの方々に親しまれるプールとして管理・運営してまいります。

また、文化祭や市民運動会等の文化・芸術・スポーツのイベント参加者が減少傾向にあることから、より多くの方に参加いただけるきっかけづくりとして、それぞれの体験教室の拡大を図ってまいります。

青少年健全育成については、関係団体との連携をより一層充実させ、青色パトロール、街頭補導や登下校時の見守り活動等による犯罪抑止に努めるとともに、不良行為の早期発見、早期指導等の不良化防止活動の実施、家庭・地域教育については、保護者の意識啓発を図るとともに、地域活動の支援に努めてまいります。

歴史・伝統文化の振興については、新義真言宗総本山根来寺を初め、ねごろ歴史の丘は重要な歴史・文化資源であり、観光資源でありますので、関係機関等と連携して保存・活用に努めるとともに、根来の子守唄、根来塗や本市に古くから伝わる民話や伝統芸能等、地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産についても保存継承活動を推進し、観光面での活用を図ってまいります。

次に、岩出図書館については、第３次岩出市子ども読書活動推進計画に基づき、家族ふれあい読書推進事業、親子読書支援事業、また、学校司書派遣事業などにより、子供たちの学力向上や生涯にわたる生きる力の基礎的な部分の育成を育む読書活動を促進してまいります。

以上、市政運営における所信の一端と、新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

○田畑議長　以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議席の一部変更

○田畑議長 日程第5 議席の一部変更の件を議題といたします。

議会の構成変更がありますので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

お諮りいたします。

吉本勸曜議員を1番議席から6番議席に、私、田畑昭二が6番議席から1番議席にそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、吉本勸曜議員を1番議席から6番議席に、私、田畑昭二が6番議席から1番議席にそれぞれ変更することに決しました。

しばらくその場にて休憩いたします。

ただいま決定いたしました議席に移動をお願いいたします。

休憩 (10時03分)

再開 (10時04分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について～

日程第32 議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算

○田畑議長 日程第6 議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定についての件から日程第32 議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案27件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が13件、平成30年度補正予算案件が5件、市道路線の認定に関する案件が1件、工事請負契約に関する案件が1件、平成31年度当初予算案件が7件の計27件であります。

まず初めに、条例案件についてご説明をいたします。

議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定についてであります。総合計画の策定に当たり、策定の根拠、手続等の必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第4号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。この議案は、労働基準法の一部改正などに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第6号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。学校教育法の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため改正をするものであります。

次に、議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。岩出市学校運営協議会委員の報酬額を定めるため改正するものであります。

次に、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額並びに勤勉手当の改定等を行うため改正をするものであります。

次に、議案第10号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてであります。地域再生法の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。和歌山県に対する国民健康保険事業費納付金の納付に必要な費用を確保するため、国民健康保険税の税率等の改正をするものであります。

次に、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。指定地域密着型サ

ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてであります。水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、平成30年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）についてであります。既決の予算の総額から994万円を減額し、補正後の予算の総額を181億3,492万8,000円とするほか、債務負担行為と繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の補助採択等に伴う国県支出金の事業財源などについて、一方、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、岩出駅バリアフリー化負担金、前年度補助金の精算に伴う返還金、重度心身障害児者医療扶助費、障害者総合支援事業扶助費、放課後児童健全育成事業委託料、浄化槽設置整備事業補助金、県営ため池等整備負担金、有害鳥獣捕獲事業等補助金、商工費における需用費及び委託料、消防団員退職報償金、那賀消防組合負担金、指定文化財管理補助などについて補正するものです。

次に、議案第17号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に34万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億9,214万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、平成29年度の国庫及び県費負担金等の精算に伴う返還金の財源とするための国民健康保険事業運営基金繰入金について、歳出では、これらの返還金について補正するものであります。

次に、議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に803万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億7,920万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、保険者機能強化推進交付金と地域支援事業費に係る国・県支出金及び一般会計繰入金について、歳出では、保険者機能強化推進交付金の交付による財源振替のほか、人事院勧告等による人件費、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に90万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億1,802万9,000円とするほか、繰越明許費について補正するものであります。

す。

主な内容は、歳入では、一般会計繰入金について、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、派遣職員給与等交付金について補正するものであります。

次に、議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に139万7,000円を追加し、補正後の予定額を17億1,281万4,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第21号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路12路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約についてであります。予定価格が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成31年度当初予算案件についてご説明いたします。

議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を164億4,450万円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.3%の減、金額にして5,100万円の減額とするものであります。

次に、議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を55億2,909万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.6%の増、金額にして8,548万6,000円の増額とするものであります。

次に、議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を31億2,351万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして2.7%の増、金額にして8,231万4,000円の増額とするものであります。

次に、議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初予算額を8億7,653万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして6.7%の増、金額にして5,521万3,000円の増額とするものであります。

次に、議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算についてであります。当初予算額を31億5,512万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして5.8%の増、金額にして1億7,301万1,000円の増額とするものであります。

次に、議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。

が、当初予算額を3,922万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.6%の増、金額にして63万3,000円の増額とするものであります。

次に、議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算についてであります、収益的収入の当初予定額を9億8,007万2,000円とし、前年度当初予定額対比で、率にして2.3%の増、金額にして2,173万円の増額とするものであります。

また、収益的支出の当初予定額を9億509万2,000円とし、前年度当初予定額対比で、率にして1.2%の減、金額にして1,058万7,000円の減額とするものであります。

一方、資本的収入の当初予定額は2億3,428万6,000円とし、前年度当初予定額対比で、率にして14.2%の減、金額にして3,886万9,000円の減額とするものであります。

また、資本的支出の当初予定額を7億2,732万円とし、前年度当初予定額対比で、率にして8.9%の減、金額にして7,093万4,000円の減額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○田畑議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第30号 岩出市公平委員会委員の選任について～

日程第35 議案第32号 岩出市公平委員会委員の選任について

○田畑議長 日程第33 議案第30号 岩出市公平委員会委員の選任の件から日程第35 議案第32号 岩出市公平委員会委員の選任の件までの議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第30号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります、現委員の大西三郎氏が平成31年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大西三郎氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第31号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります、現委員の山中典朝氏が平成31年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き

岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山中典朝氏の主な経歴については、別紙のとおりでございます。

ご審議の上、ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第32号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の水田朗善氏が平成31年3月22日をもって任期満了となることに伴い、後任委員として藤原正章氏を岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

藤原正章氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

慎重ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

議案第30号から議案第32号までの議案3件に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第30号から議案第32号までの議案3件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第32号までの議案3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第32号までの議案3件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第30号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第30号に対する討論を終結いたします。

議案第30号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり同意されました。

議案第31号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第31号に対する討論を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり同意されました。

議案第32号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第32号に対する討論を終結いたします。

議案第32号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月11日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月11日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時30分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成31年3月11日

| | | |
|-------|---------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第3号 | 岩出市長期総合計画策定条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 岩出市議会議員の及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第18号 | 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第19号 | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第20号 | 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第21号 | 市道路線の認定について |
| 日程第21 | 議案第22号 | 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について |

| | | |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第22 | 議案第23号 | 平成31年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第23 | 議案第24号 | 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第25号 | 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第26号 | 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第27号 | 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第28号 | 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第29号 | 平成31年度岩出市水道事業会計予算 |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 3 号から議案第 22 号及び議案 24 号から議案第 29 号までの議案 26 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 23 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

各常任委員会の正副委員長の選出結果につきましては、配付のとおり、総務建設常任委員会委員長に梅田哲也議員、副委員長に福岡進二議員、厚生文教常任委員会委員長に井神慶久議員、副委員長に奥田富代子議員、議会広報常任委員会委員長に福山晴美議員、副委員長に市來利恵議員が選出されました。

次に、受理した請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり総務建設常任委員会へ付託いたします。

次に、本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について

日程第 21 議案第 22 号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について

○田畑議長 日程第 2 議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定についての件から日程第 21 議案第 22 号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約についての件までの議案 20 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第11号の質疑をお願いします。

増田議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

日本共産党を代表して、まず、22号議案まで4議案について、質疑通告に基づいて質疑をさせていただきます。

まず、議案第11号であります。この議案については、国民健康保険税条例の一部改正という形で提案はされてきています。この改正案では、3点についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、今回のこの条例改正において、国保加入者における影響額、この点についてまずお聞きをしたいと思います。

2点目に、岩出市のモデルケースにおいての国保税額というのがどう推移するようになるのか、この点について、モデルケースの部分について説明をいただきたいと思います。

3点目には、今回のこの条例改正によって値上げをされるというものになっているわけなんです、国保税1人当たり幾らなのか。そしてまた、世帯当たりでの値上げというのはどういうふうになっていくのか。

この3点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 おはようございます。増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の条例改正における国保加入者への影響額につきましては、税率改正による賦課総額で3,662万2,065円の増額を見込んでおります。

次に、2点目の市のモデルケースにおいての国保税額の推移につきましては、国保世帯の40.4%を占めている所得33万円以下の世帯の場合で申し上げますと、固定資産がある場合、1人世帯では、現行の年額5万2,700円から5万100円となり、年間2,600円の減、夫婦2人世帯では、現行の年額6万5,000円から6万2,700円となり、年間2,300円の減、夫婦と子供1人の3人世帯では、現行の年額7万4,200円から7万2,600円となり、年間1,600円の減となります。

次に、所得33万円以下の世帯で固定資産がない場合につきましては、1人世帯では、現行の年額2万3,700円から2万4,200円となり、年間500円の増、夫婦2人世

帯では、現行の年額 3 万 6,000円から 3 万 7,000円となり、年間 1,000円の増、夫婦と子供 1 人の 3 人世帯では、現行の年額 4 万 5,200円から 4 万 6,900円となり、年間 1,700円の増となります。

また、国保に加入している世帯のうち所得金額が200万円以下の世帯が約90%を占めておりますので、所得200万円の場合における国保税額を申し上げますと、固定資産がある場合では、1 人世帯では、現行の年額29万800円から30万4,800円となり、年間 1 万 4,000円の増、夫婦 2 人世帯では、現行の年額33万1,300円から34万7,200円となり、年間 1 万 5,900円の増、夫婦と子供 1 人の 3 人世帯では、現行の年額36万2,300円から38万200円となり、年間 1 万 7,900円の増となります。なお、1 人世帯と夫婦 2 人は40歳から64歳、固定資産税額は 5 万円で試算しております。

続いて、3 点目の国保税 1 人当たり、あるいは世帯当たりでの改定額につきましては、国保税 1 人当たりでは、年間で平均3,826円、月にして319円の増となります。また、1 世帯当たりにしますと、年間で平均5,860円、月にして488円の増となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、国保加入者への影響額、これが3,662万円ということをおっしゃいました。予算書を見ますと、国保税の税収というんですか、国保税額そのもの自身については、1 億円以上の税額増というふうになっているんですが、この点から見て、今言われた影響額というのが3,662万円というのは、金額的に、実際には国保加入者に対しては1 億円の税収がそれだけ上がるということは、それだけの負担増なるんじゃないかというふうに思うんですが、この点は、今言われた3,662万円というのはどういうことなのかという点、ちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

予算書の保険税額の増額のほうで、1 億円というのを出ているんですけども、これは予算上の数値でありまして、広域化によって会計の変更等ありまして、この辺がまだ数値が落ちついて予算上、反映されない部分がありまして、細かい説明は、またできるんですけども、そういう予算上の数値となっております。

実際、この3,662万というのが、今の所得、把握している所得であるとか、被保険者の状況で試算させていただいたときに出てきた数値となっておりますので、こ

ちらのほうが増額の見込みということになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第13号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 13号については、介護保険条例を改正すると。ここで3点ちょっとお聞きしたいと思うんです。

その中で、基本的に、今回条例改正される対象者という、第1号被保険者の人数というのは何名なのか。

そして、2点目に、改正案における9条の2、9条の3、9条の4というふうに書かれているんですが、これに該当する対象人数というのもお聞かせいただきたいと思います。

そして、3点目は、条例の中で9条の3、9条の4というところでは、各2万5,200円から読みかえるものとしていますが、読みかえるという点においては、保険税額との関係でいうと、どのようになるのか、この点の説明だけお願いをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の第1号被保険者の人数につきましては、2月末現在で1万2,101人です。

2点目の改正案における9条の2、9条の3、9条の4に該当する対象人数につきましては、改正案における条例第9条第2項では1号保険料の第1段階保険料を指しており、対象となる方は、2月末現在、2,088人です。同9条第3項につきましては第2段階保険料を指し、対象は777人、同9条第4項につきましては第3段階保険料を指し、対象は775人です。

3点目の9条の3、9条の4で、2万5,200円から読みかえるものとするとしているが、保険税額との関係はどのようになるのかにつきましては、条例第9条第3項及び4項につきましては、2項の規定を準用し、第2段階では保険料5万300円のところを4万1,900円に、第3段階では保険料5万300円のところを4万8,600円に減額するものです。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 要するに、今説明ありましたけれども、9条の3、9条の4に該当する方、少なくともこの方については介護保険税額が上がると、こういう認識でいいわけですね。確認だけ、ちょっとさせていただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 そのとおりです。9条の3、9条の4だけではなく、9条の2、第1段階、第2段階、第3段階の保険料が軽減されるということになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 先ほど、ちょっと聞いて、私、勘違いして、値上げというふうな発言させてもらったんですが、実際には5万300円から4万2,900円と、5万3,000円から4万8,600円ということで、実際には軽減をされる方が、それぞれ777人と775名おられるという、そういうことで確認させていただきたいと思います。

○田畑議長 続きまして、議案第16号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 議案第16号、30年度一般会計補正予算（第7号）について、4点お聞きをしたいと思います。

補正予算の中では、岩出駅のバリアフリー化負担金というのが減額になってきています。この理由についてお聞きをしたいと思います。

2点目は、浄化槽設置事業において、当初の見込み件数というものがどういうぐあいだったのか。そして、今回の減額される、最終的にはどのような結果になったのかという実態の件数をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、新たに県営ため池等の事業というのが計上されています。今回、計上されている整備される池というんですか、この場所はどこなのか。また、どのような工事を行うのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

4点目は、指定文化財の管理補助というものも、今回、この補正予算の中には計上されていますが、この補助についての内容、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員のご質疑で、1点目の岩出駅バリアフリー化負担金減の理由はですけれども、負担金減の要因としましては、J R西日本株式会社和歌山支社に

よりますと、岩出駅バリアフリー化事業費について、平成30年度国庫補助金の採択減により、事業計画の変更を行う必要があったことから、本年度の事業が縮小されたもので、市の負担金につきましても減額するものです。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 2点目の浄化槽設置整備事業における当初計画の見込み件数は170基で、実績については66基となっております。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 3点目ですが、県営ため池等が整備される場所はどこかについてですが、根来地区の住持池になります。また、工事内容については、池の堤体が老朽化により漏水や浸食されるおそれがあるため、改修を行います。さらに緊急放流施設を新設する工事でございます。

○田畑議長 生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 4点目、指定文化財管理補助が計上されているが、補助の内容についてですが、史蹟・根来寺境内の毀損に伴う緊急修理事業への補助、国宝根来寺多宝塔の毀損に伴う緊急修理事業、災害復旧への補助、国宝根来寺多宝塔の保存修理事業、一般工事への補助を計上しております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 岩出駅のバリアフリー化なんですが、現在、岩出駅については、今、新たに駅舎の北側のところに工事が始まっていますよね。その点でいうと、今言われたのは、30年度で採択されなかったんだということを言われてたんだけど、今始まっている工事という部分では、どういう関連性があるのか、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

もう1点は、県営ため池の件なんですが、住寺池の漏水を改善するんだということなんですが、基本的には、このため池の改修時期、いつごろ、大体、今回のこの工事、完成予定の時期をめどにされているんでしょうか。この2点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

バリアフリー化につきまして、今の工事との関係ですけれども、国庫補助金の一部が採択減になったことによって、30年度の事業は、31年度に事業の割り振りを変え

たということでございます。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 次の質疑ですが、いつごろ完成かということなんですけれども、30年度、繰り越してということになって、31年度の完成を予定しております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第22号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 議案22号については、防災関係、デジタル防災無線の議案なんですが、現在、防災無線という部分の中で、聞き取りにくいんだという声、これも確かにあると思うんですが、こういう点においては、今回のデジタル化によって、市としてはどのように改修をしていくものというふうに考えているのでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の同報系防災行政無線デジタル化について、お答えいたします。

防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命・身体・財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段であります。防災行政無線の音が聞き取りにくいとご意見をいただいた場合は、音量等の調整を行っております。

なお、デジタル化した場合の代表的な効果としまして、現在のアナログ式無線と比較し、高品質でクリアな音声放送が可能となります。また、文字入力による音声放送により、正確かつ均一の内容での放送が可能になるなど、情報伝達性の向上や災害時における迅速な対応が可能となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今回の新たなデジタル無線、この部分を導入していくという上において、放送場所、こういう放送場所なんかについては、新たに新規に設置するというようなことなんかは市としてはあるのでしょうか。より一層、住民の皆さんに声をよく聞こえるような形で届けているという点については、市として、新規にこういう設置するという、そういう考えなんかという点も含めて、どういうふうに進めていこうとしているのかという点、この点だけちょっと再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今現在の放送より、新規の場所での考えということですがけれども、今の現在の場所で、岩出市内を網羅できているものと考えてございますので、今の場所を基本に、新規というより、それを新たにさせていただくということです。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2 番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第3号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、質疑通告に従いまして、私の質疑をさせていただきます。

まず、議案3号であります。この条例制定に関して、今までの計画とどのように異なるのか。

それから、2点目は、長期とあるが、何年をスパンとして、何年を期間として想定して構築されるものであるか、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質疑の1点目について、お答えいたします。

新たな長期総合計画については、現在の第2次岩出市長期総合計画と同様、基本構想、基本計画から成りますが、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一本化を図るため、総合戦略の内容を包括した一体的な計画として策定いたします。

次に、2点目の計画期間については、基本構想を10年とし、前期5年、後期5年の基本計画で想定しております。

○田畑議長 再質疑はありますか。

尾和議員。

○尾和議員 基本計画、この構想については、いわゆる今言われました基本構想、基本計画並びに実施計画という形で、三層構造化して取り組みをされるということが一般的に言われております。しかし、この構想の中に、首長が変わった場合に、そのときにどのような構造になるのか、構想として変更があるのか、そこら辺を含ん

だ形での計画となるのかについて、お聞きをしたいと思います。

それから、長期スパンの問題であります。10年を1つのスパンとして、5年、5年、前期5年、後期5年ということですが、毎年、これ他の地方自治体では、ローリング方式といって見直しをかけているところもあります。一概にこの基本構想計画が作成された段階で、多少柔軟性、構造的に柔軟性を有するものであるのか、そういう計画をされようとしているのか、その点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

長期総合計画につきましては、基本構想、基本計画から成りますが、市長の任期につきましては、そのときに考えていくべきだろうと考えております。

それと、計画期間については、前期5年で、後の後期5年の作成するときに総括を行い、見直していくように考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 構造的な問題として、ある程度余裕を持った柔軟性というのは当初から計画しておくべきだと。組み込んで計画案を立案すべきだというふうに、他の地方自治体でも組みかえがされているんですけども、その点について、再度ご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 再々質疑についてお答えいたします。

長期的についてなんですが、定義もされていないので、次期計画策定に当たっては、今後、岩出市長期総合計画審議会でも検討していただいて、ローリング方式にさせていただきたいと考えております。

○田畑議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第4号について、質疑をさせていただきます。

今回の一部改正についてありますが、その中に選挙ビラという表示をされておるんですが、従来、岩出市においては、選挙公報というものがありませんでした。それにかわるものなのか、それとも同じように市民に行き渡るということが、選挙

においては大変重要な課題であります。それについてお聞きをしたいと思います。

それから、ポスター作成に関してですが、13条のところに、掲示板の数に相当する数に変更するということではありますが、従来であれば、掲示板の2枚まで可能であるという解釈であったと思うんですが、その変更した理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず1点目、選挙ビラに関して、選挙公報と同様のものかというご質疑ですが、選挙運動用ビラと選挙公報では異なります。簡単に申しますと、選挙公報は、各候補者のほうから原稿のほうをいただきまして、まとめさせていただいて、選挙管理委員会が作成して、各世帯に配布するものですが、選挙運動用ビラは、候補者が作成して、新聞折り込みなどの方法で配布するものであります。この候補者のビラの作成に係る経費について、公費、いわゆる市のお金で負担させていただくというものであります。

市長選挙では、既に認められておりましたが、今回の公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙においても認められるようになったものでございます。

次、2点目、ポスター作成に関して、掲示場の数に相当する数に変更する理由は何かということですが、今回、このビラ作成に係る経費を公費負担とさせていただくに当たって、そのほかの公費負担についても再考を行ったところでございます。

公費負担となる選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場以外には張れない、そういうこと、それともう1つ、予備の作成も確かに必要かと思いますが、予備を公費で負担するということが適当なのかということ、また、県内の他市の全てにおいても、ポスター掲示場と同じ数としていること、こういうことを鑑みまして変更させていただくものでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。選挙ビラに関してですが、いみじくも言われたんですけども、新聞折り込み等を活用してするということですが、新聞折り込みには、当然費用が発生します。これについては個人で負担をするのか、市の予算の中で費用を支出するのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、ポスターの関係ですが、今、ご答弁では、掲示板の数に相当する数ということと言われました。もちろん選挙期間については1週間ということで、その間、いたずらとか、めくられたりということもあわせて、風水害によって、台風等によって掲示板が破壊をしたり、重大な被害を受けるということも想定をされると思うんですね。

そうしますと、掲示板の数だけで賄え切れるのかという問題がありますので、この点については掲示板の数の相当数ということで、ニュアンス的にはどちらともとれるような見解、条例案になっておるんですけれども、こちら辺については選挙管理委員会で十分な対応、措置をしないと、そういう事態に対応することが不可能になっておるというように思いますが、それについてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、選挙運動ビラの新聞折り込みをした場合の費用ということでございますが、あくまで作成に係る費用が公費負担ということでございますので、新聞折り込みについては、候補者のほうでご負担をいただきたいというふうに思います。

それと、ポスター掲示場の風水害等で予備が必要じゃないかということでございますが、先ほどもお答えさせていただいたとおり、予備を公費で負担することが適当なのかということも議論をさせていただきましたけれども、やはりポスター掲示場以外には張れないこと、また、ほかの市町村全てで掲示場の数にしているということも鑑みて、ポスター掲示場と同じ数とさせていただいたものであります。

なお、予備をつくってはいけないということでございますので、そういう場合に備えては、予備の作成については自己負担でお願いをしたいと思います。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 基本的に、選挙ビラについてですが、選挙公報という形で対応すべきだと、そのように各市町村もやっているとありますし、市においてやっているとありますので、それについても検討する必要があるということを申し添えておきたいと思います。

それから、掲示板の数の相当する数ではなくして、最低限、プラス30とか50、もちろん必要性のないところについては、今言われましたが、緊急の対応として、それぐらいの予備を作成させておくということが公平な選挙実施に向けて、可能ではな

いかということがありますので、それについては選挙管理委員会で再検討をしていただきたいと思いますと思いますが、それについていかがでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

選挙公報を導入してはどうかということですが、さきの平成29年3月の議会でも、尾和議員から一般質問いただきまして、お答えしたところではございますが、他市町村等の状況も考慮しまして、現在のところは見送っている状況ではございますが、引き続きの検討課題として捉えているところでございます。

次に、ポスター掲示場の予備ということですが、先ほどもお答えさせていただいたとおり、公費での負担というのは、ポスター掲示場と同じ数とさせていただきたいというふうに考えます。予備をつくってはいけないということですが、緊急で対応が必要となる予備、これも考えられますが、その分については、候補者の負担でお願いしたいというところでございます。

○田畑議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第5号について、質疑をさせていただきます。

今回の条例改正についてですが、この条例改正の提案理由の中に、労基法の改正に伴う事項ということをおたわねております。これについては、どういうものがあるのか。それから、具体的にこの条例の中に示されておきませんが、規則で定めるとあるということですが、どのような規則を想定されておるのか。それから、時間外も含めて、36協定、現在ある労働基準法第36条の協定との関係は、どのようなのか、どのように推移するのか、これについてお聞きをしたいと思ひます。

○田畑議長 答弁願ひます。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

労基法の改正に伴う事項とは何かについてですが、長時間労働の是正のための措置として、労働基準法が改正され、平成31年4月1日から、時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても、超過勤務命令の上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることになるのに伴ひ、岩出市においても同様の措置を講じるものでございます。

次に、具体的に規則で定めるとあるが、その内容はどうかでござひますが、超過

勤務命令の上限としまして、原則は月45時間以内、年360時間以内とし、業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に原則の時間を超えて勤務させる必要がある場合は、月100時間未満、年720時間以内と。災害、その他避けることのできない事由によって臨時に必要な場合は、さらにそれらの時間を超えることができることを想定してございます。

次に、36協定との関係ですが、水道局やクリーンセンターなど、時間外の勤務を行うために36協定の必要な部署では、規則で定める範囲内で協定を行ってまいります。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 長時間労働をなくすための制度改正であるということは、私も認識しておるんですが、あえて言うなら、非常時に対して、逆にこれが拘束されるということがあっては、市民生活の維持は不可能であるというふうに考えます。

そういうときについては、非常事態ということで、特枠として設けて、弾力的に実施をしていくということが求められると思うんですが、それについても、その規則の中でうたうのかどうか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

規則の中では、災害、その他避けることのできない事由によって、臨時に必要な場合は、さらにそれらの時間を超えることができるということを規定するような想定してございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第6号について、条例改正の一部について質疑をさせていただきます。

過去、この条例に従って、職員が休業して自己啓発した事例というのは何例あるのか。もちろん、それが職員にとって使いやすい条例になっているのか、ここら辺についてどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

過去において、職員が休業して自己啓発した事例はあるのかというご質疑ですが、過去に事例はございません。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 事例がないということなのですが、なぜ、この条例が活用されないのか、そこら辺の要因について、執行部で検討されたことはあるのか。あるのであれば、どういう内容であったのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

この条例につきましては、地公法の第26条の5、これに基づきまして策定したものでございまして、自己啓発等休業している期間については給与を支給しないという、こういう法律がございますので、そこら辺が影響しているものかと思えます。

また、大学等における就学では3年間という期限、また、国際貢献活動については2年という期限がございますので、ちょっとこちらに当てはまる事例がなかったということで認識してございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第7号について質疑をさせていただきます。

今回の改正の中で、具体的に各手当のアップ額についてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の改正による期末手当のアップ額についてですが、議長、年間2万5,300円の増、副議長、年間2万2,425円の増、議員お1人分で、年間2万700円の増、議員16人の合計で、年間33万7,525円の増となります。

市長につきましては、年間5万2,500円の増、副市長、年間4万3,400円の増、教育長、年間3万9,200円の増、三役合計としまして、年間13万5,100円の増となります。

○尾和議員 教育長も一緒かな。

○木村総務課長 先ほどもお答えしましたが、教育長は、年間 3 万 9,200 円の増となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第 9 号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第 9 号について、質疑をさせていただきます。

今回の条例改正によって、職員のアップ総額及びアップ率ですね、何％になっているのか。

それから、勤勉手当についても同様に求めたいと思います。

それから、再任用職員に関して、人員及びアップ総額及び率について、お聞きをしたいと思います。

それから、1 条規定の適用の再任用も同様と解釈していいのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の職員のアップ総額及び率についてですが、給料総額としまして 252 万 4,000 円の増となります。アップ率については、給料表で平均約 0.2％の増となっております。勤勉手当についてですが、総額 515 万 8,000 円の増となり、アップ率については 3％の増となっております。

次に、再任用職員の人数とアップ総額及び率は幾らかについてですが、再任用職員の人数は 7 名でございます。アップ総額は、給料で 2 万 8,800 円のアップ、率は約 0.2％の増となっております。勤勉手当についてですが、総額 6 万 6,600 円の増となり、アップ率については 6％の増となっております。

次に、1 条規定の適用は再任用も同様かについてですが、再任用も同様に平成 30 年 4 月にさかのぼって適用されます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 この条例の中で一番欠落しているのは、非常勤職員についてなんですが、これについては、この適用はないということなのか、それとも別途考えておるのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

本条例につきましては、職員に関するもので、非常勤については適用はございません。また、非常勤については、現在、考えてございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この給与改定については、人事院規則、人事院が発表に伴って、各市町村が賃上げをしたということなのですが、もともと人事院の想定した金額は、今、国会で非常に問題になっている毎月基本統計並びにその他の統計が曖昧であり、労働者の賃金そのものが、実質賃金と名目賃金との乖離も生じてきております。一概に、人事院が発表したからといって、それをそのまま地方自治体が運用の中に入れていくことについての問題点の意識について、岩出市はどのように考えておられるのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

人事院勧告に沿ってということですが、人事院勧告につきましては、民間の給与を参考にしたものでございまして、市民からの一番信任を得られるものと考えてございますので、人事院勧告をもとに条例改正を行ってございます。

○田畑議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第11号について、お聞きをしたいと思います。

今回、この条例改正によって、所得割を増加した理由は何か。

それから、2番目に、資産割の減額した理由についてもお聞きをしたいと思います。

個人の平均総額はどのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑の1点目、所得割を増加した理由と、2点目の資産割を減額した理由について、あわせてお答えいたします。

今回の税率改正は、平成31年度国保事業費納付金の算定において、被保険者1人

当たりの医療費が増加したことなどが影響し、納付金額が増加したことから、現行の国保税率では納付金を賄うことができない見込みとなり、税率等の改正を行うものであります。

この改正と同時に、県国保運営方針において、平成39年度までの期間で、保険税の算定方式を3方式に統一することを目指すとされていることについて、どのような対応をしていくべきかを検討いたしました。その結果、3方式への移行期間が短くなればなるほど、年度ごとに被保険者に及ぼす影響が大きくなることや、他市においても既に移行を進めている、あるいは始めようとしているところが多いことから、岩出市国保においても、平成31年度より3方式への移行に着手することとしたものです。

なお、これにつきましては、国保運営協議会にも意見を求めましたが、被保険者の影響を考えると、早急に着手すべきとのご意見でありました。

国保税は、応能原則と応益原則から構成されており、県国保運営方針における応能・応益の割合である50対50を参考にバランスをとった結果、資産割の減額も影響し、所得割については、改正案のとおり、増加しております。

続いて、3点目の個人の平均総額はどうかにつきましては、1人当たりの課税総額の平均は、現行の年額10万5,381円から10万9,207円となり、年間で3,826円、月にして319円の増と見込んでおります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 従来、この保険料の算定基礎になっていた所得割並びに資産割についてですが、矛盾点としては、所得割、所得というのは、ある程度、掌握できるんですけども、資産をよく持っておられる岩出市民の皆さんにとっては、この問題について減額をしたと。所得に応じて保険料を算出するんだと。

一方、岩出市における保険料の徴収実績、県に移管したことによって、横並びで、和歌山県下の被保険者の皆さんがアップになるということがあっては、全体としての県に移管した利便性というんですか、市民の受ける利益というものが減額されるという傾向にあるのではないかと思うんですが、私は、資産割を減額して、所得割をふやしたところの各市町村の率について、岩出市では把握をして、横並びにすることが順当な保険料の徴収だという認識でおられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

県内の状況に合わせて資産割を減らしていくのが、岩出市、横並びにすることがいいのかどうかということなんですけども、和歌山県の運営方針において、平成39年度までの間に資産割を引き下げた3方式というのを目指すとされているので、それまでの間に緩やかに減額していく必要があると考えております。

ですから、最終、全部の市町村がそこに向かって、同じところになるということですが、今の段階では、できるだけ岩出市の国保の被保険者の負担が重いものにならないように考えながら、状況を見ながら、運営協議会のほうとも相談しながら実施したいと考えているところです。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 この資産割についてですが、極端な例で、各地方自治体では、資産割をゼロにして、所得割だけで把握をしていこうという動きのあるところもあります。岩出市においても、資産割については、年度別に減額して幾らぐらいまで持っていこうとしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

岩出市においては、最終的には、県の運営方針に基づいた3方式に移行するということで、39年度の時点ではゼロに持っていくということになります。県のほうが資産割を廃止した3方式による統一保険料を目指す。なぜ資産割をなくすことにしたのかということについては、別に固定資産税が賦課されることなどの点で不公平感があり、全国的に廃止の方向でもあることから、県においても、和歌山市と同じ資産割を廃止した3方式による統一保険料を目指すこととされたもので、岩出市は方針に従ってやっていくこととなります。

○田畑議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第12号について、質疑をさせていただきます。

今回の条例一部改正についてですが、災害弔慰金について、貸し付け実績については、過去どうであったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、この条例の中に、第1項の保証人という形で表示をされているんです

が、その理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員のご質疑の1点目、災害弔慰金の貸し付け実績はどうかについてであります。貸し付け実績はございません。

2点目、保証人とした理由は何かにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正において、保証人に係る規定が削除されたことにより、保証人が必要か否かは市町村の裁量となりました。保証人を不要とした場合、貸し倒れのリスクが高まるおそれが想定されることから、今回の条例改正におきましては、保証人の有無を貸付利率に連動させて設定したものでございます。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今般、民法の改正によって、年次別に法律が何十年かぶりに実施をされようとしているんですが、ここにいう保証人、保証人だけであれば、後の条文の中で、連帯して債務を負担をするという表現になっておりますので、端的に言えば、連帯保証人の意味合いが強いんじゃないかと思うんですが、あえて、ただ保証人とした、このところに、私は疑念を持っておるんですが。

連帯保証人を立てると。それにおいて、弔慰金の担保をしていると、債務の担保をしていくという表現のほうが、よりベターではなかと。保証人だけであれば、債務者が何とかしてよという場合は、逃げられる可能性もあるわけで、より厳密に言えば、連帯保証人という形の表示がなぜできなかったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再質疑におきまして、なぜ連帯保証人という表記ができなかったのかというお尋ねであります。そもそもが災害弔慰金の支給等に関する法律施行令において、保証人という用語を用いております。常々、かねてより岩出市の条例においても、保証人の考え方につきましては、連帯、その実質は連帯保証人と捉まえております。

以上です。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 捉まえているということであれば、連帯保証人でもいいのではないかと
いうことと思うんですが、今のご答弁では、この条文の中に、これだけで完全に補
足できるのかという問題がありますので、再検討される必要があるのではないかと
指摘をしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再々質疑におきまして、連帯保証人の表記を再検討をと
いうことですが、現時点では、この保証人という表記で条例改正をさせて
いただければと考えております。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第16号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第16号、30年度一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。

まず第1点は、この補正予算において、総務費の減額が表示されております。並
びに衛生費の減額も表示をされておりますが、その理由について、具体的にご答弁
ください。

それから、鳥獣被害等の増額について、これについて、現在、捕獲頭数について
のもろもろについて、ご答弁ください。

それから、老人祝い金についてであります。当初からの差異が発生をしたとい
うことであります。これについては、支給の起算日をいつとして統計した数字な
のか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出駅のバリアフリー化についてであります。繰越明許にもうたわ
れているように、おくれた理由、それといつから事業をやっていくのか、完成時期
はいつと見ているのかについて、お聞きをしたいと思います。

それから、プレミアムつき商品券の事業内容について、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の総務費の減額、理由は何かについてですが、人件費分につきまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の減につきましては、職員1名が年度途中で退職をしたことにより減額するものでございます。

続きまして、岩出駅バリアフリー化、繰越明許ということで、いつから施工するのか、また完成はということでございますが、事業の進捗状況につきましては、J R西日本株式会社和歌山支社によりますと、平成30年7月豪雨により、J Rグループでは、中国地方の被災地への施工支援の必要から、岩出駅バリアフリー化事業の保線工事の見送りや土木測量におくれが生じていると報告を受けてございます。

事業につきましては、既に取りかかってございます。完成につきましては、当初と変わりなく、平成31年度中と聞いてございます。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 2番目の衛生費の減額理由について、お答えします。

衛生費の主な減額理由は、浄化槽設置整備事業補助金の申請件数が確定したことによる減額でございます。

○田畑議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 衛生費の減額について、保健推進課所管部分について、お答えいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の減につきましては、職員1名が年度途中で退職したこと、及び1名が育休を取得したことにより、人件費を減額するものです。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 鳥獣被害等の増額につきまして、こちらはイノシシの捕獲頭数の増加によるもので、当初は150頭の捕獲を予定しておりましたところ、年度末で430頭の捕獲が見込まれるため、その差280頭分、224万円について、予算の増額をするものです。

○田畑議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 4点目の老人祝い金、当初との差異はどうかにつきましては、敬老祝い金は、当初予算では、平成29年9月30日時点の対象者2,879人分を計上していましたが、死亡、転出等により、実績は2,659人分、797万7,000円となりました。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

プレミアムつき商品券事業の内容はどうかということでございますが、消費税、地方消費税引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアムつき商品券の発行、販売等の事業を行うものです。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 鳥獣被害の件数なんですが、増加しているということなんですけども、私ちょっと疑問に思うのは、イノシシが捕獲をして、猟友会が捕獲した。捕獲したものについては、岩出市内でイノシシを捕獲しているのか、それとも市外のイノシシも該当するのか、こちら辺がいつも疑問に思っているんですが、その件についてはどのような区分けをしているのか、区分をしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、老人祝い金、減少によるということですが、締め切りをして、9月30日の現在から2,659人になったということなんですけども、2,659人となった日にちは、敬老会の前、何日を締め切りとしているのか、当日なのか、この起算日についてお聞きしたんですが、今答弁なかったもので、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、バリアフリーの件ですが、現在おくられているということなんですけども、エレベーターの設置箇所についてお聞きをしておきたいんですが、北側か南側なのか、こちら辺について、もう決まっておるのであれば、お聞きをしておきたいと思います。

それから、プレミアム商品券の事業についてですが、この事業計画、具体的に決まっているのか、いないのか、ようわからんですけども、いつから実施をして、金額は幾らぐらい想定された事業なのか、実施計画等についてお聞きを再度したいと思います。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑で、岩出駅バリアフリー化について、エレベーターの設置箇所ですが、現在の駅舎の北側、下井阪寄り、そちらに設置ということで聞いてございます。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 有害鳥獣イノシシの捕獲につきましては、岩出市内におきまし

て、岩出市の猟友会の会員さんが捕獲したものを対象としております。

○田畑議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 再質疑にお答えいたします。

敬老祝い金につきましては、対象者は8月1日現在において、住民基本台帳に記載されている方として、その時点で対象が8月になって、敬老会の案内状と一緒に配布しておりますので、敬老会の開催前には、大部分、お祝い金をお渡しできている状況となっております。

開催時点で、お会いできなくてお渡しできなかった方につきましては、終わった後に、また再度通知を送ってお渡ししております。12月の半ばには、一応お渡しは終了しているという形になります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

プレミアムつき商品券事業の事業計画についての問いであったと思います。

まず、対象者は、2019年度の扶養ほか、住民税の非課税者、それと3歳未満児の子育て世帯主になります。

商品券につきましては、割引率が20%ということで、額面でいきますと、2万5,000円分の商品券、これを2万円で購入できるというふうになってございます。

それと、商品券の使用の可能期間でございますが、2019年の10月から2020年の3月までで、市区町村に定める期間ということで、その間で使用可能期間を設定します。取り扱い事業者については、10月1日までに市内の店舗で、幅広く対象として、その事業者の公募を行う予定でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 鳥獣の問題ですが、岩出市内で捕獲されたものということなんですが、それは厳格に確認できるものなのか、それとも他の自治体から持ち込みはないのか、そこら辺についての取り扱い、再度お聞きをしたいと思います。

それから、毎年毎年、これふえているんですけども、捕獲をするわなによる捕獲なのか、それとも鉄砲による捕獲なのか、ここら辺について、詳細がわかれば教えてください。

それから、老人祝い金の問題ですが、今ご答弁いただきました。8月30日時点ということですけども、12月末までには全て完了するということなんですけども、老人の方が、ご高齢の方が、特養とか介護老人施設等々に入所されている方も含ん

で、確実に手元に渡すということが原則やと思うんですけども、ここら辺の取り扱いについて、どのように実施をされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 有害鳥獣イノシシの駆除につきましてですが、捕獲する場所といますのは、わなの場合は、あらかじめどこにわなを仕掛けてあるかというのを把握して、書類として提出していただいております。

捕獲したイノシシにつきましては、捕獲場所で現地で写真、捕獲した人も日付も入った写真、それを提出していただいておりますので、捕獲場所を偽装するということは、まずできないかなと思っております。

それから、捕獲の方法につきましては、基本的に、有害鳥獣の捕獲というのは、箱わなでお願いしているところでございますが、猟期中につきましては、通常のハンターさんが鉄砲で撃たれるというのも補助金の対象とはなっております。

○田畑議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 敬老祝い金の対象の施設の入所されている方につきましても、施設に住民票がある方にはそのように、また、住民票がなくても、施設に入っている方についてもきちんと確認をとって、施設の方には全員お渡しをしております。

○田畑議長 続きまして、議案第22号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 今回、議案22号の防災無線デジタル化の請負契約についてであります、これは一般的に、やっぱり室内で、最近、住宅環境も改善されておまして、サッシや雨戸を閉めますと、現在、放送されている無線というのは、窓をあけないと何をしゃべっているのかわからないというのが実態やと思うんですね。

それとあわせて、この防災無線工事によって、市民の皆さんがどれだけ利便性が得られるのかという問題であります、これについて、こういう点が市民の皆さんの利便性向上になるんだということがありましたら教えてください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のデジタル防災無線工事の市民への改善点はどうかについてですが、通告に従い、ご答弁いたします。

防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命・身体・財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段であります。デジタル化した場合の代表的な効果としましては、現在のアナログ式無線と比較し、

高品質でクリアな音声放送が可能となります。また、文字入力による音声放送により、正確かつ均一の内容での放送が可能になるなど、情報伝達性の向上や災害時における迅速な対応が可能となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。ここでデジタル化によって、市民向上につながるんだということで、3億8,000万から予算を組んでおるわけですが、重層的にこの防災無線だけじゃなくして、社会的弱者である高齢者、お年寄りとか障害者、ここらについては、ダイレクトに家庭の中で、家庭に直接無線行為に類似するような設置をしていくと、あわせてやる必要性があるんじゃないかと思うんですが、これと関連して、そのようなお考えがあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

気象状況等により無線放送が聞きにくい、また、障害者の方でということですが、現在、電話応答サービス、放送した内容を再度聞けるという電話応答サービス、または岩出市安心・安全メールに行政情報の提供を初め、災害時におきましては、緊急速報「エリアメール」や市ウェブサイト、防災わかやまメール配信サービス等を活用するなど、複数の手段を用いているところでございます。

ダイレクトに家庭に直接設置していく必要性はということですが、そういう機器を設置している市町村もございます。それにつきましては、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。重層的にやっていただくということですが、スマホとか、そういうものを使いこなしてないお年寄りの方も多いと思いますし、そういう意味では、そこら辺の補完すべき事業もあわせて推進をしていただきたいことを思っておりますが、重ねてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

やはりこの情報の伝達というのは必要で大切だと考えてございますので、複数の手段を用いて、今後もしていきたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第3号から議案第22号までの議案20件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第22号までの議案20件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第22 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算～

日程第28 議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算

○田畑議長 日程第22 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算の件から日程第28 議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第23号、質疑お願いいたします。

増田議員。

○増田議員 質疑を行います。議案第23号、一般会計予算について、7つの点で質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、現在、国が消費税の増税、この不景気の中で大增税を計画している中で、問われているのは、地方自治体として、市民生活への防波堤となる、こういう支援策というのが求められている状況の中で、岩出市として、福祉施策、教育施策では、どのような前進面、改善面、これが行われているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

2点目は、今言ったこの消費税の増税、これが自治体への影響、これについてはどれぐらいあると試算をしているんでしょうか。12月の議会では、3月の定例議会前でなければわからないというような答弁でしたので、改めてお伺いをしたいと思

います。

3点目は、この市長の施政方針の中にも書かれていますが、市民ニーズの変容に、迅速かつ的確に対応する必要があるという認識をした上での予算だとなってきました。岩出市として、市民ニーズというものがどのような点で変わってきているのかお聞きしたいのと同時に、市として、実際には言われている市民ニーズ、これがこの間、どのように変わってきているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

4点目は、職員体制面です。住民のサービスにえられるための子育て支援、健康促進支援、高齢者支援というものを初めとした部分の点において、専門職のエキスパート体制、こういうものの充実などが求められていると思いますし、市民ニーズにえられる自治体として、この住民生活を守るための職員体制という、この点における改善というのはどこにあらわれているのかという点、お聞きをしたいと思います。

5点目は、ごみの減量化対策、この間、なかなか思うように減量化というのが進まないという現状がある中で、今年度はどのように対策を図ろうというふうに考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

6点目は、観光行政面です。今年度に、道の駅を中心に抜本的な観光客誘致、この起爆剤をするんだということで、これまで事業が進められてきました。この点においては、ことしの実績をどう捉まえて、新しい年度として、どのようなこの今年度の予算について、観光客誘致を進める、こういう計画を持っているのかという点、この点をお聞きします。

最後に、今度新しく長期計画、これにも取り組んでいくんだと言われていますが、岩出市に求められている、こういうものについてはどういうものがあるのか、岩出市としての新しい計画をつくっていく視点、これがどういうふうに考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質疑の1点目のうち、福祉部門についてお答えをいたします。

従来よりそれぞれの担当部署において、子供を初め高齢者や障害者など行政の支援を必要とする方々に対して、個々の状況に応じ各種制度の適用やさまざまな事業の実施により適切に対応しております。

一例を申し上げます、平成30年度におきまして自殺対策計画を策定し、本市における自殺対策を今後より一層総合的かつ効果的に進めていくこととしております。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 同じく1点目、教育施策面についてお答えいたします。

教育部の第一義的な役割は、児童生徒の命を守ることであり、その上で学力向上を含む健全な成長を促進していくことが大きな役割でございます。そのためには重点的かつ集中的に、学校施設、通学路等、それぞれの施設環境から危険を取り除くなど、例えば、全普通教室に空調設備を設置するなど、児童生徒の安心・安全な環境整備に取り組んでまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の質疑にお答えいたします。

2点目の消費税増税における自治体への影響額はどれぐらいあると試算をしているのかということでございますが、まず歳入面では、地方消費税の増額が見込まれ、歳入予算を1億2,200万増の8億6,000万円計上しております。この歳入予算額は、地方財政計画における伸び率及び平成29年度の決算額を積算基礎とし、計上したものでございます。

次に、歳出面では、需用費、委託料等を初めとする各支出に係る消費税分を増額しております。影響額については、約3,400万円と試算しております。しかしながら、消費税増税に伴う保育料無償化等の社会保障制度改革については、予算編成時点において詳細が未定であったため、当初予算には盛り込まず、来年度の補正予算にて対応したいと考えております。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員の3点目について、お答えいたします。

市民、地域との対話と協調の一環として実施している市政懇談会では、ここ数年のご意見、ご要望について、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興、福祉の充実及び学力向上など、生活の利便性向上や身の回りの安心・安全を求める要望が多くなっております。

市民ニーズという面においては大きな変化はございませんが、平成30年度第3回定例会において、議員全員から請願をいただいた「小中学校の普通教室すべてに空調設備の設置を求める請願」につきましては、市民からの要望も多く、早期完成を目指すため、平成31年度から年次的に進める計画でしたが、国の補正予算に伴い、平成30年度の補正予算に全校分を前倒しで計上し、平成31年8月31日の設置完了を

目標に定めているところです。市といたしましては、市民サービスを効率的・効果的に提供できることが、市民生活の向上につながっていくものと考えます。

続きまして、7点目についてお答えいたします。

新しい長期総合計画の策定に当たり、これまでの長期総合計画で示してきたまちの将来都市像となる「活力あふれるまち ふれあいのまち」、4つのまちづくり大綱「住んでよかったと思えるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「元気で健康なまちづくり」「笑顔あふれるまちづくり」について、継承していくべきまちづくりの方向性と考えております。

また、平成31年度、32年度の2カ年の作業期間の中で、第2次長期総合計画の総括を初め住民意識調査等の状況を把握し、市の行財政運営とバランスを考えた計画策定を進めてまいります。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の4点目、職員体制面についてであります。専門職の体制として、保健師、社会福祉士、手話通訳を行う職員など、専門の資格を持つ職員を必要な部署に配置し、住民ニーズに応えられるよう体制づくりに努めています。

平成30年度では、福祉主事、これは手話通訳になります、1名、保健師1名、保育士2名を採用しています。また、平成31年度も、保健師、社会福祉士、保育士の採用を予定しており、専門職のエキスパート体制の充実に努めております。

職員体制の改善につきましては、平成31年度に生活福祉部内の組織体制を大きく再編し、職員体制の強化を図ってまいります。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目のごみの減量化策について、お答えします。

家庭系可燃ごみにつきましては減量化が進んでいるところですが、引き続き排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会や、小学生を対象とした環境出前講座を開催するなど、見える啓発に取り組んでまいります。

また、粗大ごみについては、リサイクル工房を拠点として展示販売会を開催し、まだまだ使える家具類や自転車などを提供する機会を設け、粗大ごみの減量意識の向上に取り組んでまいります。

事業系ごみについては、経済活動と密接に関連していることもあり、計画どおりに進めていくことが難しい状況ですが、業種など個々の状況に応じた個別の働きかけが必要であると考えており、事業者を訪問するなど、直接的に働きかけ、それぞ

れの状況に沿ったごみ減量、再資源化に対する助言・指導に取り組んでまいります。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 6点目につきまして、道の駅ねごろ歴史の丘は、グランドオープンして1年が経過し、利用者も少しずつふえてきたことに加えまして、団体バスの利用も定着してきているところでございます。平成31年度においては、引き続き県外におけるプロモーション活動に力を入れ、同時に、根来寺の観光地としてのイメージアップを図ることにより観光客誘致に努めてまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 何点かお聞きをしたいと思います。

消費税の増税、こういう点においては、各種の消費税増税における手数料関係ですね、これの点における歳入面、この点についてはどれだけ見込んでいるんでしょうか、この点をまずお聞きしたいと思います。

2点目に、今年度、生活福祉部については、改編というんですか、体制面の改編はするんだということも言われたんですが、これは今の現時点で、どのような形のふうにしていきたいというふうに考えているんでしょうか。この点をもう一度お聞きしたいと思います。

それと、ごみの減量化ですね、この点については、今も業者に直接働きかけるんだということを言われました。実際には、訪問をされて、各事業者さんに対して、ごみの減量化について対策を講じてほしいということを要請に行くと思うんですが、この業者に直接的に行かれて、実際には、市としてはどのような協力というんですか、対策も含めてそうですけども、現場で指導というんですか、対応面というんか、現場の状況も含めて、どのように働きかけをしていこうとしているのか、その中身について、もう少しちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○田畑議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 増田議員の再質疑について、お答えします。

子育て施策の面では、平成31年度より、子育て世代包括支援センター「ぎゅっとふるいわで」を設置し、妊娠、出産、子育てに関する総合的な相談支援を行います。さらに、センターの開設に合わせて子育て支援課の業務を総合保健福祉センターに移し、母子保健と子育て部門に分かれていた手続をまとめてできるようにし、利便

性の向上を図っております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

当初予算において、歳入面で、手数料関係でどのぐらい見込んでいるのかというご質疑であったかと思います。手数料については、消費税に伴う改正が必要であれば、使用料、手数料条例の改正も必要となってくることでございます。当初予算におきましては、手数料関係については、現在見込んでおりません。必要ということであれば、補正予算にての対応となるということでございます。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再質疑にお答えします。

事業系ごみにつきましては、先ほども回答いたしましたとおり、店舗の新規出店など、経済活動と密着に関連しております事業所を訪問し、減量化計画等、内容に応じては、食品残渣、また資源類等々の各種ごみ種について、さらなる減量できるよう減量化計画等を求めるなどの助言・指導を行っていくと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 手数料関係です。今、補正予算対応でいいんだという、そういう説明でございました。1つ伺いをしたいと思います。

予算の計上面という点においては、総計予算主義、これが基本的に原則という形の部分になってきています。年度中に想定されるものについては、全て計上しなさいというふうに、私は思っていますが、岩出市として、総計予算主義という点についてはどのような認識を持っておられるのか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今と関係するんですが、当然、国の進めるこの消費税、これは年度中に見込まれるわけです。なぜ、岩出市として、国が進めようとしているこの消費税増税、これを見込んでいないのはどうしてなのかという点、この2点、総計主義、その内容と今の点、2点お聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、手数料の関係でということで、総計予算主義であるならば、当初からというご質疑であったかと思います。あと、消費税は、当然、10月1日から改正が見込ま

れるということがわかっているから、それも今回、手数料についても、それを見越した上での予算計上ということであったかと思います。

総計予算主義につきましては、確かに当初予算で見積もっていくのは、その主義のとおりでございますが、最初の答弁でも申しましたが、消費税増税に伴うことにつきまして、予算編成時点において、詳細が未定な場合とか、そういう場合は補正で対応するということに対応したいと考えております。

手数料については、これは消費税が影響するかどうかというのは、1つには、総務省で定められている消費税に係る政令等がございます。これは過去5%から8%に上がったとき、改正がされておりますが、今回もそういった改正があるかもわからないということで、それと消費税増税は10月1日からということで。できるだけぎりぎりまで、そういった情勢を勘案しながら、それぞれの所管のところで、この手数料に消費税分を乗せるかどうかという検討をしているというところでございます。

○田畑議長 続きまして、議案第24号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 次に、31年度の国保会計予算についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目に、ここには国保加入者に1億円という書き方をしているんですが、先ほどの条例の部分の中で、実際には3,662万円ということが言われました。こんな中で、岩出市として、負担減の部分として、市独自の繰り入れ対応というのはされないのはどうしてなのかという点が、まず1点です。

もう1点は、今、国保会計には基金というものがあります。今回、なぜ基金からの繰り入れを行わなかったのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、国保利用者の被保険者数そのものについては、減少するというふうな状況になっているんだと。そんな中で、保険給付費については、一般被保険者が1億円の増額、退職被保険者では、逆に7,000万円の減額になっていると思うんですが、しかし、全体を見渡してみると、やはり岩出市の現状、大変な状況になってきていると思うんですね。特に、今言われた一般被保険者という点においては、1億円も増額をするという状況になってきているんですが、この医療給付費が伸びる要因、この根拠というのはどういうふうな形で、こうなるんだというふうに試算をしているのかという点、お聞きをしたいと思います。

4点目に、岩出市として、毎年度、医療費削減のために苦勞されて、この間、データヘルス計画というものも計画をして、今後、事業を進めようとしています。こ

の点では、30年度では実際にどれほど効果が上がったのかと。そしてまた、今年度で、今やられている、これだけ医療費の給付額というものが上がる要因、これをどう分析をして対策に取り組んでいこうとしていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の独自の繰り入れ対応がなされない理由につきましては、制度改革により、平成30年4月から県と市が共同保険者となりましたので、市は県の国保運営方針に基づいて運営していく必要がございます。

県国保運営方針において、一般会計からの法定外の繰り入れについては、平成39年度までに、県内全ての市町村において解消することを目指すとされていること、また、平成39年度までの期間で、県内統一の保険料を目指すこととされていることから、市独自の繰り入れを行うべきものではないと考えております。

続いて、2点目、基金からの繰り入れを行わない理由につきましては、国保事業運営基金の年度末の残額が1,095万円しかないこと、また、広域化2年目にして、国保事業費納付金額が増額されたことや県全体で1人当たりの医療費が伸びている状況などを考えますと、今後の国保事業費納付金の見通しも厳しい状況と考えざるを得ないことから、このたびは基金を取り崩さず、今後の備えとすることとしたものです。

続いて、3点目、保険給付費の試算の内訳につきましては、退職者医療制度は平成26年度に終了したため、平成27年度以降は、定年等で退職し、新規で国保に加入される方は一般被保険者となっております。そのため退職被保険者数は年々減少し、平成31年度末で、全員一般被保険者に移行します。このため療養給付費の予算額は、一般分は増加、退職分は減少としております。なお、内訳につきましては、一般被保険者1万2,215人、退職被保険者45人で算定しております。

続いて、4点目、データヘルス計画を策定し、どれほど効果が上がったのかにつきましては、計画に基づき、平成30年度は特定健診未受診者対策事業、特定保健指導の利用勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施したほか、市民を対象に、生活習慣病予防教室を実施いたしました。特定保健指導につきましては、利用者数が、現在112人で、昨年より65人の増、糖尿病性腎症重症化予防事業申込者は7人、生活習慣病予防教室は3回教室で計85人の参加者がありました。

また、医療給付額が上がる要因の分析と対策としましては、1人当たりの医療費は、入院・入院外・歯科のいずれも増加しており、特に64歳未満の被保険者1人当たりの医療費の増加が大きく、全体の伸び率は2.86%で、県全体の5年間の平均伸び率3%とほぼ同じ水準となっております。

データヘルス計画における分析において、慢性腎不全透析ありの医療費や糖尿病などの生活習慣病の医療費が多いという結果が出ていることから、生活習慣病予防対策として、今後も特定健診を初めとする保健事業実施に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 医療の給付額、これが上がっていく要因、この点においては、私は今の国の進めている政治も、やはり大きな関係もあるんじゃないかというふうに感じる場所もあります。例えば、この医療給付が上がる理由として、例えば、この間、所得の減少というものが続いてくる中で、現実的には、なかなか実際にお医者さんにもかかりたいんだけど、かかれなくなっているんじゃないかと。重症化になっているような状況もあるんじゃないかと。

子供さんたちにしても一般の方にしてもそうなんですが、歯の治療なんかの部分なんかにおいても、やはり同じように、医者にもかかりたいけども、我慢して、これもさらに悪くなって、かからざるを得ないというふうな状況なんかも生まれてきているんじゃないかと。

だから、そういう点で、今、岩出市として、治療というんですか、歯の分野においてもそうだし、一般的な部分の中においても、さらにいろんな具体的に社会情勢との関係での分析というような点なんかの面においては、市として分析の点においては、どのように考慮しているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、基金からの繰り入れの点なんですが、実際には、今の段階では必要ないんだという点で言われましたけれども、じゃあ、市としては、基金の活用という点については、今後どのような場合、活用していくつもりなのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

給付が上がる要因には、所得が減少していて、重症化しているのではないかとというような感じだったと思うんですけども、所得については、岩出市もそうですが、

ここ数年は上昇というか、上がっている傾向、全体としてはそういうふうに、うちは把握しております。

あと、お金がなくて病院に行けなくて、それが重症化している状況というのについてですが、例えば、国保において保険料が滞納になってというような状況であっても、短期被保険者証とか、そういうのも交付しているところなんですけど、岩出市においては、短期被保険者も資格証明書のほうにつきましても、とめ置くことはなく、送付している状況でありますので、病院に、短期の方であれば、保険給付を使ってかかることはできますし、資格証明書も、1年以上低下したからとかという理由で、そのまま送っているのではなく、弁明の機会を設けた上で、まだ、さらに全然相談とかがない人に関して、居所不明の方とかが多いとは思いますが、送付しているものでございますので、国保としましては、そういう直接的な原因というのは把握しておらず、重症化している面については、やっぱり早くから、早期からの生活習慣病への介入といいますか、予防について取り組む必要があると考えていますので、先ほども申し上げましたように、特定健診を初めとする保健事業のほうに取り組んでまいりたいと考えております。

あと、基金の今後のどのような場合に活用するかということなんですけども、基金は基本的には条例のほうで保健事業費の納付金とかに不足が出た場合、そういうときに活用することとされておりますし、あと、会計上で足らないというような場合に使用することとなっておりますので、今後の状況を見ながら、基金の活用については、そのときに判断してまいりたいと思います。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案23号を質疑してください。

尾和議員。

○尾和議員　それでは、議案23号　平成31年度岩出市一般会計予算について質疑をさせていただきます。新年度の予算については、市民生活に密着する重要な案件ですので、横断的及び個別について質疑をさせていただきますので、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

まず第1点であります。この予算の中で見ますと、市税の増加分が計上されております。個人、法人、軽自動車、時計、消費税についてであります。これらについて、その要因についてお聞きをしたいと思います。

それから、利子配当割交付金増の要因について、お聞きをしたいと思います。

それから、自動車取得税交付金減について、その原因は何かということをお聞きしたいと思います。

それから、横断的な共通する課題でありますので、それについてお聞きをしたいと思います。

まず、歳入歳出ともあわせて、歳入に見合った予算実行をしていくということでしょうけども、いかにして支出を減らしていくかという取り組みの中に、電力使用量の減についての取り組みは、今回予算の中にどのように反映をされたのか、お聞きをしたいと思います。

また、超過勤務の手当についてであります。全体として目標値を定め、それにつけての取り組みの方法について、どのように査定されてきたのか、お聞きをしたいと思います。

次に、ふるさと納税の寄附金の問題であります。かねてからこの問題については取り組みの強化を求めてきたものであります。今年度の予算を見ますと200万円しか計上しておりません。これに至った具体的な内容、対策、方針についてお聞きをしたいと思います。

それから、子供医療費の積算根拠であります。これについては、紀の川筋で岩出市のみが中学校まで無料化になっておりません。これに向けての作成過程の段階で考慮され、検討されてきたのか、それについて積算根拠とあわせてお聞きをしたいと思います。

それから、公共下水道の接続の問題であります。市の一般財産は含めて、公共下水道接続に関して、現在まで完了した施設と今年度接続する予定の施設、これらについての計画立案はどのように査定されてきたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、庁舎等の補修工事で1,400万円余りを計上されておりますが、この工

事内容については、どこをどのように改善をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、草刈り工事の内容についてであります。700万余り計上していますが、これはどこの草刈り工事の内容のものなのか、お聞きをしたい。

それから、男女出会いサポート委託の問題であります。この委託先及び計画回数、何回ぐらい予定しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、和歌山県市町村分担金の内容についてであります。この積算根拠、並びにこの情報公開について、あわせて求めたいと思います。

それから、社会経済研究所負担金、この実態について、活動内容、どのような岩出市にとって、この負担金を支出するに当たって、岩出市が活用できるのか、この内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、申告相談業務委託の問題であります。委託先及びその金額についてお聞きをしたいと思います。

それから、戸籍届入力業務委託料、これの委託先、及びその情報の管理、情報漏れ等が発生しないような体制づくりがされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、統計調査員の報酬の内容、人員及び調査対象、岩出市地方自治体が調査をする対象内容等含めて、この調査人員についてもお聞きをさせてください。

それから、外国語通訳委託料についてですが、これについては、窓口業務並びにその他いろいろな関係があると思うんですけれども、委託先7万5,000円の計上、その内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、引きこもりサポート事業についてであります。現状とその内容について。

80、50という現代の問題点が、80歳の年寄りを50歳のサポートをしていると。引きこもりの子供を見ているというのが、今、社会的な問題になっております。これらの問題点について、どのような対策をこの予算の中でしようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、住宅確保給付金であります。過去の実績と今年度の見込み数、対象者、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、高齢社会に伴って、認知症患者がふえてきております。最近、これらも増加すると言われておりまして、統計では450万人ぐらい発生するということですが、今年度の予算で20万6,000円の計上をされております。後見人とし

て、その選任の方法並びに鑑定をすることになるわけですが、鑑定件数、そういうものに見合った予算となっているのか、件数、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、シルバー人材センターの補助金の問題であります。他の市のシルバー人材センターにおいて、その根拠となる補助金並びにシルバー人材センターが仕事をして、最低賃金を下回っているということが他市において発生しておりますが、岩出市において、シルバー人材センターにおけるそのような事案はないのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、子供医療費の扶助費 1 億 5,600 万計上していますが、先ほど申し上げました再検討したのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、重度心身障害者医療扶助費についてであります。この対象者数及びその内容、内訳について、お聞きをしたいと思います。

それから、障害者虐待一時保護費の内容であります。昨今、社会的な問題になっておりますが、この問題について、岩出市でこの保護費の 8 万 6,000 円を計上していますが、これだけで可能かどうか、その点を含めてお聞きをしたいと思います。

それから、養護老人ホームの入所措置費であります。この内容と予定者数についてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市保育所駐車場造成工事であります。現状、駐車場は何台収容できて、この工事によって駐車場数が増加するのか、何台増加していくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、粉河むつみホーム分担金 850 万余り計上していますが、この根拠と岩出市民が入所されている人数について、お聞きをしたいと思います。

それから、紀の国緑育事業についてであります。この事業内容について、今年度 570 万余り計上していますが、この内容について、どういうことを今年度しようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、次に、各小学校のトイレであります。洋式化に向けてどのような取り組みをして、改造計画としていくのか。現在の洋式化率はどうか。それから計画としてどうするのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、教職員の健康管理の問題では、診断委託料であります。委託先とその内容、実施計画、実績等があれば、どういう計画をしていくのか、お聞きをしたい。

それから、学力・学習状況調査についてであります。過去の実績と今後の方針

について。全体の市民の共有しなければならないと思うんですが、この70万余り計上して、実態はそういうものになってないというように認識をしておるんですけども、今後どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出図書館システムリース、これによって岩出図書館のシステムリースがどのように改善をしていくのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

2 ページ、男女出会いサポート委託料についてであります。委託先については、プロポーザル方式によりイベント企画業者から選考する予定です。回数については、1 回を予定しております。

続きまして、和歌山県市長会分担金につきましては、一般会計分担金としまして、住民基本台帳に基づく人口割53万6,000円と均等割55万8,000円合わせて109万4,000円となります。

また、特別会計分担金としまして、車両取り扱い件数に対して129万7,000円となり、和歌山県市長会分担金は合計239万1,000円となります。

続きまして、社会経済研究所負担金の活動内容につきまして、一般財団法人和歌山社会経済研究所は、各界英知を集結し、県勢を取り巻く社会経済上の諸問題と将来の和歌山県のビジョン等について、総合的な研究開発を行い、必要な情報の収集及び提供を行っております。

続きまして、統計調査員報酬の内訳、人員及び調査対象について、実施される統計調査は、経済センサスー基礎調査、報酬額40万円、人員5人、調査対象、産業分野における全事業所、全国家計構造調査、報酬額が57万2,000円、人員4人、調査対象48世帯、農林業センサス、報酬額133万円、人員58人、調査対象、農林業生産活動を行う者、工業統計調査、報酬額8万6,000円、人員2人、調査対象、製造業に属する全事業所となります。

以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の超過勤務手当の増減はどうかについてですが、当初予算では、平成31年度が8,304万5,000円、平成30年度が7,538万5,000円であり、766万の増額となっております。

当初予算編成の際には、3%削減を目標としておりましたが、ねんりんピックの

開催、地域福祉計画に係る市民意識調査、第8期介護保険事業計画策定に係る調査、市民プール施設の運営、小中学校の空調設置事業など、新たな事業などに対応するために増加したものでございます。職員の健康管理の観点からも、事務の効率化を図り、超過勤務削減に努めてまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

市税の増加する要因のうち、消費税に関してですが、地方消費税交付金については、国が示す地方財政計画における伸び率、平成31年で3.3%、平成30年度、2.3%及び平成29年度の決算額8億1,844万4,000円、これに基づいて計上しております。

利子割交付金、それと配当割交付金の増の要因は何かというご質疑については、利子割交付金についても、地方消費税同様、国が示す地方財政計画における伸び率、平成31年度が15.1%、30年度はマイナス17.7%及び平成29年度の決算額2,054万4,000円により計上しております。

それと、自動車取得税交付金の減は何かということですが、自動車取得税交付金につきましては、消費税率の引き上げに伴い、平成31年10月から廃止されることから、減額が見込まれます。自動車取得税廃止後は、新たに環境性能割が設けられ、交付金収入が見込まれることから、その分は9款を新設し、予算計上しております。

なお、積算につきましては、制度改正の初年度であるため、和歌山県から算出方法が示され、その方法に基づき予算計上しております。

続きまして、電気使用量減への取り組みはどうかということですが、昼休憩や業務時間外における不要な電気の消灯や冷暖房の稼働時間及び設定温度の管理をするなど、節電へ取り組んでおります。また、本庁舎の照明においても、蛍光灯からLEDへと順次変更しており、施設面での省力化に取り組んでいるところであります。

電気使用量については、毎月施設ごとに、対前年比で増減をチェックしており、5%以上増加した施設については、増加原因の徹底究明に取り組んでおります。また、平成30年4月から平成31年1月までを同月で比較したところ、前年比で0.8%減少しており、一定の成果が見られることから、引き続き節電、省力化に取り組んでまいります。

続きまして、寄附金に対する取り組みのふるさと納税に関する予算額のことであつたかと思いますが、予算額200万にしておりますけれども、近年はふるさと納税の

件数もふえておりますが、過去の状況も勘案しまして、過剰な見積もりにならないよう、200万円としているところでございます。

続きまして、庁舎等の補修工事の内容はどうかということでございますが、庁舎等の補修工事の内容としましては、本庁舎床の改修、老朽化している天井の改修、照明機器をLEDへ変換していく工事、それと健康増進法の一部が改正されたことに伴い、屋外に喫煙所を設置する費用、そのほか庁舎の維持管理や緊急時の補修等に対応する費用を計上しております。

次に、草刈り工事の内容についてはということでございますが、これは遊休地や所管する施設等の草刈りに要する経費として計上しております。草刈り場所につきましては、岩出図書館周辺ほか7カ所ございまして、年2回実施しております。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑について、お答えいたします。

1点目の市税の増加する主な要因といたしましては、個人市民税につきましては納税義務者の増、法人市民税につきましては企業業績の堅調と考えております。

軽自動車税につきましては課税台数の増、及び平成31年10月からの環境性能割の導入によるものでございます。

なお、都市計画税につきましては、宅地開発及び新築・増築家屋の増は見込まれるものの、予算算出に用いました地方財政計画の伸び率の減により減少となっております。

次に、2点目のうち、配当割交付金の増加する主な要因といたしましては、企業業績の堅調が考えられます。

次に、申告相談業務委託料の委託先については、近畿税理士会粉河支部、委託金額につきましては、1日当たり3万1,000円掛ける2名掛ける5日間で、消費税込みで34万1,000円でございます。

以上です。

○田畑議長 市民課長。

○大島市民課長 尾和議員ご質疑の戸籍届書入力業務委託について、どこに委託しているのか、及び情報の管理はどうかについて、お答えいたします。

戸籍届書入力業務委託につきましては、届書全体の一部に当たる他市町村受理分を戸籍総合システム保守委託事業者に委託いたします。

情報の管理につきましては、戸籍情報の漏えいを防止するため、当市と民間事業者との間の委託に係る通信は、情報を暗号化した上で、LGWAN回線を通じて行

い、法務省通知に基づいた対策を講じ、実施いたします。

○田畑議長 福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員ご質疑の3ページ目、外国語通訳委託料につきましては、福祉事務所の相談等で外国語通訳を必要とした場合に委託するものでございます。

続いて、引きこもりサポート事業につきましては、引きこもり者に対する相談、居場所の提供、家族への支援等により、引きこもり者へのサポートを図るものです。現状は、引きこもり者社会参加運営負担金として、和歌山県とセンター利用者が居住している自治体とで負担をしております。平成30年度限りで和歌山県が事業を廃止することになり、平成31年度から引きこもりサポート事業として実施してまいります。

続いて、住居確保給付金につきましては、生活困窮者自立支援制度の必須事業として、平成27年度から制度化されたもので、過去の実績としましては、平成27年度、2世帯で17万2,400円、平成28年度、3世帯で8万7,400円、平成29年度は該当なしとなっており、平成30年度の見込みとしましては、1世帯、11万4,000円でございます。

4ページ目、障害者虐待一時保護費につきましては、虐待を受けた障害者を一時的に施設で保護するものでございます。

○田畑議長 子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

4ページ、岩出保育所駐車場造成工事につきまして、駐車場台数はどうなるのかでございますが、現在、岩出保育所における駐車台数は20台程度となっており、今回の造成工事で新たに約30台分確保できる見込みで、合計50台程度と予定してございます。

次に、4ページ、粉河むつみホーム分担金の根拠及び岩出市入所数についてでございますが、まず、むつみホーム分担金の根拠は、那賀児童福祉施設組合同規約第13条第2項におきまして、岩出市、紀の川市の負担割合が規定されており、均等割・2割、人口割・3割、利用割・5割となっております。

また、岩出市の入所数でございますが、平成31年3月1日現在で、1世帯2名の入所となっております。

○田畑議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑の子供医療扶助費の積算根拠はどうかについてですが、未就学児につきましては過去3年間、小中学生入院扶助費につきましては

過去２年間の実績に基づき算出しております。また、小中学生外来に係る扶助費につきましては、現物給付を開始した平成29年８月以降の実績をもとに算出しております。

次に、子供医療扶助費の再検討をしたかどうかにつきましては、岩出市では、子供医療費助成について、保護者は子育てにおける第一義的責任を有しており、ふだんから子供の疾病予防等に対する関心を高め、配慮していただくことが重要であるという基本認識のもと、子育て世帯の経済的あるいは精神的負担などの軽減を図りながら、他の施策とのバランスや負担の公平性、将来にわたってこの制度を安定的に運営していくことなどを総合的に勘案し、制度設計を行っており、引き続きこの方針で実施していくこととしております。

続いて、重度心身障害児（者）医療扶助費の対象者及びその内訳につきましては、この扶助費は県補助対象分と市単独での助成分があります。県補助対象者分は、身体障害者手帳１・２級、特別児童扶養手当１級、療育手帳Ａ１・Ａ２をお持ちの方の入通院に係る医療費及び身体障害者手帳３級で、市民税非課税世帯の方の入院に係る医療費が対象となり、受給者数は634人、扶助費は１億344万8,000円を見込んでおります。

また、市単独助成分は、身体障害者手帳３級及び４級の一部、特別児童扶養手当２級、障害年金１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級をお持ちの方の入通院に係る医療費が対象となり、受給者数は596人、扶助費は7,737万6,000円を見込んでおります。

○田畑議長　長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長　尾和議員のご質疑、３ページの成年後見人申立手数料等の内容及び件数につきましては、手数料の内容には、申立手数料、後見登記手数料、医師鑑定料等があります。件数については、２人分を計上しております。

次に、その下のシルバー人材センター補助金、根拠及び最賃の厳守はどうかにつきましては、シルバー人材センター補助金の根拠につきましては、岩出市社会福祉団体等助成金交付要綱に基づき交付しています。交付金額につきましては、国の高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金と同額を交付しております。

次に、最低賃金の厳守についてですが、現在、シルバー人材センターの就業形態には、請負、派遣の二通りがございます。派遣の場合は、労働関係法令の適用対象となり、したがって、派遣により就業している会員は、最低賃金制度が適用されて

います。

一方、請負により従事する場合は、会員は労働者とみなされないことから、労働関係法令は適用されません。しかしながら、シルバー人材センターが発注者と交渉を重ねていることにより、基本的には、最低賃金以上の条件となるように努めているとのことです。

次のページの養護老人ホーム入所措置費内容と予定数についてですが、内容については、措置に係る生活費や事務費等の費用です。予定数は、現在、4つの施設に入所されている10名分を計上しております。

○田畑議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 続きまして、公共施設の下水道接続に関してお答えいたします。

下水道計画区域内で排水設備のある市の公共施設は49施設あります。そのうち供用開始区域に市の公共施設は24施設あり、15施設が接続済み、9施設が未接続です。未接続の施設は、山崎小学校、学校給食共同調理場、岩出第二中学校、中央小学校、岩出公民館、上岩出公民館、曾屋教育集会所、大宮神社公衆便所、山崎北こども園の9施設で、平成31年度に8施設が接続する予定でございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員のご質疑の5ページ目につきまして、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目の紀の国緑育推進事業につきましては、小学生の森林や林業への関心と理解を促すとともに、環境教育に資するため、森林体験を実施する事業で、県の100%補助事業となっております。

続きまして、2点目の各小学校トイレについて、改造計画はにつきましては、平成30年9月議会においてお答えさせていただきましたとおり、国の補助金を採択されれば、来年度、山崎小学校のトイレ改修を行ってまいります。

続いて、3点目の教職員の健康診断委託料、委託先とその内容につきまして、委託先としまして、公益財団法人和歌山県民総合健診センターです。内容につきましては、学校保健安全法第15条第1項の規定する健康診断の内容などとなっております。

続いて、4点目の学力・学習状況調査において、過去の実績と今後の方針はどうかにつきましては、平成26年度から小学校3年生、4年生、5年生及び中学校1年生、2年生を対象に実施しております。今後も児童生徒の学力状況の把握や教員の

指導改善に向け、引き続き実施してまいりたいと考えています。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 岩出図書館システムリース料につきましては、システムに係るパソコン、プリンター、レシートプリンター、デジタルサイネージ等の機器のリース料とシステム使用料でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、歳入の絡みの点から質問させていただきます。

市税に関してですが、個人・法人あるいは都市開発ですね、消費税、いずれも岩出市の場合は、農地が宅地化して、都市計画税というのは、近年増大をしているというふうに認識をしております。また、個人及び法人についても増加をしていると。

こういう状況の中で、法人の捕捉、減価償却分を含めて、完全に捕捉をしているのかという問題があるわけですが、そこら辺についてどうなのか。

それと、未収金あるいは納税の分に対する動向、そこら辺について、市としてはどういう方策をして、100%に近い計画を立てるということが大切になってくると思うんですが、そこら辺について認識をお聞きしたいと思います。

それから、電気使用量の問題であります。今、部長が電力使用量については減少しているんだと。LEDを活用しながら電力の消費を抑えていくということですが、さらに強化をして、これからますます小中学校の空調関係が整備されますと、その分、電気代が増加するという背景もあるわけですから、それに見合う減少をどのようにしていくかという問題が、課題があると思うんですが、そこら辺について、どのような取り組みをされていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務手当の増減の問題であります。全体としては、昨年度より3%増大をしておるということなんですが、今後の超過勤務をいかにして減らしていくのか、努めていくだけじゃなくして、もっと具体的な緻密な計画を持っていけない限り、お題目に終わるんじゃないかというふうに思っていますので、そこら辺についてお聞きを再度させてください。

それから、ふるさと納税に関してですが、近年アップをしているということですが、受け身の体制じゃなくして、より積極的にふるさと納税への取り組みをホームページ上で取り組みをされているんですが、さらに泉佐野市、150億円とかいうの、近年、問題になっておりますが、さらに泉佐野市役所等との取り組みを参考にしながら、岩出市においても、岩出市に寄附をしていただく人を1人でも多く取り組み

を強化すべきでないかというふうに思っておりますが、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、子供医療費の無償化の問題については、今ご答弁ありましたが、やはり岩出市として、少子化の中で、これからどうしていくのかという視点が欠けているのではないだろうかというふうに思っています。

それから、最近の新聞では、3人目が子供できますと50万とか100万とか、それから4人目を出産したら、国のほうでは、ある政党は1,000万を寄附したらどうかというような背景もありますし、ここら辺も総合的に考えて、将来に備えた今が大切やと思うんですね。子供を産み育てる、そういう取り組みを積極的に市民にアピールをしていく、これが大切だと私は思っておりますが、そこら辺について考え方を転換して、具体的な取り組みを変更を早期に、やはり求められていると私は思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、男女の出合いサポート委託料の問題ですが、79万6,000円という予算を組まれておるんですが、何回予定しているかということ、岩出市では1回だということなんですが、やはりこれなんかも、男女の出合い、そして、婚姻までに至って、さらに、それから子供出産というように結びついて、少子化対策になる1つの大きなツールでありますから、もっと積極的に岩出における男女の出合いサポート委託料というのをふやして、回数もふやす、そういう取り組みが求められるのではないかなと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市の市長分担金、県の市長分担金の内容をお聞きしました。積算根拠については、それぞれの団体が決められておるんですが、これらの分担金情報を市民がいつでも見られるように、岩出市の情報コーナーというものを設置して、岩出市の市長の分担金はどうなっているのだろうか、どういうところに使われているんだと。それから、市長会で議論された内容についても、その情報公開センターに行けばいつでも見れるというような形に、市民に公開をしていくという取り組みをあわせてやるべきではないかというふうに思っておりますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、戸籍等の入力委託料については、セキュリティーの問題で、個人情報の管理を徹底してやっているから問題ないんだということですが、暗号化をしているということですが、それにおける契約、その団体と契約した内容等についても、どういう内容になっているのか、これらの情報についても公開をすべきだというふうに思っております。

それから、調査関係の問題であります、今言われました調査人が重複して、いろんな調査にかかわっているのではないかと。通り一遍の調査内容で、それを集約する状況の中で、それは実際に現地に足を運んで調査をしているのかどうか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、引きこもりサポート事業の内容についてであります、今、先ほども申し上げましたが、80歳の親が50歳の引きこもりの子供を見ているというのが社会的に問題になっております。だから、具体的に、岩出市において引きこもりをしている成人の人員というのは、今何人おられるのか。それらに対する事業をもっと具体的にどうしていくのか、抜本的な年度スタートになるらしいんですけども、そこら辺の方針があれば聞かせてください。

それから、成年後見人の問題であります、この予算では2名ということで、少なくとも申請あるいはそれにおける取り組み、登記、それから医師の鑑定料、そういうものを含めると、1人、医者への鑑定については5万円から10万円要るわけで、20万の予算で2人だということですが、人口割にしても、この成年後見人の重要性というのは、今、とみに課題になっております。全国的にも、今、450万人ぐらいおられるということですので、岩出市においても、もっと予算積みをして対策をする必要があるというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、老人ホームの入所措置費なんです、これも老人ホームに入所する、できない、いろんな事情で社会的に弱者である人たちはどうするのかという問題ですが、10名で足りるのかなという気はするんですけども、そこら辺について、なぜ10名の予算分しか組まないのか、そこら辺、市の見解をただしたいと思います。

それから、各小学校のトイレの洋式化の問題であります、採択されたら洋式化をしていくということですが、現在、各小学校、中学校も含めてですけども、洋式化がされていない件数が把握されているのであれば聞かせてください。

それから、学力・学習状況調査についてですが、やはりこの調査についても、こういう調査、テストをして、集約して、こういう実態にあるということが、社会的にも岩出市民にも公開をしていくと。学校別まではいかなくても、そこら辺、具体的な現状を共有して、いかにして、学力・学習状況調査をしながら、学力を上げていくと、そういう取り組みを求められていると私は思うんですけども、そこら辺についてお聞きをいたします。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

広報等につきましては、テレビ和歌山の番組等とコラボして、皆様に紹介しております。

それと、男女の出会いサポート事業について、回数をふやしたらどうだということですが、現在は1回ということでご了承願いたいです。

続きまして、市長会負担金の情報公開についてですが、負担金となると市長会が9市の負担金や市長会の議題を公開するものが本来であると考えておりますので、市長会に対し申し入れをしておきたいと考えております。また、単独市での公開については、現在、考えておりませんので、ご了承願います。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 続きまして、総務課の超過勤務の具体的な方策ということですが、専門性の強化としまして資格職の採用、それから職員の資質向上としまして研修、また資格取得助成、そして人事交流など、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。また、事務事業につきましては、ボーダレス、オーバークロスで事務事業に取り組んでいきたいと考えてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

電気使用量減の取り組みの中で、さらに強化が必要ではないかと。特に30年度の補正で、小中学校の空調、施設の設置も決めたことであるし、電気代がかかると。それに見合う減少というのは、課題ではないかというご質疑でございますが、確かに小中学校の空調設備を整備することにより、電気代はかなり増加することが予想されております。

電気使用量減の当然課題となってきますが、それに見合う減少をいきなりできるということはありませんので、引き続き毎月施設ごとに増減をチェックして、5%以上の増加した施設についてはその原因があるということでの究明をしていくと。その中で電気使用量の節減の対応、こういったものが必要かということをご常日ごろから考えて、対応をしているところでございますので、これについては、そういった対応は引き続き続けていくと。

それとあわせまして、蛍光灯からLEDへの順次の変更というのも行っておりますので、当面はそういった対応で取り組んでいきたいと考えてございます。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 まず、市税について捕捉はできているのか、特に法人はということ

であったと思うんですけども、平成30年度課税調査の状況を申しますと、2月末で固定資産税、償却資産につきましては64件、1,050万2,000円でございます。それから、個人市民税につきましては、扶養調査や給与支払報告書未提出の法人への調査ということで158件、1,127万4,000円、それから、ご質疑ありました法人につきましては、未申告法人調査で13件、200万9,000円となっております。

これらを新規課税しており、これからも公平・公正な課税と自主財源の確保に努めていきたいと思っております。

次に、納税に対する取り組みということで、100%を目指してということであったかと思うんですけども、平成31年度の目標徴収率を97.5%と見込んでおります。現年に至っては99.1%で予算組みしております。預貯金等余剰財産の差し押さえ、それから搜索、動産・不動産の合同公売、インターネット公売等、あらゆる手段を使いまして、滞納整理に取り組みまして、また、県税や回収機構とも連携を図りまして、今後も滞納の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○田畑議長 市民課長。

○大島市民課長 尾和議員の再質疑、入力業務委託に関して、契約書について、うたう内容についてお答えいたします。

まず1点目、再委託の禁止及び業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、秘密保守義務の規定により適正に管理すること、なお、戸籍の届書のデータは一切複製せず、入力センター側でのプリントアウトや捜査権限の制限を契約書のほうにうたいます。

以上です。

○田畑議長 福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再質疑、引きこもりサポート事業に関連いたしまして、何人の方が引きこもっておるのか。また、市としてどう対応していくのかという問題につきましてですが、この引きこもりの実態を把握するというのはなかなか難しいものがございますが、現に引きこもり事業を利用されている方で申し上げますと、平成29年度の利用が9名、平成30年度の利用が10名となっております。

また、今後の対応でございますけれども、予算計上いたしました引きこもりサポート事業のほか、障害福祉サービスのメニューであります就労継続支援の活用、また、市内に存在する病院における引きこもり外来への紹介等を通じて、協力体制を図っていききたいと思います。

○田畑議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑、子供医療についてですけれども、子育て家庭に対する支援は、保育所や学童保育における保育の充実や妊産婦に対する訪問支援や児童虐待対策など多方面から行われており、子供医療費の助成事業は、そのうちの1つとして実施されているものでありますので、他の施策とのバランス等を勘案しながら、現行の制度で実施してまいります。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと納税制度の積極的な取り組みをとということでございましたかと思います。ふるさと納税制度を活用しました、ふるさと岩出市応援寄附金は、市ウェブサイトに掲載し、継続して募集しているところでございます。

なお、平成29年度からは地元特産品のPR、販路拡大等による事業者の活性化を図るために、地元特産品を返礼品として贈呈を開始しました。寄附の申し込み方法としましては、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用し、広く寄附を募っているところでございます。

また、市外の方が集まるようなイベント、昨日のマラソン大会でありますとか、昨年9月に行われました「ねりんピックプレ大会」、そういったところでサンプルを展示して、ふるさと納税の利用を呼びかけていると同時に、また逆に県外のイベントに参加するときも、観光PRとあわせて、ふるさと納税のパンフレットを配布するなどして、積極的な利用を呼びかけているところでございます。

○田畑議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑、成年後見申立手数料につきましては、この手数料は、身寄りがなく、身寄りがあっても虐待等により家庭裁判所に申し立てする人がいない場合、市長が申立者となって申し立てを行うための手数料であります。現在、この手数料2人分につきましては、本年度の予算算定時点で2人の実績でしたので、実績に基づいて算定しております。

次に、養護老人ホームの措置者の10名分の予算につきましては、入所措置費につきましては、現在の措置を受けている10名の方の実績ベースで予算計上しておりますが、措置者がふえ、予算に不足が出た場合は補正によって対応していく考えでございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、各小学校、中学校も含めてのトイレの洋式化についてのことであったかと

思います。こちらのほうも、平成30年9月議会において、各学校ごとの洋式トイレの設置率についてお答えさせていただいておりますので、今回、市全体での現在の洋式化率をお答えさせていただきます。小中学校合わせて506の便器のうち211が洋式になっております。洋式化率でいきますと、41.7%となっております。

続きまして、学力・学習状況調査において、結果の公開をしてはということだったかと思いますが、既に小中学校の市全体の状況につきましては、市のホームページ上、教育委員会のホームページ上で、特徴的なところについては公開しております。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 失礼いたしました。尾和議員の統計調査で現地に足を運んで調査しているのかにつきましては、現地に赴き、調査を実施しております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

○尾和議員 議長ね、今の調査、重複して、5名、4名、ここには2名ありますので、重複して、これ担当しておるんじゃないか。別々なのかどうか。

○田畑議長 公室長、お願いします。

○久嶋市長公室長 何回も申しわけございません。重複しておりません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第24号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第24号について、国保会計について質疑をさせていただきます。

この予算についてですが、県移管に伴って、岩出市民の方にとってメリット・デメリットというのは何があるのかということで、具体的に、県に移管した場合に、岩出市にとってどのような内容なのか。

それから、出産育児一時金の当初見積もりについてであります。それについてお聞きをしたい。

それから、日帰り人間ドック補助金の人員とその内容。

それから、脳ドック補助金の内容について、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の県移管に伴う岩出市民のメリット・デメリットについてですが、このこ

とについて考えていくに当たっては、まず、今回の国保制度改革が市町村国保が抱える構造的な問題に対応していくため、国が3,400億円の財政支援を拡充することに加え、県と市町村が共同保険者となり、広域化することで、財政基盤の安定化を図り、将来にわたって持続可能な制度にすることを目的として実施されたことに留意する必要があると思います。いわばこの改革は、現在というよりも、将来を見据えて実施されるものです。したがって、実施後1年弱しか経過していない現時点で、メリット・デメリットを論じるのはまだ少し早いのではないかと考えます。

例えば、今回の税率改正は、県への納付金の増額に対応するため実施いたしましたので、影響の1つであるようにも見えますが、制度改革がなければ税率改正の必要がなかったのかと言えば、一概にそう言い切ることはできません。県が示している国保運営方針では、平成39年度をめどとして、国保税の算定方式を初めとするさまざまな統一化に向けた取り組みを実施していくこととされています。

今後、広域化によって、岩出市国保に及ぼす影響をきっちり見きわめ、対応していくことが何より重要であると考えています。

次に、2点目の出産育児一時金の当初見積もりはどうかにつきましては、近年、減少傾向にあります国保被保険者の出産件数や、今年度上半期の出産件数と前年度同時期の出産件数との減少分を勘案し、当初予算額では、前年度よりも5件少ない68件分を見込んでおります。

続いて、3点目の日帰り人間ドック補助金の人員とその内容につきましては、定員は50名で、検査費用のうち受検者が負担する額は1万円とし、その残額を補助することとしております。

続いて、4点目の脳ドック補助金の内容については、定員は70名で予定しております。脳ドックにつきましては、従来の検査機関に加え、平成31年度からシンプル脳ドックを実施している検査機関を新たに追加することとしています。検査機関により検査費用が異なることに伴い、受検者が負担する額は1万円としておりますが、シンプル脳ドックコースについては5,000円とし、それぞれ残額を補助することとしております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 国保会計の捉え方の問題ですが、国が充当して県単位に移管をすると。聞こえはいいんですけども、最終的に、国民あるいは市民がそれによって負担が増大をすると。国保会計そのものの問題として起きるようなことがあれば、何をして

いるんかという問題も、反面では発生するわけであります。

押しなべて各地方自治体によって財政能力も違いますし、市民の納税する国保料にしても変わってくるわけでありますが、低いところに合わせていけばいいんですが、高いところに合わせていくということになりますと、岩出市はどうかかなと。岩出市の負担をしている国保料が、それに引き上げられて、岩出市民のデメリットになるということも考えられますので、県移管になったとはいえ、岩出市としても積極的にその保険料については物申すという基本的な姿勢がなければいかんのではないかと、そのように思っておりますが、岩出市の基本的な考えをお聞かせください。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 まず、広域化なんですけども、最も今の時点で私が影響が大きいと思っておりますのは、やっぱり県の運営方針にある39年度までの期間で、3方式による県内統一保険料を目指すとされていることに対する影響ということで考えております。

これは県内どこに住んでも同じ保険料、医療が同じ水準で、給付というか、受けられるようになっておりますので、にもかかわらず住んでいる市町村によって、同じ保険料ではないという状況が平準化されるということで、最終的には、おっしゃられているみたいな高いところに合わせていくというよりも、県内の医療費水準を平準化するために、市町村に保健事業であるとかのインセンティブを働かせながら、県にも医療費適正化に取り組みながら、保険料水準というのを平準化していくというような、保険料も平準化し、医療費水準も平準化していくというような動きの制度設計になった広域化のものでありますので、広域化というのはそういう制度設計にされておりますので、これから被保険者がどんどん減少していく見込みの中で、大数の法則といいますか、大勢の市町村で助け合って財政を安定化させるということは、将来的な視点から見れば、持続可能な安定した国民健康保険制度というのを維持するのに必要な制度であると考えております。

その中で、今は広域化の過渡期でありますので、県のほうでも市町村と相談しながら、いろいろなことが調整、調整というよりも、市町村の意見を聞きながら、方針というのは決められていっておりますので、岩出市のほうで、そういう納得できないといいますか、そういうことがあれば積極的に意見は言っているところでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第25号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第25号について質疑を行います。

介護保険料の問題であります。新年度予算について、介護認定審査委員会の報酬並びに開催回数、報酬金額はどのようになっているのか。

それから、記念品として支出していますが、これはどこに支出をしているのか。

それから、主治医意見書手数料の内容について、どういう意見書の内容で、主治医の意見書が出てきて、それに対して判断をしていくのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、要介護認定調査委託料の委託先についてはどこなのか。

それから、介護予防、住宅改修費の内訳及び予定数についてはどう見積もったのか。

それから、通所型サービス事業費の件数及び昨今の傾向について、どのようにつかんでおられるのか。

それから、介護予防ケアマネジメント委託料の内訳及び件数について、どのように査定をして見積もったのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の介護認定審査会委員報酬、開催数と報酬金額はどうかにつきましては、平成31年度は、年間89回の開催を予定しております。報酬につきましては、岩出市介護保険条例第1条の3に基づき、日額で申し上げますと、会長2万2,500円、副会長2万1,500円、班長2万5,000円、委員2万円となります。

2点目の記念品代支出先はどこかにつきましては、現在の委員の任期が平成31年度までとなっており、退任される方への記念品として6人分を見込んで予算計上していますが、記念品の内容及び支出先については、今のところ未定であります。

3点目の主治医意見書手数料の内容はどうかにつきましては、介護認定のための資料となる主治医の意見書作成に係る手数料であります。

4点目の介護認定調査委託料の委託先はどこかにつきましては、都道府県が実施する認定調査員研修を受講した介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所、介

護保険施設等の事業所に委託をしております。

5点目の予防、住宅改修費の内訳及び予定数はどうかにつきましては、介護予防住宅改修費の内訳につきましては、主な改修工事としまして、手すりの取り付け、段差の解消、扉の取りかえ等となります。1件当たりの費用は工事内容によって違いますので、予算においては、1件当たりの平均見込み額に147件の利用の見込みを見込んで予算を算定しております。

6点目の通所型サービス事業費の件数及び昨今の傾向はどうかにつきましては、この事業費は平成31年度予算では、現行相当サービスが3,160件、基準緩和型サービスが405件を見込んでおります。

昨今の傾向についてですが、このサービスは、平成29年4月から介護予防サービスから介護予防日常生活支援総合事業の通所型サービスに移行したサービスであり、移行が完了した平成30年3月末より1年経過しておりませんので、傾向については、まだはっきりしたことが言えない状況ですが、予算においては、高齢者人口の増に伴い、サービス利用者の増を見込んで計上しております。

○田畑議長 包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 尾和議員のご質疑について、通告に従い、お答えいたします。

介護予防ケアマネジメント委託料の内訳及び件数につきましては、プラン作成分が1,808件、762万7,048円、プランを新規に作成する際に加算される初回加算分が94件、27万6,642円となっております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第28号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第28号について質疑を行います。

墓園予算についてですが、現在の墓園販売者の内訳、岩出市内、紀の川市内、和歌山市内等々がありましたら、内訳をお示しください。直近の期日で求めたいと思います。

それから、残基数については、現在幾らあるのか、これについてお聞きをしたい。

今年度の販売目標はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

平成31年2月末現在の墓園販売区画は1,113区画であり、その内訳は、岩出市が894区画、紀の川市152区画、和歌山市42区画、県内、その他で3区画、県外で22区画です。平成31年2月末現在の残区画数は931区画です。平成31年度の販売目標につきましては50区画を目標としています。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今、報告をいただきましたが、残数はまだ931区画あるということですが、今年度、50販売できたとしても、900近い数字が残るということになると思うんですが、これらに対する目標設定をして、いかにして減らしていくのかということもあわせて、計画あるのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 残区画の販売の計画についてでございますが、全体的に何年度で販売していくというような計画は持っておりません。

しかしながら、毎年度、目標を定め、それになるべく達成できるように、広報を強化して、効率的に新聞折り込み、また、ほかのマスコミなどを利用しながら販売数を上げていくように努力するのみでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第29号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 水道会計について、予算についてお聞きをしたいと思います。

今回の予算についてですが、営業費用の縮減方針はどのようになっておるのか。

それから、給水減への取り組み、ここら辺についてどうしていくのか。

耐震管路への取り組みはどうか、現在の残数はどのような実態になっているのか。

それから、毎日当番委託料に関してですが、業者名と何人体制で対応しているのか。

それから、負担金の件数及び各金額についてお聞きをしたいと思います。

それから、この水道事業会計で占めている動力費ですね、電力代の削減計画についてですが、どうしていくのか。

それから、加入分担金及び施設分担金の見直しについて、どうするのかお聞きを

したいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 まず、営業費用の縮減方針につきましては、効率的な施設の運転と維持管理を行い、平成28年度に策定した岩出市水道事業アセットマネジメント計画に基づき、投資の抑制を図ることで、健全な経営を維持するよう努めてまいります。

2点目の給水減への取り組みにつきましては、給水戸数は増加しているものの、給水機器の普及や核家族化により、1件当たりの使用水量が減少しており、給水収益は税抜きで横ばい状態です。今後も健全な経営を維持するよう給水原価の縮減に取り組んでまいります。

負担金の件数及び各金額についてでございますが、加入分担金につきましては、口径13ミリは214件、4,641万2,000円、20ミリが11件、834万4,000円です。施設負担金につきましては、開発面積によるため、過去の実績を勘案して3,000万円を計上してございます。

続きまして、加入分担金及び施設分担金の見直しはどうかについてでございますが、加入分担金及び施設分担金の見直しは考えておりません。

○田畑議長 上水道工務課長。

○福山上水道工務課長 3点目の耐震管路への取り組みはどうか、残率を求めるについて、お答えいたします。

水道管の耐震化については、平成13年度より耐震基準に適合した管材にて整備を行っているところであります。残率、未耐震化率については、平成29年度末において61.7%となっております。

続きまして、4点目の毎日当番委託料に関して、業者名と何人体制かについて、お答えいたします。

平成31年度の委託先については、岩出市管工事業協同組合に委託を予定しております。なお、平成30年度実績として、同組合の10業者、23人体制で、緊急修繕体制を構築しております。

続きまして、6点目の動力費の削減計画はどうかについてお答えします。

平成28年度に策定した岩出市水道事業アセットマネジメント計画に基づき、老朽化した機器を更新する際に、高効率機器の導入や給水需要に合わせた機器のダウンサイジングを行い、動力費の削減を図っています。

また、送水ポンプの運転については、電気料金が安くなる夜間運転となるよう調整し、電気料金の削減に努めています。

○田畑議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第23号から議案第29号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第29号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっていますので、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、吉本勸曜議員、福岡進二議員、松下 元議員、上野耕志議員、奥田富代子議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第23号の審査につきましては、3月19日火曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第23号の審査につきましては、3月19日火曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月22日金曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月22日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(14時45分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成31年3月22日

|       |         |                                                   |
|-------|---------|---------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                   |
| 日程第1  | 議案第3号   | 岩出市長期総合計画策定条例の制定について                              |
| 日程第2  | 議案第4号   | 岩出市議会議員の及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について     |
| 日程第3  | 議案第5号   | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第4  | 議案第6号   | 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について                         |
| 日程第5  | 議案第7号   | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について           |
| 日程第6  | 議案第8号   | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について          |
| 日程第7  | 議案第9号   | 職員の給与に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第8  | 議案第10号  | 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について          |
| 日程第9  | 議案第11号  | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                             |
| 日程第10 | 議案第12号  | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第11 | 議案第13号  | 岩出市介護保険条例の一部改正について                                |
| 日程第12 | 議案第14号  | 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第15号  | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について            |
| 日程第14 | 議案第16号  | 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）                            |
| 日程第15 | 議案第17号  | 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                      |
| 日程第16 | 議案第18号  | 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）                        |
| 日程第17 | 議案第19号  | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）                       |
| 日程第18 | 議案第20号  | 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第19 | 議案第21号  | 市道路線の認定について                                       |
| 日程第20 | 議案第22号  | 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について               |
| 日程第21 | 議案第23号  | 平成31年度岩出市一般会計予算                                   |

|       |                    |                                |
|-------|--------------------|--------------------------------|
| 日程第22 | 議案第24号             | 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第23 | 議案第25号             | 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算            |
| 日程第24 | 議案第26号             | 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第25 | 議案第27号             | 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算           |
| 日程第26 | 議案第28号             | 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算            |
| 日程第27 | 議案第29号             | 平成31年度岩出市水道事業会計予算              |
| 日程第28 | 請願第1号              | 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書 |
| 日程第29 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |                                |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

説明員の田村善英事業部長は、本日、所用のため欠席する旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、議案第 3 号から議案第 29 号までの議案 27 件につきまして、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、請願第 1 号につきましては、総務建設常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について～

日程第 27 議案第 29 号 平成 31 年度岩出市水道事業会計予算

○田畑議長 日程第 1 議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定の件から日程第 27 議案第 29 号 平成 31 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 27 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 27 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 11 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定についての外議案 15 件です。

当委員会は、3 月 13 日水曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の付託議案について審査を行いました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について、議案第 4 号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第 6 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 10 号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、

議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第21号 市道路線の認定について、議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について、議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第27号及び議案第28号は可決、議案第21号は認定いたしました。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定については、民間の委員は入るのか。詳細について。まち・ひと・しごと創生総合戦略と密接にかかわってくるが、別につくることになるのか。また、目標値の達成度はどうか。について。

議案第4号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、ビラの大きさは範囲内であればよいのか。また、何枚まで対象となるのか。ポスターについて金額の上限は。について。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、職員の勤務時間について、過労死レベルは何時間と考えているのか。36協定で定めている場合、何時間までとなっているか。について。時間外勤務について、申告しないで残業する危険性はないのか。について。

議案第6号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、自己啓発等の等は、何を指しているのか。について。

議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、今回の改正により、トータルでどのぐらいの額になるのか。について。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんで

した。

議案第10号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてでは、地方活力向上地域とは、どの地域なのか。本社の移転とのことだが、支店でもよいのか。について。

議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、第3条第8項中、水道環境という文言が外れた理由は。について。

議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の所管部分では、岩出駅バリアフリー化について、南側の陸橋も含め、全体的にどのような形となるのか。また、JRと岩出市の負担割合は。6款1項システム改修委託料の内容は。について。

議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第21号 市道路線の認定では、中島38号線、39号線について、どのような埋設管があるのか。また、ガードレールや柵が設置されていたが、基準はあるのか。について。

議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について、質疑はありませんでした。

議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算では、今年度の下水道拡張地域はどこか。について。

議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算について、質疑はありませんでした。

議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算では、今年度の給水戸数及び給水人口は。低所得者への減免制度について、昨年度から変更はないのか。水道の民営化について、市はどのように考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月11日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての外議案10件です。

当委員会は、3月14日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第17号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでは、学校運営協議会委員について、これまでの委員には支払いをどのようにしていたのか。また、委員会は何回実施してきたのか。について。

議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、改正で保険料が上がることにより納められない人がふえると思われるが、市の考えは。また、納められる保険料にして払ってもらうほうが、財源的にはよいのではないのか。広域化によって市の事務作業量はどうなるのか。資産割、所得割について、今後の計画はどのようにになっているのか。について。

議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでは、申請してから決定するまでの支給の流れは。また、審査、認定はどこ機関で行うのか。災害弔慰金の支給について、市独自で弾力的に適用することは考えていないのか。延滞の場合の利率が引き下げられている理由は。について。

議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、条例改正によって介

護保険料はどのぐらい下がるのか。また、保険料が下がった分をどのように補うのか。について。

議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでは、今回の改正で、該当する施設は幾つあるのか。また、その規模は。指定した事業所に対する指導監督は誰が行うのか。について。

議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の所管部分については、障害者総合支援給付費の増額理由は。また、放課後等デイサービスの利用者数及び対応施設数は。放課後児童健全育成事業（学童保育）委託料の増額理由は。について。

議案第17号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第24号、平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、一般会計繰入金について、減額の内訳について。一般被保険者療養給付費、大きな増額の原因は。分納している方と分納の相談をした方の件数を把握しているのか。また、市の公金の管理状況は。について。

議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算では、介護認定審査会について、認定に時間がかかるが、改善されているのか。地域ケア会議について、今年度の開催回数は。成年後見人報酬助成の金額根拠は。また、現在、支給している人数は。について。

議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、保険料について、特別徴収を普通徴収に切りかえることはできるのか。後期高齢者医療広域連合納付金について、増額の理由は。人間ドックの受診者数は。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、松下 元議員、演壇でお願いします。

○松下議員 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月11日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第23号 平成31年

度岩出市一般会計予算、1件です。

3月11日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、引き続いて、総務部長に対して議案第23号の議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に審査を行うことに決定いたしました。

3月15日金曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月18日月曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり特別委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、市当局から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の審査終了後、議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告に対する質疑に入ります。

委員会報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定の件、議案第4号 岩出市議会議員の及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第6号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正の件、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件、議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の件、議案第17号 平成

30年度岩出市国民健康保険特別会計予算（第3号）の件、議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第21号 市道路線の認定の件、議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約の件、議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案20件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案20件に対する討論を終結いたします。

議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第12号から議案第22号、議案第25号、議案第27号及び議案第28号の議案20件を一括して採決いたします。

この議案20件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第12号から議案第20号、議案第22号、議案第25号、議案第27号及び議案第28号の議案19件は、原案のとおり可決、議案第21号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

現在、日本においては、長時間残業、過労死という問題が横たわっています。今回の条例は、月100時間まで残業を認めるというものです。岩出市では職員体制が脆弱な状況がある中で、これまで以上に過酷な勤務状況がつくられることにつながります。

提案理由で、人事院規則が変わったから岩出市でも定めると言いますが、そもそも国家公務員は、徹夜国会もいとわないなど、複雑な内容業務もある中で、特別な状況下のもとで勤務されています。地方公務員に当てはめるのはふさわしくありま

せん。

条例が長時間労働を解消していく是正ではなく、逆に月100時間まで働かされることが出来るものとして、これまで以上に市職員の労働強化を進めるものです。岩出市職員においては、年休の取得すら困難な実態があるのに、健康面、生活面にさらに大きな弊害をもたらす内容であると考えますので、反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

最近では、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスがうたわれております。仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすと同時に、家事、育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ人生の生きがいや喜びは倍増すると考えます。

公務員においても、長時間労働の是正は、職員の健康保持や仕事と家庭の両立をする上でも重要であり、また、業務の合理化や働き方を見直すよい契機になると考えます。

時間外勤務の上限を設けることは、上限まで働かせるのではなく、上限以上に働かせないために設けるものであるもので、職員の心身の健康のためにも、民間や国家公務員と同様に、時間外勤務の上限を設けるための条例の改正が必要であると考えます。

以上の理由により、私は本案について賛成いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号について、反対の討論を行います。

地方公務員の賃金水準を引き上げていくことは、民間の賃金水準を引き上げていくためにも有効ですし、さらに、国民の購買力を高めることにもつながり、景気回復の決め手になることも期待されます。

しかし、特別職である市長等の給料や期末手当の引き上げについては、人事院委員会勧告に機械的に準ずることは正しくありません。なぜなら、市長や市議会議員は、市民から選出された代表者なのですから、市職員の給与水準だけでなく、市内の中小零細企業の労働者、自営業者、年金生活者など、市民全体の所得動向を考慮して決定するべきと考えるからです。私たち議員や市長は、みずからの期末手当引き上げについては慎重に検討することが必要です。

そうした観点から考えた場合、今回の特別職の期末手当支給割合の引き上げは、市民全体の生活実態を反映していると言えるでしょうか。年金引き下げに苦しむ年金生活者、実質賃金の低下や低迷に苦しむ現役世代、地域経済の低迷による営業不振に苦しむ自営業者、多くの市民の苦しい生活状況の中で、市民の代表である市長や我々議員の手当は、今は引き上げるべきではありません。この引き上げについて、市長を初め市議会議員の皆さんは、市民の理解を得られると考えているのでしょうか。私は、到底、市民の理解を得られないものと考えます。

よって、この議案に反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 私は、議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であります。

また、過去において、人事院の引き下げの勧告時にはそれに準じた条例改正を行っており、これまでどおり、人事院の勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

以上、述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第11号 国民健康保険税条例の一部改正に反対の討論を行います。

国保税における運用体制が、岩出市の単独運営から和歌山県全体への広域化が進められました。今、国の政治でも高過ぎる国民健康保険税に対する対応のあり方が大きな焦点となってきました。

岩出市においても、広域化において、県への納付金が増大する影響も生まれてきています。しかし、岩出市の国保加入者が原因をつくったわけではありません。将来的には資産割が廃止されることになり、3方式となる。急激な負担増をつくらないためにも保険税の引き上げが必要だとしていますが、国保利用者に急激な値上げを行わないためにも値上げを抑制する対応、一般会計からの繰り入れや国保基金の活用などの対策こそ求められています。

条例改正に関しては、基金からの繰り入れについては行われない中での算定となっています。国保会計では、実質的には3,660万円の値上げになると言われましたが、税収面で1億円の税収増を見込んだ予算となっています。計算上、そうなると思われますが、増税となる点での対応面では、国保利用者に理解を得られないと考えます。

医療給付費増大に対しての調査、分析、ジェネリック薬品の活用、市民への健康生活を維持する取り組みの推進など、医療費削減、健康施策推進の強化を求めて、この条例についての反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化を背景に、国保1人当たりの医療費は、全国的に増加の一途をたどっております。このような状況の中、平成30年度から、制度改革により県が財政運営の責任主体となり、県は市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、市町村は決められた額の納付金を県に納付することとなっており、その納付金には県税を充てることとされております。

1人当たりの医療費の増加等により、平成31年度の国保事業費納付金が増額し、現行の税率等では賄うことができないため、税率等の改正は、納付金の納付に必要な費用を確保するためには、やむを得ない改正であります。

被保険者の方には、保険税が上がる方もいらっしゃいますが、国保は、被保険者全体の相互扶助に支えられている制度であることを考えますと、応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

また、内容につきましては、資産割の引き下げが行われ、県国保運営方針における3方式による統一保険料を見据えたものとなっております。

以上の点から、国民健康保険の運営に必要な条例改正と認め、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第11号に対する討論を終結いたします。

議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算に反対の立場で討論を行い

ます。

昨日の新聞各紙の1面には、「政府 景気判断引き下げ」の見出しで、3年ぶりに引き下げました。これは中国経済の減速が響き、日本からの輸出や企業の生産活動が鈍っており、国内景気が後退しているデータが示しています。このような経済情勢の中で、10月から消費税10%増税を行えば、国民、市民の暮らしは破壊されます。にもかかわらず、安倍首相がいつまでたっても道半ばと言いつけるアベノミクスの破綻は既に明らかです。

大企業のもうけは、記録的な水準にふえ続け、資本金10億円以上の巨大企業がため込んだ内部留保は、昨年7月から9月期で443.4兆円にまで膨らみました。大企業がもうかれば国民の所得がふえるというのがアベノミクスのシナリオでしたが、国民の所得は伸び悩み、消費税増税の影響もあって、消費の低迷がいまだに続いています。

安倍政権は、景気拡大が今月で戦後最長を記録すると言いますが、国民には悪くなったという実感しかありません。私も岩出市民の方から、景気が上がり、生活がよくなったという話を聞いたことがございません。それどころか、国の税制改悪で負担がふえ続け、世代を超えて生活が苦しくなっています。市は、市民の暮らしを守る防波堤としての役割を今こそ果たすべきだと考えます。

このような状況の中で、岩出市民の暮らしに應える予算となっているか、地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育・福祉の充実策が図られているかが問われることになります。住民の生活向上のために、財政を使うことこそ求められております。

予算を見れば、国の補助金や交付金、積極的に使い、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点も多々あります。しかし、これらは当然のことであり、他市にも共通するものも多くあります。市はバランス論を用いて施策の向上に消極的な点も多く、言い換えれば、バランス論を用いて、市民サービスの向上に努めない傾向があると考えます。今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

子供の施策においても、若い世代、子育て世代が一番県下で多い岩出市民の願い、子供の医療費の無料化の拡充は、子供を育てるに当たり、病気やけががないよう細心の注意を払ってもらうという理由で、自己責任論を市民に押しつけ、1割負担を残したままです。とうとう県内、岩出市だけとなりました。市民の声に答えようとしていません。

また、子供の保育では、待機児童が生まれています。そして、いまだに中学校の建設計画など、示されていないことは、子供に温かい行政とは言えません。

就学援助制度では、入学前支給、文科省最新調査で、小学校73%、中学校79%と広がりを見せる中で岩出市では実施していません。

この予算を見る限り、誰もが望む、お金の心配をしないで必要な介護、また医療を受けられる制度への改善、展望についても見えません。

また、職員体制についても、必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものと考えますが、不十分だと言えます。

岩出市には住民の願いに応える財源は十分にあります。子供から高齢者まで全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうなっていないと考えます。

これでは住民の皆様の納得は得られないと考え、よって、この議案には反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

市長の施政方針にありましたように、経済は緩やかな回復基調の継続が期待されているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意を要する状況となっています。

また、和歌山県内経済も緩やかに回復しつつあるとされておりますが、引き続き動向を注視していく必要があるとされています。このような状況の中、各種行政サービスを継続的に実施していくためには、健全財政の堅持が不可欠であります。

平成31年度一般会計当初予算は、前年度比5,100万、0.3%の減となっており、国・県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としています。

また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である防災災害対策の財源として、緊急防災減債事業債を活用するなど、将来に負担を残さないために、健全財政の堅持に努めていることが十分見受けられます。

また、計上されている各事業については、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育関連施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政に引き続き、配慮しながらも各種施策にわたり充実した内容であります。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

まず第1の理由についてですが、新年度の重点事項として、これまで取り組んできた防災・災害対策、浸水対策、公共下水道整備、観光振興、福祉の充実及び学力の向上に引き続き重点を置いた予算にしたと表明されました。

いずれも重要な解決すべき課題であることは否定しませんが、福祉の充実を掲げるなら、中での一番重要な課題は、少子高齢化に対しての予算への手厚い投資であると考えております。

岩出市の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るためにどのような政策を構築するかであり、政の基本であります。中でも中学校卒業までの医療費の無料化であります。市の見解では、親が子に対してやるべきことが基本であるとして、いまだに実施していないことは全く理解できません。

紀の川筋でも和歌山県下でも、岩出市だけが時の流れに逆行をしているのであります。また、中学校のマンモス化を見ても明らかな、将来人口減少するからといって、全く基本計画すらしない姿勢は、市民として許されるものではありません。

さらに、人間が子々孫々にわたって生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今、何をやるべきか、具体性が全く見えません。

さらには、公共性、効率性、費用対効果等を考えて、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するかやめるかの最終判断がされていないこと、何を査定してきたのか、疑わざるを得ません。

また、市民の知る権利を伏せて、情報の公開をしていないこと、いつでもその場所に行けば、全ての市行政のやっていることや、これからやろうとする事業が閲覧できる情報公開コーナー等もありません。今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるためにどう予算に反映するのか。総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。

創造性のある市民が感動する予算となっていません。夢あるものではない。今ま

での惰性で予算を編成したとしか言えません。

観光振興と言いながら、岩出市での宿泊施設についてはほとんどなく、民泊等の活用も組んでいる予算ではありません。

具体的に指摘しておきますと、市税の増加する要因については外部要因が多く、自然増が主なものであります。過去、贈収賄や公金の着服事件等々、岩出市民を裏切ってきており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点については一言も触れていないし、議員としても、毎年、警鐘を鳴らし続けておきたいと思えます。常に改善し、二度と起きないような、日ごろから常に改革し、実行すべきであります。

ゼロベースで経営の見直しを受けない費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含め、歳出抑制に努めたのか疑問であります。

ふるさと納税に向けて、やっとな取り組みをすることではありますが、余りにも遅過ぎます。

市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧であります。信頼される行政の基本は行政の透明化であり、いかに情報公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていく。その過程や結果の情報を全て公開すべきであり、公文書の管理を後世に対する検証するものであり、改ざんすることのないよう改めて求めておきたいと思えます。

市民サービスの向上には、職員の健康と安全・安心でなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につなげる予算になっていません。

職員の賃金について、正規職員は賃上げ2%がされましたが、市行政の業務を下から支えている非常勤職員は低賃金、低労働条件であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであります。同一労働・同一賃金に流れを逆行するものになっており、改善されておられません。

さらに、過労自殺が増加していく中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも明確であり、必要な中で、昨年比3%増加すると答弁し、取り組む意思がないことであります。

住基カードからマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっ

ており、この施行は個人情報の漏えいにつながり、市民には役に立たないものであります。

全国民の普及率はいまだに8%程度であると言われております。岩出市においても、さらなる徹底した管理が求められるとともに、税金の無駄遣いをやめるべきであります。

光熱水費について、市庁を初めとする全ての公共施設に関して、節電効果ができるLED化計画はまだ不十分であること。

一昨年の4月から電力の自由化を実施されていますが、理屈をつけて具体的実施計画はありません。他の先進地実態に学び、その姿勢を取り入れるべきであると考えております。

同時に、福島原発の事故により、いまだ5万人から7万人から避難し、故郷へ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設がないことでもあります。

工事請負費に関して、積算根拠を詳細に組み、予算との乖離を最小限にすることをたびたび求めています。予算と決算の乖離があり、いまだに精度が向上していないと考えています。つまり予算であると言えます。さらに、決算時に入札の差額であると言ひ、当たり前のことのように発言をする。

また、ワクチンの同時同日接種で、毎年、約1,000万円から無駄遣いの支出をしているにもかかわらず、改善する意思がなく、何をどういう仕事をしているのか、疑わざるを得ません。

市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用が加算しているとしか言えません。南庁舎を増設したが、庁舎内は迷路化して、動線の表示を求めてきましたが、いずれも実施をしていないのであります。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題であります。

5万3,000人から人口が増加しているにもかかわらず、職員数は見直しをしていない。この点についても具体的方針がないことでもあります。

防災マニュアル作成業務では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。また、自主防災活動組織についても、まだまだ開店休業の組織になっているのが実態であると思います。市として、もっと具

体的に側面から支援をすべきであると考えております。

予算書、説明書等での表記に関して、行政みずから障害者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示を改める意思がないことであります。宝塚市においては、この表示について改めて、全国で改めた第1市であります。

公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設の建設計画がないことであります。

若もの広場、大門新池駐車場に関して、賃貸借契約の不当性を主張し、返還を求めると発言していた。いまだに市民の税金である約4,700万を請求せず、弁護士と相談しているとしながら、行動に移そうとしないことであります。大門新池訴訟裁判について、近日中に地裁の判決が出るようになっておりますが、早期に解決するように改めて求めておきたいと思っております。

最後に、強調すべき指摘事項があります。提案説明者であり、また、トップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは余りにも無責任であります。他の業務があっても委員会の出席を第一にすべきであり、執行機関市長がいない中で、補助機関補助行政職員のみで審議すること自体が異常であり、到底理解できません。二元代表制の中で、チェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会は行政のこの態度に対して是認すること自体問題であります。

さらに、1人会派として不利益な扱いを強要し、特別委員会から排除して議事が進められていることには許せません。パワハラの暴挙と言わざるを得ません。市議会議員の基本は、行政の監視及びチェックで、その役割を果たしていかなければならないと考えております。

よって、私は31年度新予算に反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の討論をいたします。

我が国の経済は、緩やかな回復基調の継続が期待されており、また、和歌山県内経済も緩やかに回復しつつあるとされておりますが、依然として景気回復の影響は弱い状況であります。

このような中、市では、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の発展と活性化を進めるとともに、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、各種行政サービスを継続的に実施していく

ためには、将来に負担を残さないよう財源を確保しながら進めていくことが重要であります。

歳入においては、国・県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としております。また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である防災・災害対策の財源として緊急防災減債事業債を活用するなど、健全財政に努められています。

一方、歳出においては、計上されている各事業の中でも、防災・災害対策事業については、特に予算を重点的に配分されており、総合保健福祉センターにおける停電時の福祉避難所としての機能確保に向けた非常用発電機設置事業の費用を新たに計上するほか、同報系防災事業無線設備整備事業、生活道路環状化事業など、継続事業も引き続き進める予算となっております。

また、新たにバス利便性向上促進補助金として、路線バスのＩＣカードシステム導入への補助を行い、利便性の向上を図るほか、子育て世帯包括支援センター事業として、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため「ぎゅっとふるいわで」の開設に係る費用を計上されております。

以上の点から、平成31年度の一般会計予算は、新規事業、また継続事業において、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育関連施策においても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされており、当該予算は、健全財政に引き続き配慮しながらも、各種施策にわたり充実した内容であると考えます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化をスタートさせ、1年が経過しました。都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている、自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。

市町村の独自繰り入れの解消で国保税がさらに引き上がり、保険証の取り上げや差し押さえなど、無慈悲な滞納制裁が一層強化されるのでは、住民の苦難は増すばかりです。

今、岩出市に求められているのは、住民を守る防波堤となる自治体の役割が問われています。

新年度予算では、保険料の改定案が上程されました。これ以上、高過ぎて払えないと悲鳴が上がっている保険税の値上げを容認することはできません。

国保の都道府県化は、市町村の一般会計繰り入れをやめさせる圧力を強化するものですが、地方自治を規定した憲法のもと、市町村独自の公費繰り入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。

政府・厚労省は、新制度スタート後も、市町村の独自繰り入れは制限されず、自治体の判断で行えると答弁せざるを得ませんでした。こうした状況から考えても、一般会計の繰り入れ、国保税の引き上げを行わない選択もできたはずです。しかし、今後ますます引き上がることが予想されます。高過ぎる国保税は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

国民健康保険制度に構造的な問題があるのは、今や共通認識となっています。これを解決するために、日本共産党は提言を出しています。全国知事会が求めている公費1兆円の投入で、サラリーマン健康保険並みに保険料を引き下げることや、子供がふえれば保険料もふえる応益負担割の廃止を求める内容です。

払える保険料にして、市民の命と健康を守る国民健康保険制度に改善すべきです。

今日の国保の危機を招いたのは、国庫負担金の削減にあります。国庫負担金を増額し、誰もが払える保険料にすべきと考えます。

今回、値上げの部分も含まれる予算となっていますので、この議案には反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成討論をいたします。

現在、少子高齢化により社会保障費が増加する中、国民健康保険の制度改革は市町村国保が抱える構造的な問題に対応していくために、国費の拡充に加え、県と市が共同保険者となり広域化することで財政基盤の安定を図るなど、将来にわたって持続可能な制度とするために実施されたもので、県が財政運営の責任主体となり、市は県が決定した国保事業費納付金の納付、保険税等の決定、保健事業などを行うこととされています。

予算は対前年度比1.6%増額され、歳入では、県支出金や事業費納付金納付のために必要な国保税額が予算計上され、歳出において、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業などが増額されており、医療費の増加及び広域化2年目に対応するため必要な予算が確保されております。

以上の観点から、適正な予算と認め、同議案、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市来議員 議案第26号 岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度が発足して、4月で11年です。高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上の人口がふえるほど保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。滞納者は、毎年、20万人以上で推移、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安定して医療にかかれなくなる事態は問題です。

高齢者の年金は毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加している。無年金者や老齢基礎年金のみの方など格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しているもので、保険給付費については、国・県・市の負担分が約5割、現役世代の後期高齢者支援金が約4割、残りの1割を被保険者が保険料として負担し、社会全体で支えている制度です。和歌山県では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、運営されています。

今回の予算のうち、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が99.4%の8億7,105万7,000円を占めておりますが、その内容は、保険料や療養給付費負担分など、制度を維持するために市の負担が必要とされる部分であり、広域連合の運営に必要な事務費負担金も計上されています。

また、人間ドック等保健事業費も計上されており、被保険者の健康増進に資するものと考えます。

以上の点から、適正な予算であると認め、平成31年度岩出市後期高齢者医療特別

会計予算につきまして、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 水道会計予算に反対討論を行います。

毎年、岩出市の水道事業決算においては、人口増に伴う中で、毎年、安定的な収入が続いてきています。このような中で、内部留保金で20億円、投資有価証券で10億円、合わせて30億円となってきました。

水道は命の水であり、なくてはならないものです。岩出市で基本使用水量20立方まで達していない家庭は、調査でも3,300世帯ある状況で、15%以上の割合です。使用水量の少ない家庭に対する基準見直しや、低所得者、お年寄りに対する負担軽減策など、社会的弱者と呼ばれる世帯などには、国の悪政に対して温かい改善策が求められています。

しかしながら、今年度も十分な手だてが講じられてきていません。また、5万人をはるかに超えた中で、水道管破裂や緊急を要する修理、突発的な事故もある中で、人口規模に見合った住民のニーズに十分応え切れるものなのか。職員体制面では、さらなる長時間労働を導入する考えのもと、危惧する面もあります。基準見直しや低所得者負担の軽減策、社会的弱者などに対する負担軽減策が十分にとられていないと考えますので、この予算には反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、平成31年度岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論

をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で、確実に地域住民に供給する役目を担っております。平成31年度予算においては、住民が安心して暮らせるよう、安全な飲料水を安定して供給するため、水道施設の改築・更新や管路の耐震化など、各種事業を進め、効率的な運営に取り組み、健全経営に努めることで、公共の福祉の増進を図ろうとしていることが見受けられます。

以上述べました理由により、平成31年度岩出市水道事業会計予算につきましては、賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第29号 平成31年度水道事業会計予算について、反対討論を行います。

水道会計の予算について、従来から、多額の金額を剰余金として、29年度は3億2,000万円以上も計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用量を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。これらの不合理性を正すべきとして問題を指摘してきました。高裁の判断では、第一義的には、住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。すなわち市民が疑問を感じたまま、議会はこれらの声に応え、是正させるべき課題であります。

さらに、消費税のアップがことし10月から予定され、10%になり、ますます岩出市民の生活に負担を強いるものになってきております。この消費税は国税ですから、国に納めることはなく、地方自治体の財布に納まっており、いわゆる脱税といっても過言ではありません。

水道接続においても、加入施設分担金が他市に比べて高額であり、市当局が認識しておきながら、引き下げる意思はないこと、硬直化した考えであり、市民の立場に立っていないものと言えます。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言ではないと考えております。

さらに、他市では実施をしている生活保護者や障害者等々への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度を求めてきておりますが、それもあります。

事業経費である電力使用料の削減についても、具体的取り組みがありません。

今後の水道事業は、水道法の改正で、民間への運営は画策されており、岩出市は

明確に反対の態度を表明すべきであります。

よって、この31年度水道会計予算には反対といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第28 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

○田畑議長 日程第28 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、総務建設常任委員会委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 総務建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月11日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書です。

当委員会は、3月13日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により請願第1号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

1世帯当たり8万円の増額について、その根拠は。3、5、6、8、10%の5段階税率の詳細について。軽減税率の問題点は。消費税増税分の財源確保について、どのように考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会で、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、総務建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、私は反対の立場から討論をいたします。

消費税増税については、2012年に、自民・公明・当時の民主党の3党が合意した社会保障と税の一体改革が基本にあり、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障費の安定財源を確保するための決断で、この消費税率の引き上げにより、2025年を念頭に進められてきた社会保障と税の一体改革が一区切りとなります。

一方、人口構造の推移は、2025年以降、高齢者の急増や現役世代の急減に局面が変化する見込みであり、2040年を展望すると、現役世代の減少が最大の課題となることから、政府内に2040年を展望した社会保障・働き方改革本部が設置され、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、雇用、年金制度改革の方向性、健康寿命延伸プランの方向性、医療・福祉サービス改革プランの方向性、生産性の向上などについて検討されております。

消費増税の中止を求めるのであれば、どのように安定財源を捻出し、ふえ続ける社会保障費を確保していくのか。意見書では、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業は富裕層を優遇する不公正税制を正すべきです。軍事費や

不要不急の大型公共事業を見直し、暮らしや社会保障、地域経済振興を優先に税金を使い、内需拡大で家計を温める経済政策をとるべきです。と述べていますが、そんな抽象的な言い回しではなく、どのような税金をどのように集め、どのように国民的な合意形成を図り、安定財源にしていくのか、具体的な対案がない限り、絵に描いた餅と批判されても仕方がないのではないのでしょうか。

過去に、民主党政権がコンクリートから人へという政策を展開、事業仕分けのこともなく、経済は悪化をたどりました。

今回の消費税10%による財源により、多くの子育て世代が期待している幼児教育の無償化を初め、軽減税率の導入、負担軽減策のプレミアム商品券、キャッシュレス決済時に最大5%分のポイント還元や、住宅ローン減税の期間延長等、さらに自動車税等の減税、高齢者の生活を支える年金生活者支援給付金の実施など、さまざまな対策がなされていることから、国に対し、消費増税中止を求める意見書を提出することについては反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の討論を行います。

2月のNHKの世論調査で、今、国民の中で景気が回復していると実感しているのは8%、実感していないと感じているのが66%という調査結果が出ています。政府自身の調査では、物価変動の影響を除いた実質家計消費支出は、消費税8%への増税を契機に、増税前と比べ、年額で25万円も減っており、実質賃金は年間10万円以上も減少してきています。このことは安倍首相も認めてきています。

このような状況下で増税を強行すれば、ますます消費は冷え込み、暮らしも経済も壊してしまいます。だからこそ、消費税は必要だと考えている人でも、10月からの10%への増税については、消費の減少、企業倒産の増加、失業率の上昇など、さらに負の連鎖に直面し、悪い方向に向かうことになる、大企業の経営者の方も警鐘を鳴らしています。

そもそも消費税増税の根拠として、就業者が380万人ふえている、景気回復により仕事がふえているから増税を行うとしていますが、ふえた就業者の7割、265万人は高齢者の方です。安倍政権の年金削減によって、年金だけで生活できないから働かざるを得ないのです。

15歳と24歳の就業者も90万人ふえていますが、そのうち74万人が学生となってい

ます。国における貧しい教育政策のもとで、高い学費を強いられ、仕送りだけでは生活できないと、アルバイトをしているのです。日本国民の生活実態は、年金や仕送りだけでは足りない。働かざるを得ない暮らしを強いられているのが現実の姿なのです。

消費税増税の根拠とされていた景気回復、仕事がふえている根拠そのものが成り立っていません。消費税が10%になれば、ますます暮らしは脅かされます。政治がやるべきことは、消費税の増税ではありません。低過ぎる年金の底上げと高過ぎる学費を引き下げ、暮らしを応援する施策こそ求められています。

しかも、今回の増税におけるポイント還元という面では、消費税の実質負担率は、食品か食品でないか、カードで買うか現金で買うか、大手のスーパーなどで買うか中小の商店で買うかによって、実質負担率は、10%、8%、6%、5%、3%と5段階になってしまいます。事業者においても、制度内容の説明や理解できない状況だと困惑しています。

これ以外にも、インボイス制度の導入で、161万もの小規模事業者、新たに年15万円以上もの新たな負担増となることが財務省の影響試算で明らかになりました。

さらに、廃業の危機を生み出し、家族を含めれば、何百万人の方が路頭に迷わすこととなります。政府は、消費税増税を社会保障のためだと言います。しかし、消費税導入から30年、国民からは372兆円を集めた一方で、法人税は291兆円も減っており、ほとんどが大企業を中心とした法人税減税の穴埋めに回されています。

財源をどうするのか、反対者の方は先ほど言われましたが、対案としては、立派にこういう法人税減税などの穴埋めに回せない分を回す。これは立派に対案として成り立ってきています。

しかも、社会保障のためと言いながら、消費税導入も社会保障は悪くなるばかりです。10%への増税は、社会保障のための子育て施策などを行うためにも必要と言われましたが、2019年度では、社会保障費は3,870億円を削減しようとしています。

消費税は、低所得者ほど負担が重い。弱い者いじめの税金であり、消費税を社会保障の財源にするのは本末転倒です。

この請願については、国民の生活を守ってほしい、命が削られ、暮らしが壊されることをやめてほしいとの切実な思いが込められていると考えます。

請願を採択し、国に意見書を上げることこそ、岩出市議会に求められていることを申し述べて、賛成討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、私は反対の立場から討論いたします。

国においては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、必要な財源措置として、平成31年10月に消費税10%の引き上げを予定しています。市では、子ども・子育てなど社会保障充実のため、施策に取り組んでいるところであり、その財源として、消費税は重要な位置づけになるものと考えております。

また、臨時福祉給付金を初めとする消費増税に対する緩和措置も、既に実施しています。

歳入の確保は、国、地方、公共団体の共通の課題でもあります。財源なくして施策を実施することはできませんので、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」を提出することについては反対といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたします。

お諮りいたします。

次の会議を3月26日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月26日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時15分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成31年 3 月 26 日

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 開     | 議    | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 一般質問 |          |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 一般質問

○田畑議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、4 番、福山晴美議員、12 番、玉田隆紀議員、13 番、奥田富代子議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、16 番、尾和弘一議員、以上 7 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

初めに、幼児教育無償化について質問を行います。

市長の施政方針にもありましたが、国は消費増税分による税収分の一部を充て、幼児教育・保育の無償化を本年 10 月から始めようとしています。その趣旨としては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性としています。その幼児教育・保育の無償化の対象者としては、認可保育所や幼稚園、認定こども園に通う全ての 3 歳から 5 歳児と住民税非課税世帯のゼロ歳から 2 歳児の保育料を無償化とするとともに、認可外施設についても、市町村が保育の必要性があると認めた場合に無償化し、加えて認可外保育施設なども金額の上限つきながら無償化されています。

また、当初は、この無償化の費用は国が負担するものと考えられていましたが、

消費税率引き上げに伴う増収分は地方にも配分されることから、幼児教育無償化の財源については、地方自治体にも負担を求める方針が示され、特に公立保育所については全額市町村が負担することから、国と地方自治体との間で対立が起きているとも報道されています。

そこで、本年10月から実施予定の幼児教育無償化については、自治体負担への影響と保育が大きく変化することが予想されるため、次の5点についてお尋ねいたします。

1点目、今わかっている範囲で結構ですので、幼児教育無償化制度について、改めてお答えください。

2点目、今回の無償化には課題が多いとされていますが、市の見解をお聞きます。

3点目、国では幼児教育無償化制度の財源については、先ほども申し上げましたが、本年10月から予定されている消費税10%引き上げによる税収を充てる考えで、そのうち平年度ベースでは、国・都道府県・市町村で約8,000億円とも言われていますが、市では平成31年度及び平成32年度で無償化に伴う市の負担額は幾らと見込んでいるのか、お答えください。

4点目、長期総合計画の第4章では、産み育てることのできるまちづくりを目標とし、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスの充実に努める。とされています。また、皆さんもご承知かと思いますが、以前、世間を賑わせたはてな匿名ダイアリーに寄せられた「保育園落ちた、日本死ね。」と題した投稿があったことは、いまだに記憶に新しいのではないのでしょうか。そういう状況下にあるため、無償化が実施されると、今まで家庭で見ていた保護者も子供を保育所などに預けて働こうとする共働き家庭がふえ、申し込みが殺到するとも考えられます。

そこで、岩出市は、平成30年度で待機児童問題はなかったのか。また、今回の無償化により、さらに保育ニーズが高まると考えられますが、どの程度見込んでいるのか、お答えください。

5点目、無償化への準備として、市民への啓発やシステム等の改修が必要となると思いますが、どのような準備が必要であると考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 おはようございます。

福岡議員ご質問の1番目についてお答えをいたします。

まず1点目、無償化の概要でございますが、急速に進む少子化の克服を目的として、消費税増税による増収分を財源に、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図るため、本年10月より国において実施されるものです。

無償化されるのは、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設等の教育・保育施設に加え、児童発達支援センターなどの障害児施設の利用料、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等における利用料の一部に加え、認可外保育施設の利用料の一部も対象となります。対象となる児童は、3歳から5歳児までの全児童及び市町村民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児です。

2点目、無償化についての市の見解でございますが、無償化により子育て家庭への経済的な負担の軽減につながる反面、保育所等の受け入れなどの問題が発生するという心配もございます。また、3歳から5歳児の給食費の取り扱いや事務手続など、まだまだ不確定な部分も多く、無償化実施後、市民に混乱を来さないよう、今後も、国の動向や他市町村の対応など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

3点目、平成31年度及び平成32年度の無償化に伴う市の負担額は、及び5点目、無償化への準備についてを一括してお答えをいたします。

国が示している負担割合は、平成31年度は全額国庫負担、平成32年度以降は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっております。ただし、公立施設に係る費用については、平成30年12月の閣議決定により全額市町村の負担とされております。

無償化への準備につきましては、給食費の取り扱いや事務費用、システム改修費などについて、4月以降に詳細が決定していくと聞いております。当市におきましても、現在、無償化に係る積算を進めているところであり、6月議会において補正予算として計上していきたいと考えております。また、予算成立後は、事業を円滑に開始するため、保護者及び事業者への説明なども予定しております。

次に、4点目の平成30年度で待機児童問題はないのか、無償化によりどれぐらい保育ニーズが高まると考えているのかについてですが、まず、平成30年度途中の待機児童は、本年3月1日現在、41名となっております。内訳は、ゼロ歳児が15名、1歳児が16名、2歳児が7名、年少児が3名となっております。また、現在、平成31年度の入所状況もほぼ確定しており、特定の保育所を希望されている方などを除き、10名程度の待機児童が発生する見込みとなっております。

国は無償化と保育ニーズに因果関係はないとの見解ですが、市におきましては、3歳からの無償化に備え、希望施設に必ず入所するために、3歳になる前に保育所に入所させる家庭が多くなるのではないかと予測しており、無償化による保育ニーズへの影響は、少なからず発生するものと考えております。近年は低年齢児の保育ニーズが高くなっており、保育士確保が難しい現状を考えますと、待機児童の状況はますます厳しくなってくると予想されますが、待機児童を最小限に抑えられるよう努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 今ご答弁いただきました。待機児童については、引き続き発生を最小限に食い止めていただきますよう、よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

再質問について、2点お聞きいたします。

1点目として、3歳から5歳児の給食費について、岩出市は幾ら徴収する予定なのか、お答えください。

2点目として、岩出市は保育ニーズや保育料の無償化といったニーズ調査等を実施しているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、3歳児から5歳児の給食費について、幾ら徴収する予定かというところでございますが、給食費の徴収額につきましては、国が示す基準額、それから現行の私立の幼稚園、私立の認定こども園の給食費の額なども参考にしながら、早期に徴収額を決定してまいりたいと考えております。

それから2点目、保育ニーズ、保育料の無償化といったニーズ調査についてでございます。市では、子ども・子育て支援法に基づく岩出市子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、本年度、計画策定に伴うニーズ調査を既に実施し、この中で無償化による教育・保育ニーズの推移等も推計をしているところでございます。

来年度、計画の策定業務を予算計上させていただいており、ニーズ調査の結果や、あるいは現在までの実績に基づき、教育や保育ニーズ、それから、その他の子育て支援事業について、平成32年度から5カ年の推計、それからその確保策を協議しな

がら計画策定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、新トレーニングルーム、新市民プールについてお伺いいたします。

近い将来、人生100年社会を迎えると言われております。日本の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳であり、まだまだ100年までとは言えませんが、いかに健康で長生きできることが課題であることは言うまでもありません。そんな中、運動が持つ役割の重要性はますます高くなっています。

NHKの番組で筋肉体操が取り上げられるなど、筋力トレーニングに対する認識が身近なものとなってきております。また、ジョギング、ウォーキングが現在でもブームで終わらず、生活に根づいており、職員の皆さんも筋トレやマラソンなどを行っている方は多いのではないのでしょうか。ゆっくりと行う筋トレによる有酸素運動が血糖値を下げる効果もあるなど、さまざまな疾病予防につながるとも言われており、今後、ますます盛んになってくることが予想されます。

市長の施政方針にもありましたが、本年2月に新市民プールのトレーニングルームがオープンとなりましたので、質問させていただきます。

1点目、平成30年2月と平成31年2月のトレーニングルームの使用者数についてお答えください。

2点目として、新プールにつきましては、災害対応型機能を有していることですが、どれぐらいの災害を想定して対応できるのか、内容をお答えください。

最後に3点目として、新トレーニングルーム、新市民プールが完成することにより、現在の総合体育館と建物が2棟になります。管理運営について、今後どのようにしていくのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福岡議員ご質問の2番目、新トレーニングルーム、新市民プールについてのご質問にお答えいたします。



まず１点目についてですが、平成30年２月は、当日券が2,096人で7万8,400円、定期券が209人の20万9,000円で、計2,305人の28万7,400円であります。平成31年２月は、当日券3,109人の24万4,500円、定期券は269人の45万円、計3,378人の69万4,500円となってございます。昨年と比較しますと、1,073人の増、金額にして40万7,100円の増となっております。

２点目につきましては、新市民プールでは、常時592トンの水を貯留しております。災害時には周辺の避難場所となります岩出中学校、それから市民総合体育館、約1,303人分の飲料水、生活用水を約１カ月分、供給できる緊急ろ過器を設置してございます。

３点目につきましては、市民プールについては、堀口プールと東公園プールを統合したものでございます。トレーニングルームについては、総合体育館に設置していたものを移設してリニューアルしたものでありますので、これまでどおり、教育委員会の事業として管理運営してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 トレーニングルームの運営について回答いただきました。先ほど答弁の中で、新たなトレーニングルーム使用については、平成31年２月の当日券の人数では3,109人、金額24万4,500円、定期券の人数は269人、金額として45万ということで、去年と比べて増加しております。

しかし、現在、岩出市内では民間のトレーニング施設が増加傾向でありますので、今後ますますの啓発が必要と思われますが、その方法等があればお答えください。

また、トレーニングルームの使用料についてですが、12月議会の質疑でもありました、１月の使用料を条例化していなかった件についてですが、条例第６条では、使用者は使用料を納付しなければならない。また、第８条では、既に納付した金額は還付しないと定められていますので、返還等に対する考え方並びに今後の定期券の発行に対する考え方について、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

トレーニングルームにつきましては、新プールに移設し、約10平米広くなっております。機器はランニングマシンを１台、エアロバイクを２台、それから体幹機能を鍛えるバランスボールなどを新たに設置してオープンいたしました。先ほどお答

えしましたとおり、利用者が大きくふえておりますので、トレーニングジムとしての魅力が向上したものと考えてございます。

民間のトレーニングジムがふえていることは承知しておりますが、引き続き市広報やウェブサイトなどを活用して、利用者の拡大に努めてまいります。

それから、定期券についてのお尋ねがございました。この件につきましては、昨年の12月議会において既にご承認をいただいておりますが、賛成いただいた議員さんからも条例化を怠っていたことについての再発防止ということでご指摘をいただいております。改めて経過と考え方について、お答えをさせていただきます。

昭和61年に総合体育館の中に社会体育課が設置されております。当時、トレーニングルームの管理運営を担当しておりました職員に聞き取りを行ったところ、トレーニングについては、今でこそ人気はありますが、当時は利用者が少なく、担当課において、利用者の拡大と定着、それから体力の向上を目的に、便利でお得な定期券を発行することとしたということでございました。

事務手続として決裁はしたが、条例化については議会に諮ったかどうかはわからないとのごことでございます。当時の資料を調査した結果、関係書類は見当たりませんでした。昭和61年の広報6月号に定期券の発行について掲載されておりますので、決裁手続は行われていたものと考えてございます。しかしながら、条例に定めることを怠っていたことは事実であり、昭和61年当時のことといえ、反省をしているところでございます。

また、返還ということにつきましては、トレーニングルーム使用料の定期券については、トレーニング使用の権利を与えるものでありまして、利用者からの任意による申請に基づき発行しているもので、何の対価もなく徴収しているものではありません。利用者との合意の上で徴収しているものであり、損害を与えたものではなく、優遇措置と思います。また、発行時から現在に至るまで、約33年間にわたり、認知され、利用されてございます。定期券の購入者は既にトレーニングルーム使用の権利を行使していることから、返還するとなりますと、利用していない市民に対して受益者負担という観点から、不公平が生じてまいりますので、返還することについては考えてございません。

なお、今後、こういったことのないように、再発防止に努めるとともに、また、新しいトレーニングルームが住民皆様方の憩いの場としてご利用いただくよう努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

次に、通告2番目、4番、福山晴美議員の一般質問につきましては、手話通訳者の申し出がありますので、手話通訳者の入室を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

手話通訳者の入室を許可いたします。

手話通訳者、八木美代子さん、入室をお願いします。

(手話通訳者 八木美代子さん入室)

○田畑議長 4番、福山晴美議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福山晴美議員。

○福山議員 4番、福山晴美です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問します。

今回は、聴覚障害者の方に対する支援についてと健康づくり計画についての2点です。

1点目、聴覚障害者の方に対する支援についてであります。

今まで何回か聴覚障害者の集まりに出席させていただく機会があり、そこで聴覚障害者の方たちの今までのご苦労を知ることができました。例えば、身近でいつも一緒にいる家族とのコミュニケーションをとることができないために、家の中でも置いてきぼりを感じていたり、社会に出ても同じで、ひとりぼっちを感じていたこと、話が通じないことから社会の情報が入ってこず、これが大きな障害となって地域生活が困難であることなど、また、災害時の不安や恐怖もいろいろと教えてくれました。

私自身、この集まりに出席させていただくまではご不自由はされていることを知っているつもりではいたのですが、直接お会いしてお話を聞いているうちに、胸が熱くなって、本当に大変なご苦労をされてきたこと、また、されていることを改めて知りました。自分の思いを伝えられないというのはとても不自由なことであります。言い伝える手段の手話は、伝えたい相手が理解をしてくれていなければ伝えられないわけであります。聴覚障害者の社会参加を進めるために、手話に関する理解を深め、互いに理解し、尊重し合う共同社会を実現できればと考えます。

そこで、4点質問いたします。

まず1点目、岩出市は長期総合計画で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指して取り組んでいます。この計画を見ると、障害者福祉の充実が基本施策の1つとされており、障害者サービスの充実や相談支援体制の充実とともに、社会参加、就労支援の充実が重点的な施策となっています。また、市が策定している障害者計画においても、社会参加と自己実現のまちづくりが基本目標の1つとなっています。障害者の社会参加の推進に向け、どのように取り組まれているのか、お聞きします。

2点目、障害にもさまざまな種別があります。聴覚に障害を持たれている方が社会においてコミュニケーションをとるには、手話が重要な手段となります。岩出市内の聴覚障害者の方々に対する手話通訳者の派遣状況をお聞きします。

3点目、聴覚障害者の方々にとって日常生活を送る上でも、社会参加を進めていく上でも、手話通訳のできる方をふやしていくことはとても重要だと考えます。手話通訳ができる方をふやしていくために、どのような取り組みをされているのか、お聞きします。

4点目、2006年、国連の障害者権利条約で、手話は言語であると明記されました。我が国においても、2011年、改正障害者基本法により、手話が言語に含まれることが明記されています。本市議会においても、平成26年、手話言語法制定を求める意見書を採択し、国に提出をしています。手話言語法は、いまだ制定には至っておりませんが、近年、各自治体において手話言語条例が制定されてきています。鳥取県を皮切りに、全国に広がり、和歌山県のほか3市4町で手話言語条例が成立し、さらに広がる傾向にあると言われています。岩出市では、この条例についてどのように考えているのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福山議員ご質問の1番目、聴覚障害者の方に対する支援についての1点目、障害者の社会参加に向けた取り組み、及び4点目、手話言語条例の制定について、あわせてお答えをいたします。

第2期岩出市障害者計画において、社会参加と自己実現のまちづくりを基本目標の1つに掲げており、障害者が社会、経済、文化等のあらゆる文化の活動に参加する機会の確保が重要であると認識してございます。特に、聴覚障害者の方々にとっては、手話は社会参加に欠かせないものと考えております。手話言語法の制定まで

は至らない中、各自治体において条例が制定されてきていることは承知しており、平成29年に和歌山県議会においても手話言語条例が採択され、手話の普及、手話通訳者等の確保、要請等がうたわれております。

本市におきましては、現在、聴覚障害者あるいは関係する方々と意見交換を重ねており、今後、条例の制定に向け進めてまいります。

なお、他の項目につきましては担当部長から答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の1番目の1点目の中で、具体的な取り組みについてお答えをいたします。

障害者の社会参加につきましては、障害の種別、程度によってさまざまな場面が考えられますが、市では、障害者のニーズに沿って適切な障害福祉サービスを利用できるように、速やかな支給決定に努めております。

自立や就労を支援するためのサービスとして、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等があり、外出を支援するためのサービスとして、同行援護や行動援護、通院等乗降介助などがあります。さらに、障害者の社会参加に資する市の制度として、タクシー利用料金の一部を助成する福祉タクシー事業も実施しております。

2点目、手話通訳の派遣状況につきましては、平成30年4月から本年2月末までの実績で、福祉課職員による派遣が186件、外部委託による派遣が38件の合計224件となっております。平成29年度では、福祉課職員による派遣が220件、外部委託による派遣が44件の合計264件となっております。

3点目、手話通訳の育成につきましては、市の主催により手話奉仕員養成講座として、入門課程及び基礎課程を毎年それぞれ昼夜2コース開催しているところでございます。今年度の講座におきましては、入門課程15名、基礎課程21名、合計36名の方が修了されました。今後も手話の普及及び通訳の養成に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 答弁ありがとうございました。また、手話言語条例については、本当に前向きなご答弁をいただきました。ほかに1点だけお聞きします。

手話の講座のことですが、私の知り合いも講座を受講したときに、手話というのは本当に難しかった。理解するのも大変だったんですけども、講座を受け終わった後で、やってよかった、手話の何かがわかったような気がしたわというのを話して

くれました。通訳をするとまではいかななくても、こうして少しでも手話を理解していただく人をもっともっとふやしていったほしいと考えますが、それに関して、市の考えをお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えをいたします。

聴覚障害者の方々の社会参加、これを進める上では、手話の普及、そして手話を使える方々をふやすこと、これが重要でございます。先ほどの答弁で申し上げました手話奉仕員養成講座などにより、手話ができる方、これをふやしてまいりたいと考えてはおりますが、議員おっしゃられましたように、手話をマスターするのはなかなか難しいというところでございます。

養成講座につきましては、広報等によりまして、1人でも多くの市民の方々に受講していただくように努めるとともに、手話サークルの方々にもご協力いただく等によりまして、気軽に手話に親しんでいただけるような工夫もしてまいりたいと考えております。

今後も手話の普及あるいは手話のできる方をふやす取り組み、これを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 2番目、健康づくり計画について、3点質問します。

我が国では、近年、高齢化が加速しており、団塊の世代が全て後期高齢者である75歳になる2025年問題が取り上げられています。岩出市においても県内では最も若いまちと言われていますが、今後、高齢化が進展していくことになります。高齢化は介護保険や医療費への影響など、マイナスのイメージで捉えがちですが、元気で健康に年をとれば、趣味や社会活動に生かせる時間がたっぷりあるということでもあり、悪いことばかりではないと考えます。岩出市においても元気なお年寄りがふえることは、介護保険などへの負担軽減となることはもとより、地域の活性化にもつながると思います。そのためには、生涯にわたって健康に対する意識を高めてい

ただることが重要です。

先ほど、福岡議員も質問されておりましたが、トレーニングルームを利用されている人がふえているというのも、やっぱり健康に関しての思いがあると思います。それも、また岩出市内に、最近、ジムやトレーニング施設もふえてきたのは確かです。あるスポーツジムの前を通ると、夜遅くてもたくさん車がとまっています。でも、また反対に、高齢者の方でそういうジムなどに行けない人、そういう人は自分で健康管理のために、毎日毎日歩くようにしているという話も聞いております。それだけ健康に関心がある人がふえてきているのは確かです。

そこで、今回は市民の健康づくりに関して質問させていただきます。

本年度、市において健康づくり計画を改定されたと聞きました。現状を分析し、課題を把握し、計画を立て、目標を定めて施策を進めていくことが効果を上げるためには必要であります。

そこで、1点目に、計画を策定する中で、どのような課題が見えてきたのか。

2点目に、その浮かび上がってきた課題に対して、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

3点目に、この計画によりどのような将来像を描いているのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の2番目、健康づくり計画についてお答えをいたします。

岩出市健康づくり計画は、健康増進法第8条第2項に基づく、市町村健康増進計画に当たるもので、本市の健康づくりや保健施策を推進するための総合的な計画として位置づけております。今般、これまでの取り組みの成果を踏まえ、健康づくりの取り組みをさらに推進すべく、従前の計画の改定を行っております。

ご質問の1点目につきましては、まず計画の改定に当たり、さまざまな統計資料や健康に関するアンケート調査の分析結果から課題を抽出いたしました。主なものを幾つか申し上げますと、若い世代に食生活の乱れや、男性に肥満傾向が見られること、年齢が若い世代ほど日常生活で意識的な運動をしていない割合が高いこと、毎日3食とも食べている子供の割合が県平均より低いこと、約7割の方が子育てに何らかの悩みがあること、がん検診の受診率がやや減少傾向であることなどです。

次に、ご質問の2点目についてでございますが、健康づくり計画では、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、親子の健康、健康管理の5つ

の分野別行動計画を作成しており、それぞれの分野で市民の取り組み、それから地域・教育機関の取り組み、行政の取り組みを掲げております。

例えば、栄養・食生活におきましては、市民の取り組みは、朝食を毎日食べ、1日3食しっかり食べます。地域・教育機関の取り組みは、地域のイベントを通じ、食事の大切さや栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及・啓発を行います。行政の取り組みは、広報やホームページを通じて、朝食を毎日食べることや野菜を毎日とること等の大切さや必要性を発信しますなどしております。

次に、3点目のご質問につきましては、これらの取り組みに対して、それぞれ数値目標を設定しており、目標を達成することで、「子供からお年寄りまで、みんながともに触れ合い、市民と行政が一体となって、生き生きと健康で安心して暮らせるまち」、つまりはこの計画の理念である「みんながいきいき、健康に過ごせるまち いわで」、ひいては市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 答弁いただきました。「みんなが生き生き、健康に過ごせるまち いわで」の実現を目指していただきたいと思います。

そこで、1つ気になったのは、食事のこと、さっきおっしゃってたんですが、毎日3食食べている子供の割合が低いということです。何事も子供のときから意識づけしていくことが重要ではないのかと思います。まして食事というのは、とても大切なことであります。3食の習慣が崩れると脳へのエネルギーが不足がちになるとか、1回の食事の量がふえ、肥満や生活習慣病などにつながる可能性もあると専門家が指摘しています。

子供のときから健康意識の向上について、今後どのように認識し、どう取り組もうとしているのか、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えをいたします。

議員がご指摘されている点につきましては、私どもも大変重要であると認識をしております。先ほども申し上げましたように、本計画におきましては、親子の健康を分野別行動計画の1つと位置づけておりまして、乳幼児健診の受診促進、それか



ら未成年の飲酒率あるいは未成年の喫煙率の低減に力を入れることとしております。

また、栄養食生活の分野におきましては、学校や保育所等と連携し、子供のうちから食への関心を高め、正しい食習慣が身につくよう、普及や啓発に努めていきたいと考えております。

今後子供と親、双方における健康に対する意識の向上に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

手話通訳者、八木美代子さん、退室願います。ご苦労さまでした。

(手話通訳者 八木美代子さん退室)

○田畑議長 通告3番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。今回は、高齢者肺炎球菌ワクチンについて3点、新婚世帯支援策について1点、フリーWi-Fi整備について3点、岩出市防災行政無線について3点、質問をいたしたいと思います。

まず初めに、1番目の高齢者肺炎球菌ワクチンについてですが、肺炎は日本の死因の第5位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢者になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い、年々死亡者数も増加しています。中でも市中肺炎においても最も多いのが肺炎球菌性肺炎であり、ワクチンによる予防が重要視されています。

厚生労働省は、65歳の人を定期接種の対象に指定し、8,000円前後かかる費用の約3割を助成しています。2014年から2018年までの5年間は、70歳、75歳、80歳など5歳刻みの年齢に達する人が接種を受けた場合も、65歳の人と同様に公費助成の対象とし、5年で全年齢の高齢者が接種できるようにしました。しかし、ワクチン接種率は、国が想定していたよりも伸びず、平成28年度時点の接種率は約40%にとどまり、このため厚生労働省の検討会では、制度が十分に知られていないのではと、周知面での課題が指摘されていました。そこで、このたび平成31年度から平成35年度までの5年間の経過措置を延長することが決定されました。

そこでお聞きいたします。

1 点目に、肺炎球菌ワクチン定期接種率の現状について。

2 点目に、平成31年度から平成35年度までの5年間、経過措置を延長することが決まりましたが、今後の周知啓発の取り組みについて。

3 点目に、個別通知による周知の考えについて、お聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の1番目のご質問にお答えをいたします。

高齢者肺炎球菌についての1点目についてでございますが、岩出市における高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は、平成26年度、44.0%、平成27年度、37.9%、平成28年度、39.3%、平成29年度、40.9%、平成30年度は3月15日現在で38.6%、5年間で40.1%となっております。

次に、2点目の周知啓発の取り組み及び3点目の個別通知による周知の考えについて、あわせてお答えをいたします。

対象となる方は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上の方で、高齢者肺炎球菌ワクチンを未接種の方となっておりますので、これらの方に対して、4月に個別の通知を送付し、周知することとしております。また、市の広報やウェブサイトへの掲載だけでなく、市内の医療機関にも啓発をお願いし、周知に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の新婚世帯支援策についてですが、現在、日本において少子高齢化が大きな問題となっており、さらに人口減少問題についても重視されています。将来の日本を託す子供たちや若い世代が生き生きと暮らせる環境づくりが大切だと思います。

岩出市においても、将来の人口減少を見据え、人が集う魅力あるまち、子育てしやすいまち、安全・安心で住環境のいいまち、産業振興による活力あるまちを目標に向け、さまざまな施策を進めております。現在も、各地域で民間による住宅開発

が進められ、若い世代の住居が期待されています。

しかし、結婚を希望する若者が結婚に踏み切れない不安があるようで、結婚の障害として、結婚資金と回答した割合が、未婚男性18歳から34歳が約43.3%、未婚女性の18歳から34歳が41.9%でありました。結婚のための住居と回答した割合は、男性が21.2%、女性は15.3%だったそうです。

そうした現状を踏まえ、国は世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯に、住宅取得費用や、または住宅賃借費用及び引っ越し費用として、補助率4分の3で、1世帯当たり上限24万円の補助事業を実施しています。

そこでお聞きいたしますが、現在、この制度を実施しているのは和歌山市、橋本市、紀の川市、由良町の3市1町であります。岩出市においても、この結婚新生活支援事業補助金の導入の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目、結婚新生活支援事業補助金の導入について、お答えをいたします。

本補助金は、少子化対策の一環として、世帯所得340万円未満の新婚世帯に住宅取得費用、または住宅賃借費用、引っ越し費用について支援をするもので、現在、市において補助金の活用はしておりません。

急速に少子化が進む中、県下におきましては、比較的少子化の進行が遅い当市におきましても、今後、少子化対策を講じる必要はございます。

そこで、国が推奨するさまざまな少子化対策事業の中から、当市の実情に合致し、効果のある事業を今後検証・研究するとともに、本年度実施しましたニーズ調査の結果や岩出市子ども・子育て会議での有識者の意見も参考にし、効果のある少子化対策を実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目のフリーWi-Fi整備についてですが、総務省は2020年に向け全国に約3万カ所のWi-Fi整備を目指しております。Wi-Fi整備の必要性

については、教育環境において、ＩＣＴを活用した学習方法があります。また、全国の約９割の学校が避難所に指定されております。観光利用面では、観光客のさまざまな地域の情報収集や旅行先の体験をＳＮＳで発信することで、観光客増が期待でき、災害時では情報伝達手段となり、熊本地震では役立ったとの回答が約９割を超えました。

和歌山県においても、和歌山フリーＷｉ－Ｆｉ大作戦の整備事業を実施されましたが、岩出市においても、根来周辺を中心に、観光客誘致に向けさまざまな事業を展開されていますが、そこでお聞きいたします。

さらなる観光客誘致を進めるために、１点目、無料Ｗｉ－Ｆｉ整備事業の考えについて。

２点目に、無料Ｗｉ－Ｆｉの設置状況について。

３点目に、市役所及び市の公共施設に無料Ｗｉ－Ｆｉ設置の考えと今後の対策について、お聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　玉田議員の３番目、フリーＷｉ－Ｆｉの整備についての１番、２番について、一括してお答えいたします。

近年、スマートフォン等の携帯情報端末の普及や外国人観光客の増加に伴い、全国的にフリーＷｉ－Ｆｉの導入が進み、和歌山県においても、和歌山フリーＷｉ－Ｆｉとして観光客向けに導入が進められ、岩出市においても飲食店やスーパーマーケットなどで多く整備されているほか、道の駅ねごろ歴史の丘にも和歌山フリーＷｉ－Ｆｉを導入しております。また、市中においては、通信事業者などによる独自のサービスも導入され、無料で使えるＷｉ－Ｆｉスポットは急速に増加しているところです。

なお、フリーＷｉ－Ｆｉの整備に関しての市独自での補助事業等は、現在のところ考えておりませんが、この先、根来寺周辺の観光施策を進めていく中で、観光施設や民間事業者等と連携し、観光客等が快適に滞在できるように、必要に応じフリーＷｉ－Ｆｉの整備も検討してまいります。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　玉田議員ご質問の「フリーＷｉ－Ｆｉ整備についての３点目、市役所及び市の公共施設に無料Ｗｉ－Ｆｉ設置の考えと今後の対策について」について、お答えいたします。

当該設備は、日常的に情報を享受できるという利便性から、人が多く集まる観光拠点や災害の際に避難所等となる災害拠点など、情報を必要とする場所へ設置されることが多くなってきておりますが、現在のところ、市役所庁舎等に関しては、フリーW i - F i の整備予定はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ご答弁いただきました。現在、岩出市内において、フリーW i - F i の設置数ですね、設置状況を教えていただけますか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

市内のフリーW i - F i の設置数についてですが、民間通信事業者独自のものは把握してございませんが、和歌山フリーW i - F i の設置数は、サービス業16カ所、飲食店13カ所、スーパー6カ所、福祉関係6カ所、小売業5カ所、その他5カ所の計51カ所です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 4番目の岩出市防災行政無線についてですが、市民の安全と児童生徒の安全な下校環境や行政の情報発信としての役目を果たしております。しかし、スピーカーが近くにある住宅では音量が大きく、離れている住宅では聞き取りにくいという現状があり、日ごろより音量調整やスピーカーの角度には大変ご苦勞をされていると思います。

しかし、防災行政無線は、市民にとってとても重要な情報発信源であることから、1点目に、今後の取り組みについてお聞きいたします。

2点目に、防災行政無線放送電話対応サービスと連絡先の周知方法についてお聞きいたします。

3点目に、連絡先を掲載したステッカー配布の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員ご質問の４番目、岩出市防災行政無線についての１点目、防災行政無線の今後の取り組みについてお答えいたします。

同報系防災行政無線、市内放送ですが、地域住民に迅速かつ的確な災害情報等を提供し、市民の生命・身体・財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段であります。

現在使用しております同報系防災行政無線は、平成３年度の導入から２６年を経過しており、また、使用しているアナログ式電波が、電波法の改正により、平成３４年１１月末で使用できなくなることから、平成３０年度から３カ年計画でデジタル化を進めております。

整備計画といたしましては、平成３０年度に第１期工事として、設計及び市役所基地局操作卓の更改を実施いたしました。また、第２期工事として、平成３１年から平成３２年度にかけまして、中継局及び屋外の拡声子局の更新を実施いたします。

デジタル化を実施することにより、高品質でクリアな音声で市内放送が可能になるほか、緊急時における最大音量での一括放送等、より迅速かつ的確な情報伝達が可能となります。

次に、２点目の防災行政無線放送電話応答サービスと連絡先の周知方法について及び３点目の連絡先を掲載したステッカー配布の考えはについて、一括してお答えいたします。

防災行政無線放送電話応答サービスは、平常時や災害時における情報伝達の確度向上を目指すものであり、地域住民等に対する放送の聞き漏らしに対応することを目的とし、平成２４年度からサービスを開始いたしました。

連絡先電話番号については、広報紙及び市ウェブサイトによる広報、新規転入世帯への周知のほか、放送内容が聞き取りにくいなどの問い合わせがあった際にも、その都度、周知を図っております。

今後一層の周知を行うべく、広報紙及び市ウェブサイトへの掲載はもとより、多様な手段による周知啓発について検討を行ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 １点、連絡先を掲載したステッカーの配布の件なんですが、今後それも含めた分野で検討していくということによろしいですかね、周知方法について。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

周知啓発についての検討の中に、ステッカーの配布も含まれているのかというご質問であったかと思いますが、ステッカーの配布についても検討していくということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の4番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問いたします。

1番目、ヘルプマークについて3点、2番目、高齢者のサポートについて1点、3番目、小学校におけるプログラミング教育について3点で伺います。

まず1番目、ヘルプマークについてお伺いいたします。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。ヘルプマークは、そうした方々がかばんに装着したり身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるようにするものです。

大きさは手のひらサイズで、合成樹脂でできたストラップです。このヘルプマークは、2011年に東京都議会で内部疾患を抱えている人など助けが必要でも、外見がわかりづらい人が優先座席に座っているとつらい目に遭うことが多い。何らかの支援が必要ではないかと提案され、翌年の2012年度に制定されました。

その後、導入する自治体がふえ、和歌山県でもヘルプマークの普及に努めています。また、関西の鉄道事業者20社は、ことしの1月、2月に共同で、マナーキャンペーンとして、ヘルプマークのポスターを駅構内や電車やバスに掲示し、広く乗客

に知らせる取り組みをしていました。ポスターには、ヘルプマークを知っていますか、援助が必要な方のマークです、外見からはわからなくても援助が必要な人がいます、このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いしますと書かれていました。

しかし、まだまだこのヘルプマークの認知度は低く、知らない方がほとんどではないでしょうか。私も周辺の人に聞いていますが、皆知らないと言います。

そこでお伺いいたします。

1 番、ヘルプマークについて、問い合わせは何件ぐらいありますか。

2 点目として、岩出市ではヘルプマークの周知活動はどのようにしていますか。

3 点目、ヘルプマークの導入は、平成31年3月1日現在、全国では1都1道2府32県に普及しています。和歌山県においては、30市町村のうち、既に23の市町村が各自治体の窓口でヘルプマークを交付しています。近隣では、和歌山市を初め紀の川市、海南市なども既に取り入れています。岩出市でも交付窓口を開設していただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、ヘルプマークについての1点目、問い合わせ件数についてお答えをいたします。

ヘルプマークは、外見からはわかりづらい障害等のある方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるものです。和歌山県内には、県庁や各振興局等で交付をしており、市への問い合わせにつきましては、年間10件程度ございます。

2 点目、周知はどのようにしているかにつきましては、福祉課の窓口において、チラシを備えつけ、普及啓発に取り組んでおります。

3 点目の交付窓口を開設する考えにつきましては、岩出市はヘルプマークの趣旨に賛同し、新年度より交付窓口を設置することとしております。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ただいま前向きなご答弁をいただきました。外見ではわかりにくいですが、支援を必要とする方に活用していただくとともに、ヘルプマークをつけている方を見かけたときの周囲の人の思いやりのある行動が必要です。しかしながら、先ほど



も述べましたように、まだまだ知られていない事業です。岩出市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」の観点からも、支援を必要とする人をみんなで支え合えるよう、普及啓発を努めていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　再質問にお答えをいたします。

周知啓発についてでございます。

岩出市では、障害者計画の基本理念の中に「誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまち」これを基本理念の1つとして目指しております。この趣旨にも沿っております。多くの方にヘルプマークの存在を知っていただけるよう、ウェブサイトや市の広報を初め、さまざまな機会を捉えまして、啓発に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長　再々質問を許します。

(な　　し)

○田畑議長　これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　高齢者のサポートについてでお伺いいたします。

高齢者見守りキーホルダー事業に取り組んでいる自治体があります。これは65歳以上の方が対象で、緊急連絡先やかかりつけ医、既往症、服用している薬などの情報を登録し、地域包括支援センターが管理するという事業です。

出先で事故や病気等で救急搬送されたときなど、本人から直接情報が得られない場合に、キーホルダーに書かれた地域包括支援センターに連絡すると、その方への適切な処置につながる貴重な情報が得られるというシステムです。

昨年の10月、大阪でひとり暮らしをしている私の母親が外出先で転倒し、頭を打って倒れるという事故がありました。頭から出血をしていたので、ちょうど見かけた方が救急車を呼んでくださいました。救急隊員から名前や住所を聞かれると、意識があり、正確に伝えることができたので、関係機関や親族とつながり、入院等々に支障なく、事が運びました。あのとき母が意識を失っていたり、気が動転して質問に答えられなかったら、さまざまな面で支障があったと思われます。

このような場合でも、見守りキーホルダーを持っていれば、救急搬送中に地域包括支援センターに問い合わせることによって、必要な情報を得ることができます。見守りキーホルダーの普及は、突発的な場合に、医療機関に迅速に本人の情報が提供できるという利点があります。

岩出市でも高齢者見守りキーホルダー事業を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の2番目、高齢者のサポートについての高齢者見守りキーホルダー事業を導入してはどうかについて、お答えをいたします。

この事業を導入している自治体があることは把握をしております。岩出市におきましては、認知症により行方不明になるおそれがある高齢者について、家族等からの申し入れにより、あらかじめ情報を登録した上で、個人ごとの番号を付したステッカーを靴に張っていただく、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を実施しております。

この事業は、事前登録した高齢者の情報を地域包括支援センターと岩出警察署で共有し、登録した高齢者が行方不明となった場合に、事業に協力していただける団体などとも連携し、早期発見を目指すものです。

岩出市におきましては、引き続き本事業を実施することで、認知症により行方不明や外出への不安のある高齢者等への支援を行ってまいりますので、現在のところ、高齢者見守りキーホルダー事業を導入する考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えいただきましたように、岩出市では、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を実施していただいておりますが、それは認知症の高齢者の方が対象です。そうではない、認知症でない高齢者が出先などで突発的な事故や急病などで必要な情報をいち早く必要とする場合、高齢者見守りキーホルダーは大いに役立つと考えます。

認知症でない高齢者への支援について、市は何か対策をお考えでしょうか、お聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

認知症の事業の対象にならない高齢者の支援についてはどうかというところでございます。外出先で倒れたり等により保護される方は、認知症の方が多いと予想されることから、岩出市のステッカーを張っている高齢者を保護したり、救急搬送等した際には、すぐに身元の確認ができるよう日ごろから事業の周知に努めるとともに、消防や医療機関等との連携を図ってまいります。

なお、高齢者、一般の方につきましては、万が一外出先で倒れたときの備えとして、ふだんから身元の確認ができるもの等を所持するように、高齢者等の集まりや介護予防教室等のあらゆる機会に啓発に努めてまいります。

以上のことから、高齢者見守りキーホルダー事業につきましては導入の考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、小学校におけるプログラミング教育についてお伺いいたします。

ことし、3月に発表された新学習指導要領で、2020年度、来年度です、の4月から小学校でプログラミング教育が必修化されることが明示されました。既に中学校や高校の教育課程では必修になっていますが、これまで小学校では課外活動で初歩的な体験を行う程度で、原則、教育課程内では行われていませんでした。

家庭や職場など、あらゆる生活の場でITが普及し、AIも身近な存在となる中、プログラミング教育は時代に即したものと言えます。世界ではプログラミング教育の導入が進んでおり、イギリスではIT教育は1990年代から始まっています。また、ロシアでは2009年から初等教育にプログラミングの授業が導入されました。

日本は取り組みのおくれが指摘されてきただけに、来春の小学校必修化の意義は大きいと考えます。パソコンやタブレット端末などのICTを活用した授業は、児童にとってわかりやすく、学習意欲を高める可能性が高いとされます。また、学びの楽しさも広げることが期待されます。

そこでお伺いいたします。

1 点目、来春から始まるプログラミング教育は、どのような力を養う目的の教育でしょうか。2018年、昨年 の 2 月、文部科学省が全国の市区町村教育委員会にプログラミング教育実施に向けた取り組み状況について調査したところ、特に取り組みをしていないとの回答が半数を超えたとのこと です。

2 点目、2020年 4 月実施に向けた取り組みについて、岩出市ではどうなのかをお聞きいたします。

3 点目、プログラミング教育にふなれな教員への実務研修などのサポートが必要と考えますが、対応についてお聞かせ願います。

○田畑議長 ただいまの 3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 奥田議員のプログラミング教育についてのご質問にお答えいたします。

1 点目のプログラミング教育の目的についてですが、まず、プログラミング教育が必修化された理由ですが、国の方針では、これからの世界の競争力を左右するのは I T 力と言われており、欧米では、若者が労働市場に入るためには I T 力が不可欠と認識されております。現に 90%以上の職業において、少なくとも基礎的な I T スキルを必要としていると言われており、多くの国で学校教育のカリキュラムの一環として、プログラミング教育が導入されています。

一方、我が国では、2020年までに 37万人の I T 人材が不足するとと言われており、今後の国際社会において、I T 力をめぐる競争の激化が予想され、子供のころから I T 力を育成していくことが必要とされたものであります。

そういった背景の中、プログラミング教育の狙いは、プログラミング的思考の育成、プログラミングのよさなどへの気づきやコンピュータなどを上手に利用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むことなどとしてされています。

2 点目の 2020年 4 月に向けた取り組みにつきましては、和歌山県では、きのくに I C T 教育として、2019年度から県下全ての小学校でプログラミング教育を先行実施いたします。

3 点目の教員のサポートでございますが、さきの議会でもお答えしましたが、岩出市教育情報化推進計画に基づき、計画的に環境整備を進めるとともに、やはり教える側の能力・技術が必要なことから、プログラミング教育については、平成 30 年度から既に県内各地で小学校教員研修を実施しており、また、事前にプログラミングで制御するロボットのサンプルなどを貸与するなど、実施に向けて必要な準備を

進めているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 1点だけお聞かせ願います。

プログラミングという学習課目がふえたり、プログラミング技術自体を学ぶものではないと聞いています。どの教科で、年間どの程度学習するのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 再質問についてお答えいたします。

まず、どの教科で学習するのかということでございますが、中学校のように技術科でというのではなく、各教科や総合的な学習の時間などで取り組みます。

あと1点、年間の学習時間数ですけれども、5・6年生では、各学年で18時間のカリキュラムでプログラミング教育に取り組みます。そのうちプログラミング体験に8時間取り組むことになっております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この3月議会では、公民館についてと、自衛官募集に関する依頼関係と個人情報保護との点についての質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、公民館について質問を行います。

岩出市においては、岩出地区公民館や根来地区公民館を初め公民館と名前がついている場所が8カ所、これ以外に住民が利用できる場所として、サンホールやコミュニティセンターが2カ所あります。

公民館ができた経緯については、戦後の荒廃し、混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げるには教育の力が必要であり、その1つの核として公民館の設置が提唱され、郷土再建の拠点としようとするところから始まりました。戦後の混乱

状況のもとで、文部省の社会教育課長が打ち出した寺中構想とも呼ばれている公民館の建設、新しい町村の文化施設というものがもともになっています。

そして、昭和24年6月には公民館を規定した社会教育法が制定され、法的整備が図られました。その第5章、公民館に多くの条文を費やして、公民館の目的、設置者、事業、運営方針、基準、職員、公民館運営審議会など、詳細に明示されています。特に第20条には、公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とうたっています。

公民館は、単なる貸し館的な施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であるということを示しています。また、その運営は、地域の人々の生活に根差して、地域住民が主人公となって行われるべきとされており、その意味では、住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設とも言えます。

今回の質問では、このことを踏まえ、以下4つの点をお聞きをしたいと思います。

1点目は、公民館の利用、使用料ですね、利用料についてであります。

橋本市では、会議室兼大研修室、午前9時から12時まで1,139円、午後1時から5時も1,139円、午後6時から10時では1,732円。海南市では、大会議室、午前8時30分から12時で2,590円、1時から5時、2,590円、5時から9時30分も2,590円。これに対して、岩出市では、大会議室、9時から12時、4,320円、12時から午後5時、7,560円、午後5時から9時で8,640円、和室会議室でも、それぞれの時間で2,160円、3,240円、4,320円です。

岩出市教育委員会として、こういう公民館の利用料、高いという認識はあるのでしょうか。自治体として、利用料の引き下げを行うべきと考えます。

2点目は、冷暖房使用時には、今言ったこの利用料、これをさらに1.2倍を徴収することになっている。こういう規定は、私は見直して、他の市のように別料金設定、冷暖房使用時には別料金の利用をとっていると、こういうふうに改めるべきだと私は思うんです。

3点目として、根来公民館を初めとして、午前中閉館の公民館という部分が岩出市には多々あります。本来の公民館の役割を果たす上でも、開館できるよう努力をすべきではないのでしょうか。最初に私が言った公民館の、まさに法的整備の中身、これを考えていく上でも、本来、午前中もやはり公民館はあけていく、これが必要

ではないのでしょうか。そもそも岩出市として午前中の開館をしない、こういうことを行っている理由は、どうしてもなのかという点をお聞きしたいと思います。

4 点目として、この間、この公民館の机や椅子、こういう部分なんかも改善、これを私はこの間求めてまいりましたが、当局として、傷んでいるものから順次改善をしていくんだという答弁がされました。そして、既に幾つかの公民館の中では、こういった新しい使いやすい椅子や机、こういうものによって変わってきているところもございます。しかしながら、まだまだ公民館の中でも旧式の折り畳み式の椅子ですね、こういう公民館もまだ残っていますが、教育委員会として、今後のこういう公民館の椅子、机、こういうものをどのようにして改善を進めていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

以上 4 点の点について、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の公民館について、お答えをいたします。

1 点目、利用料の引き下げについてでございますが、公共施設を設置して維持管理していくためにの経費が必要となります。施設を利用される方、されない方がおり、利用者の方が応分の負担をすることにより公平性が図られることとなりますので、受益者負担の考え方をもって利用料金をいただいているところでございます。

利用料金の設定につきましては、どこまでを利用者負担として、どこまでを税負担とするかのバランスや自治体ごとの財政状況の違いもあり、一概に他の自治体と比較して、安い、高いと判断することは難しいこととあります。現段階において、利用料の引き下げについて検討はしてございません。

2 点目、冷暖房料についてでございますが、これにつきましては使用申請書類の提出時に使用するかしないかの項目をしてございます。使用しない場合は室の利用料のみの設定となっております。

3 点目につきまして、現在、午前中の貸し館を受け付けているのは、中央公民館、岩出地区公民館、上岩出地区公民館の 3 館となっております。午前の利用の希望があった場合は、この 3 館を案内してございます。3 館の貸し出し件数のうち、午前中の利用件数は 3 割から 4 割、午後から夜にかけての利用が、それ以外、半数以上を占めてございますので、現状での開館で対応できると考えてございます。

4 点目につきましては、修繕できるものは修繕し、修繕できないものについては廃棄をしております。机につきましては、毎年、折り畳み机を購入しておりました

が、近年はキャスター付きの机を購入して、各公民館に設置してございます。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この公民館に関しては、非常につめたい答弁だなというふうに、本当に思わざるを得ないと思うんですね。利用料についても応分の負担が必要だと。財政状況の違いがあるんだと。本当に残念です。

今、冷暖房の関係なんかも言われました。実際暑いときとか寒いとき、これ利用するときには、冷暖房を使用する場合、先ほども言いましたけれども、あの金額の1.2倍になるんですね。午前中借りた場合は5,180円、午後1時から5時で9,070円、午後5時から9時では1万360円、それに消費税がかかると思うんです。応分の負担をしてもらうんだと思うんですけれども、本当にこれで地域住民の皆さんの役に立っていく、そういう公民館だと。岩出市としてその役割を果たしている、そういうふうに私は思っているとしたら、これはぜひ考え直していただきたいと思うんですね。

実際には、この岩出市、今後、長期計画なんかもつくっていく、そういうことが行われていますけれども、本当にそういう意味でいうと、この岩出市がますます発展していく。その上でも公民館という点の利用料だけでも、やっぱり大きな私は課題がある、変えていかなきゃいけないというふうに、私は本当に思うんです。そういう点では、改めてこういった冷暖房使用時、この金額が高いか高くないのか。高いか高くないのか、この点だけでも私は答えていただきたいと思います。

そして、先ほど午前中の開館というのは、十分事足りているんだということも言われました。そもそも岩出市として、事足りているというふうに考えるのは、どういう理由なのかという点を聞きたいと思うんですね。

本来、公民館として、条例の中でも午前9時から借りられる。国の言っている部分の中でも、本来の公民館の役割、これを果たしていく、そういう責任もあると思うんですね。そんな点で、なぜ午前中、岩出市は開館しないのか、その理由についてお聞きをしたいと思うんです。

募集しても管理人のなり手がいないのか。そもそも募集をしていないのか。閉館しているそういうところが何館もあるんだけれども、そもそも募集する気すらないのか。今後、こういう国からの指針に対して、公民館の午前中開館に向けてどう取り組むつもりなのか、この点もお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今、椅子なんかも新しく変えられているところもあります。そんな



中で、公民館の、特に大会議室ですね、旧の椅子、机なんかも積み上げてやっているとところもあるので、そういうところは改装というんですか、壁なんかもかなり傷んでいるところもたくさん出てきている。今後、あわせて同時に改装していく必要なんかもあるかと思うんですが、こういう点、室内の改装という点については、岩出市としてはどのように考えておられるのか、この点を再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

現在の利用料が適正かどうかという、どう考えているんだということでございますが、まず1点申し上げておきますのは、岩出市では、公共施設使用料の減免対象の団体登録要綱、これを平成21年度に制定をしてございまして、登録を行い、公民館などの利用における使用料を減免をしてございます。

しかしながら、施設の運営を行っていくためには、光熱水費や修繕費あるいは臨時職員を雇用する必要もあり、歳入財源確保するためにも、受益者負担としての現在の料金設定は適正であると考えております。

さらに言いますと、消費税10%に増税されるということもございます。公民館を維持管理していく上での歳出も増加することが見込まれますので、利用料金の再検討も必要かなというふうに考えてございます。

それから、午前中に開館することにつきましては、先ほど、3館開館しているということでお答えをいたしました。午前から夜まで開館するとなりますと、管理人が2名必要となります。この3館につきましては、2名体制として運営をしているところで、午後からの開館の公民館については1名で対応していると、こういうことでございます。

そういうことから、全て朝から開館するとなりますと、臨時職員の雇用人数をふやしての対応等々、いろいろと経費の支出、賃金も含めて、それに伴う経費の支出が増額ということになってまいります。効率的・効果的な運営を目指す、これも1つの課題であると考えてございますので、現在の午前中の利用実績から見ますと、当面は現在のままで運営できるというふうに考えてございます。

それから、公民館の壁等のお話が出ましたが、これにつきましては、運営上、必要性があれば改修、取り組んでまいります。

○田畑議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私は、今の教育委員会に、地域住民に、また市民の生活向上と、こういう部分の本来の国が示している公民館の役割、こういう部分については、福山議員でしたかね、健康づくり計画という部分の中で、当局からもいろいろ言われて、その中では、健康づくり施策として、アンケートなんかなどの分析なんかもされて、若い世代の対策なんかが必要だというような認識があるんだということなんかも言われました。

こういう点においては、やはり教育委員会としても、市民の健康を考えていく。公民館事業、こういう部分なんかに、やっぱり他の部局とも積極的に提携をする、いろんなことを考えて取り組んでいく。こういう公民館をさらに活用していく。こういう取り組みなんかが、やはり今、岩出市に求められていると思うんですね。

だから、そういうことをやっていくということをすれば、当然、午前中からの開館なんかも、もっともっと積極的に行って、事業を展開していく、それが岩出市の発展につながっていくんじゃないんでしょうか。

そういう点では、今、管理人さんの体制が大変なんだという、こういう理由だけじゃなしに、積極的に、やはり全ての公民館を地域の住民の皆さんと一緒に、生活を改善していくための事業なんかも、教育委員会としても積極的に取り組んでいく、こういうことが今求められているんじゃないでしょうか。

こういう点では、さらに他の部局と協力してやっていくというようなことなんかは、市として考えていないんでしょうか。

そして、椅子の点なんですけど、最終的には、市として、全ての公民館に新しい椅子なんかも、やっぱり導入していく。これは早くしていくべきじゃないのかなというふうに思うんです。そういう点では、ちなみに、今、岩出市が使っているような旧式の椅子とか机、これなんかも、気持ちはわかるんですよ、最大限使える、使っていくということは大事だと思うんですが、やはり今の時代を見ても、近隣の自治体でそういうふうなところを使っているところは余りないと思うんです。

そういう点では、やはり早急に、岩出市としても改善していくというふうに思うんですが、この点については、最終的にはいつぐらいをめどに改善していくという、そういうふうに市としては考えておられるのかという、この点だけちょっとお聞きをしたい。この2点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、利用料の件ですけど、現状、利用していただいているのが、減免団体が約9割以上ということでございます。これお答えしておきます。

それから、公民館事業で、現行等々を含めて、いろいろな事業を展開してはどうかというお話でございましたが、公民館教室等のほうで、もう既に太極拳であったり、いろいろとそういう健康を目的とした事業、これも教育委員会だけではなくて、市当局と連携しながらやっているところでございます。

それから、机等の物の改善ということですけど、今、1回目にお答えいたしましたとおり、修繕できるものは修繕いたします。修繕できないものについては、先ほど申しましたように、最近はキャスターつきの移動しやすい机、こういうものを購入してございます。

それから、ちょっと数字でお答えいたしますと、平成27年度までには各地区公民館で110台、平成28年度からキャスターつきの机をそれぞれ5台から10台ずつ入れてございます。今後もそういう机等の状況を見ながら、5台から10台ずつを各公民館に配置していきたいなど。いつまでという質問がございましたけども、これは古い物は壊れていきますので、いつまでということでは考えてはございません。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供について、質問をします。

この質問をするに当たり、今、安倍内閣が進めようとしている政治に対して、大きな危惧を感じています。歴代政府が守ってきた武器輸出三原則の撤廃、武器の輸出推進政策、国内軍需産業強化・育成するため、大学や研究機関と連携して、国の進める軍事施策に協力する体制の強化、秘密保護法・共謀罪法などを成立させ、集団的自衛権行使容認の閣議決定、沖縄の辺野古沖への新基地建設の強行、墜落事故を何度も繰り返している危険なオスプレイの全国展開、F35戦闘機などの大量購入、自衛隊の空母化などが進められています。

さらに、安倍首相は、憲法9条をも変え、アメリカと一緒に戦争できる国に変えようとしています。国民に知られたくない重要なことは、次々と機密指定にし、国民のあずかり知らぬところで海外で戦争を始める準備をどんどん進めようとしているのが日本の政治です。まさに、第二次大戦前の状況に似てきているのではないかと

と感じられるのです。

このような状況下の中で、自衛隊からの依頼において、岩出市民の情報を提供させようとしているのです。安倍首相は、新規の隊員募集に対して、都道府県の6割以上が協力を拒否している悲しい実態がある。憲法にしっかり自衛隊を明記して、違憲論争に終止符を打とうではないかなどと発言し、国会内外で波紋を呼んでいます。

この点に対して、私は、以下5点について質問をしたいと思います。

まず第1点目として、昨年5月15日付で防衛大臣から出されている自衛官募集等の推進依頼について、岩出市の提供している内容はどのようなものなのか、情報提供の中身をお聞きをします。

2点目として、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令120条について、岩出市の解釈として、これをどのように受けとめているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

3点目として、現在、和歌山県内において、この依頼における連携状況では、抽出閲覧が22自治体、紙媒体での提供が8自治体となっており、岩出市では抽出閲覧対応としていますが、その理由はどうしてなのかをお聞きをしたいと思います。

4点目として、岩出中学校、また第二中学校の中学校の卒業生において、自衛隊を将来の進路として選んだ者はあるのかどうか、この点については教育委員会にお聞きをしたいと思います。

5点目として、この自衛隊からの依頼については、言うまでもなく、個人情報を提供していくことになります。個人情報保護審査会において、自衛隊からの情報提供の依頼について、この審査会において議論はされてきたのか、このことについて、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員ご質問の2番目、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供について、お答えをいたします。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わっており、自衛隊の活動の重要性はより一層大きくなってきています。このように、国防、災害、救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するため、自衛隊法第97条では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところによ

り、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定められており、地域の情報を的確に把握できる都道府県や市町村がその事務を担う必要はあると考えております。

また、自衛隊法施行令第120条は、「防衛大臣は、自衛官の募集に際し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められているものであります。

岩出市では、自衛官募集に関しましては、住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け、対応をしております。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の2番目、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供についての1点目、自衛官募集等の推進依頼における岩出市の提供している内容はのご質問にお答えいたします。

岩出市では提供はしておりません。閲覧請求があり、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、氏名、住所、生年月日、性別の4情報の閲覧を実施しております。

続きまして、3点目、依頼における連携状況では、抽出閲覧としているが、その理由はについてお答えいたします。

必要以上の情報閲覧とならないよう情報漏えいに配慮し、抽出閲覧としております。

続きまして、5点目の個人情報保護審査会において、自衛隊からの情報提供の依頼について議論はされてきたのかについてお答えいたします。

本市におきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け対応しているところであり、個人情報保護審査会において議論はしておりません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目の中学校の卒業生ということでお答えをいたします。

平成30年度の卒業生で自衛隊を進路にした生徒はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきました。岩出市の行っている抽出している、提供している情報ですね、この部分については、自衛隊のほうから、対象年齢というんですか、それについてはどのような形でされているのか。1年なのか、3年、4年とい

うような、そういう部分が対象年齢としてされているのかという点、これもちょっとお聞きをしたいと思うんです。

そして、そういう資料そのものの自身を提供しているとすれば、それができる根拠、その根拠はどこにあるのかをお聞きをしたいと思うんです。

先ほど住民基本台帳法に基づいてというふうに言われました。この点については、岩出市の個人情報保護条例との関係でいうと、他の制度との調整という形で、第26条に当たると思うんですが、実際に市として根拠ですね、その根拠については、それができる根拠、これについて再度お聞きをしたいと思います。

同時に、この自衛隊からの依頼、これは最初にも言いましたけれども、実際には個人の情報の提供を求めているわけです。個人が知らないうちに勝手に情報提供されることはあってはなりません。自衛隊法施行令による資料の提出規定、先ほど市長からも言われました。第120条で、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とされているだけなのです。

そもそも自治体が応じるか応じないかは、自治体の判断に任されているものです。個人情報の保護という点では、まさに慎重な対応が求められますので、その根拠について、どこにあるのかという点、お聞きをしたいと思います。

それと、個人情報の保護審査会における審査という部分については議論をしていないということを言われました。この個人情報保護審査会における部分の中においては、岩出市の例規集、情報公開、個人情報保護審査会という部分の中においても、実施機関からの独立性と公平性を確保するため設置された第三者機関と明記されています。

今回の自衛隊からの依頼、これを実施するのは岩出市です。この実施機関である岩出市に対して依頼が来ているわけですから、独立性という点でもこの審査会で議論を行うべきではないのでしょうか。この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目は、自衛隊の募集、事務所からの閲覧要請があった住民の範囲ということであったかと思います。対象年齢につきましては、高校の卒業年齢18歳になる方、それと中学の卒業年齢15歳になる方、そういう方について閲覧の申請がござ

いました。

続きまして、その根拠についてというご質問であったかと思いますが、住民基本台帳法第11条第1項で、「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に係る部分の写しを当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。」となっておりますので、法令に定める事務ということで、自衛隊の募集の事務についての法令というのは、先ほど市長からもお話がありましたが、自衛隊法第97条等の規定に基づいて請求がされているものであり、これを根拠に行われているものでございます。

それと、3点目、個人情報保護審査会においての審議についてということでございますが、先ほど申しましたように、これはあくまで住民基本台帳法の第11条第1項に基づく閲覧申請を受けて閲覧を許しているものであり、情報提供というのは、現在、岩出市では行っておりませんので、そういった個人情報保護審査会に係るといような案件ではないと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えをいただいたのは、自衛隊法等に関して、市としては、根拠としてしているんだと言われました。それではお聞きをしますが、この岩出市の個人情報保護条例、この保護条例の第7条の2項、ここには7つの項目というのが出ています。

1つは、本人の同意があるとき。

2点目として、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

3点目として、出版、報道等により公にされているとき。

4点目として、人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

5点目として、他の実施機関から個人情報を収集しようとする場合において、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

6点目に、国、他の地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)から個人情報を収集しようとする場合において、当該個人情報を収集することが事務事業の性質上やむを得ないと認められ、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

こういう規定がされています。

まさに、こういう点においても、個人の権利・利益、これを守っていかなければいけないわけですね。個人の了解なしに情報提供があってはなりません。民主主義のルールにも反するものです。個人の権利・利益を不当に害しているかどうかを判断する、そういう必要があるからです。

今、岩出市の行っている対応は、住民基本台帳に基づいて、先ほど、高校18歳、また15歳の皆さんの情報、これは全て提供されているわけですね、閲覧されているわけですね。

京都市では、この自衛隊の依頼に関して、個人情報を提供してよいかということを探ねて、了解した方だけを名簿として提供している。自衛隊の方に、こういう対象年齢の方に対して、自衛隊の方に、あなたの情報なんかを見せていいですかということを探ねているわけなんですね。そして、対応しています。全体で、京都市では約2万8,000人、対象者があるとのことですが、そのうち5,000人ぐらいの方が情報提供を拒否している。そして、一人一人に対して了解を得て、了解をした方だけの名簿を自衛隊に提供を行っています。

民主主義においては、これが本来の姿ではないでしょうか。岩出市でも個人ごとに情報提供を行ってもよいか、これを聞いた上で対応するべきだと考えます。今、政府によって、日本は戦争への道に進められる。協力させられる。危険が高まってきている。こういう点も私は述べておきたいと思うんです。

現在、防衛大学校に進んだ人でも自衛隊に入らない人も多くなっています。同時に、自衛隊を退職する、こういう人もふえ始めています。集団的自衛権行使の閣議決定、海外における武力行使の解禁、他国軍への後方支援拡大を含む安保法制の制定、朝鮮半島情勢をめぐる米軍防護の廃止、安倍政権下で始まった自衛隊の軍隊化が自衛隊の退職者の増加につながっていると考えられないでしょうか。

将来的に、徴兵制まで進みかねない危険な情勢になりつつあることを私は念頭に置くべきだと思うんです。少なくとも自衛隊からの依頼における情報公開においては、少なくとも民主主義の原点である個人情報開示の了解をした人だけの情報、これを提供することが岩出市に求められているのではないのでしょうか。

このことを最後に当局にお伺いをして、質問を終わります。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。



まず、自衛隊募集に関する情報提供ということでの再度のご質問でありましたが、情報提供は、今現時点で、岩出市としては行っておりません。あくまで閲覧の請求があり、それに基づいて対応しております。一般的に、閲覧とは、図書や書類を調べ読むことであり、提供とは、差し出して相手の用の供するということでもありますので、閲覧と提供は意味が違うと思います。現時点では、岩出市においては閲覧での対応を行っているところです。

それと、個人情報保護条例の第7条の情報収集の制限の条文が先ほどの質疑の中でありましたが、岩出市の個人情報保護条例は、第7条、情報の収集の制限、それと、第8条で、利用及び提供の制限がございますが、ただし書きで、該当する場合はこの限りではないということで、各項目があります。

それで、先ほどおっしゃられた中では、法令または条例の規定に基づくときということで、法令等の規定に基づくときは、この利用及び提供の制限とかはかからないというふうになってございます。

ただ、これは住民基本台帳法に基づく閲覧でございますので、そもそも個人情報保護条例の適用ということはないと考えてございます。

さらに、これは総務省から自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行についてということで、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第102条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができることと解されていますという地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言がされております。

なお、お話にありました京都市のような対応は、現在のところ、本市においては行っておりません。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、高齢者に補聴器購入助成についてであります。

難聴者には、軽度難聴、中度難聴、また重度難聴の大まかに3つの聴力レベルとなっています。軽度難聴者は、文字どおり日常生活にほとんど影響がありません。中度難聴者は、日常生活には支障があるけれども、重度とは違って補聴器がなくても生活ができなくもないという状態です。重度難聴者は、重度の難聴のため生活に支障を来します。重度難聴者の方には、身体障害者手帳が交付され、補聴器購入費用の助成を受けることができます。

耳の聞こえは加齢によって周波数の高い音から悪くなります。聴覚障害は、一部の限られた人の問題ではなく、70歳以上の2人に1人が持つ深刻な問題です。難聴者の多くは感音性難聴であり、これは老人性難聴でもあります。

近年、老人性難聴の増加が深刻化してきており、耳が悪くなったかなと実感するのは40から50デシベルの中程度の聴力ですので、身体障害者手帳を所持するまではありませんが、難聴者と同じような社会的な困難事例が見られています。

日常生活の中では、さまざまところで音が使われており、電話の着信、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、玄関のチャイムなど、家の中を見渡しても音で知らせてくれるものは数多くあります。またカーナビや病院などでも音声での案内が中心となっています。テレビの音声聞き取れない、電話のベルが聞こえない、玄関先に人が来ていてもわからないなどの支障を来し、難聴の程度によりますが、難聴が進むにつれて、以前は聞こえていた音が聞こえづらくなり、日常生活が不便になってしまうということです。

また、危険を知らせるサインとしても音は使われています。自動車のクラクション、自転車のベル、火災報知機など、これらの音はとても大きな音ですので、難聴が余り進行していない限り、気がつくことができます。

しかし、日常生活の中では、意識せずに音で危険を察知している場面があります。例えば、狭い道で背後から自動車や自転車が迫ってきたとき、健常者であれば気配で気がつき避けることができます。これは自動車や自転車が走る音を捉えているからです。対して難聴者の場合、背後から迫ってくる音に気がつかず、接触してしまったり、事故につながってしまったりする可能性もふえてまいります。

聞こえが悪くなることによる問題は、日常生活が不便になったり、危険に気がつ

かなくなったりなど、聞こえないことで直接起こる問題にとどまらず、実は聞こえが悪くなることは、対人関係や心身状態にも影響を及ぼしてしまう可能性がある」と専門家からも指摘がされています。

難聴になることで、周りとの会話のキャッチボールが難しくなり、人とのコミュニケーションの機会も次第に減っていきます。人とのコミュニケーションが減少し、孤立、いら立ちや落ち込みなどの感情が発生、負の感情が大きくなり、さらにコミュニケーションは減少という悪循環が生まれてしまう可能性があると、このように言われています。

また、難聴があると、抑鬱傾向が出ることもわかってきています。2014年にアメリカで1万8,000人を対象にした調査で、正常な聞こえでは5%の人に抑鬱傾向があるのに対し、難聴の人では11%の人で抑鬱傾向が認められたとの報告、最近のアメリカの報告では、認知症のない難聴の人639人を11年経過してから再調査をしたところ、58名に認知症が見られ、軽度難聴で約2倍、中程度難聴では約3倍、高度難聴では5倍、認知症になる確率が高いことも報告されています。

難聴の人が認知症になりやすい理由は、さまざまな説があるとされておりますが、脳が聞くことに多くの能力を費やしてしまい、脳への負担が大きくなるため、音や人の声が聞き取りづらくなることで人とのコミュニケーションが減るため、これらが組み合わさることで、認知力の低下につながると言われています。つまり難聴であることが直接の原因ではなく、難聴により人との交流が少なくなることが、認知症になる可能性を高めてしまうということです。

全国で、少なく見て約600万人、高齢化が進む中、今後さらにふえることは確実です。難聴による社会的・家庭的孤立、引きこもり、そして認知症につながることも心配されますが、まず岩出市内の高齢者の実態調査等で見られる聴力の現状について、お聞きをいたします。

2つ目は、特定健康診査等や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れるよう国に働きかけるとともに、市として、65歳以上の健康診断、聴力検査を加える考えについてお聞きをいたします。

3つ目は、日本において補聴器の価格は、片耳当たり、おおむね3万円から20万円であり、特に感音性難聴では、波長に合わせて調整が必要で、どうしても高くなります。日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低くなっています。その一因が補聴器の高価なことにあると思います。欧米では、補聴器購入に対し、公的補助制度があり、日本でも一部の自治体等で高

齢者の補聴器購入に対し補助を行っているところも見られてきました。

市でも高齢者への補聴器購入助成への取り組みを求めますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目について、お答えをいたします。

まず1点目、高齢者の実態調査等で見える聴力の現状はについてでございますが、高齢者の実態調査で、直接的に聴力についての調査はしておりません。第7期介護保険事業計画策定に当たり、高齢者の生活状況等についてのアンケート調査を実施いたしました。この調査の中で、外出を控えている方のうち、その理由として、聞こえの問題など耳の障害と答えた方が、一般の高齢者では134人中7人、5.2%、要支援認定者では363人中46人、12.7%であるという結果が出ております。

次に2点目、特定健康診査等の項目に聴力検査を入れるよう国に働きかけるとともに、市として65歳以上の健康診断に聴力検査を加える考えはにつきましては、特定健康診査は生活習慣病に関する健康診査であり、健診の項目は国の実施基準に定められておりますので、市におきましても、国の基準により特定健康診査を実施しているところであり、国に対して聴力検査を追加するよう働きかける考えはなく、今後も現行どおり実施してまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療の健康診査は、特定健康診査の検査項目とほぼ同様の内容で、生活習慣病等の重症化予防、健康意識の向上などを目的に、和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施しているものでありますが、聴力検査を健診項目に追加する予定はないと聞いております。

続いて、3点目の高齢者への補聴器購入助成につきましては、身体障害者手帳をお持ちで、要件に該当する方に対する補聴器の費用の支給は行っておりますが、今のところ、高齢者の方、一般に対する助成の考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、私がなぜこの問題を取り上げたか。市民の方に難聴で人とのコミュニケーションがうまく図れずに悩んでおられる方が多くいたからです。人との集まりでは、みんなの言っていることが聞き取れず、会話に入れないと孤独を感じた方、必ず1回で聞き取ることができないため、何度も聞き返すことに申しわけを感じ、人との接触を避ける方、市のさまざまな講演会などに参加したくて、行きたく

ても内容を聞き取れず諦めている方、体は健康で元気であるにもかかわらず、難聴のためストレスを感じている方々がたくさんおられる。これを周りの人たちも何とかできないかという、そういうご相談がかなりたくさんございます。

高齢者の難聴、つまり老人性難聴は、聞こえないから不便だというだけの問題ではないと感じたからです。だからこそ現状はどうなっているのかを市がまずつかんでいるのかをお聞きいたしました。

介護の7期に対するアンケート調査等々はやっておられて、数字的には出ました。しかし、介護だけではなく、私は、高齢者全体でやはり調査を行うべきだと考えています。

現状を知らなければどんな対策を立てればよいか、どういった援助が必要かなど、考えられないからです。現状をしっかりとつかむ必要があると考えますので、高齢者を対象とした調査など、やはり聞こえに対する項目をしっかりと設け、調査をするべきではないか。例えば、聞こえ方によって、現在どうなのかという点と、それによる障害は何なのか。例えば、今、会話に入れないといった困難が起こってきているとか、そうした集まりに行くのがためらっているとか、そういうものも含めて、しっかりと調査をする必要があるのではないかという形を考えていますので、これに対して、もう一遍の答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、厚生労働省が、平成27年1月に、関係11府省庁と共同で、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定しています。この新オレンジプランの中でも認知症の危険因子として、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴の7つを上げています。国も認知症の原因の1つとして、難聴があると考えています。

このことから考えれば、国にしっかりと要望を上げることができると思います。先ほどは国に働きかける予定は考えていないというふうに申しましたが、しかし、このオレンジプラン等々でも位置づけられていることを考えれば、国に意見を上げることができると思うので、それについてどのようにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

そして、健康診査の項目、もちろん国の基準でやっているんで、岩出市については独自でやる必要がないというふうにお考えになっている、このようにご答弁をされました。しかしながら、実際に介護の問題に当たっては、パートナーがいる方々にとっては、ふだんから会話する機会が捉えられたり、コミュニケーションをとれるんです。ところが、パートナーが、実際にいなくなったときに、初めて人との接

することに戸惑いを感じたり、耳が聞こえないことによって表に出ていけない。引きこもりになるというところがふえてきています。

そうした意味からも、しっかりそれにつなげる何らかの対策、また自分自身がその認識を深めるためにも、健康診査を用いてしっかりとこれについて自覚ができるように、また、市としても捉えることができるように、この項目を入れることを求めたいと思います。

国に老人性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を私は創設するよう働きかけることもできるのではないかと考えています。

それについて、国に意見を上げるその必要が私はあると考えますが、市はどのようにお考えになるでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

先ほど、市では補助を考えていないと答弁がありました。補聴器のさらなる普及で、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えています。この点から、再度ご答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず、高齢者の聴力についての実態調査を行っていくべきではないかというご質問であったかと思いますが、先ほどご答弁させていただきましたが、第7期の介護保険事業計画を策定する上で、この調査は高齢者から抽出して、一般の高齢者あるいは要支援の認定を受けられている方、要介護認定を受けられている方、そのような方々から一定程度の数を抽出して調査を行った結果というところでございます。そういう意味では、高齢者の調査に対する実態調査というふうに捉えております。

また、次年度以降、第8期の介護保険の計画を立てていく上で、いろんな調査等を行っていくこととしておりますので、その必要性については、その場で検討していくことになろうかと思っています。

それから、国への要望についてというところでございます。健康診査に関しましては、先ほど申し上げましたように、生活習慣病の早期発見、予防、健康意識の向上という目的で実施をしておるというところでございますので、その部分については、先ほど申し上げましたとおり、聴力検査を要望していくというような考えはございません。

それから、特定健康診査の中で、今申し上げましたように、国の基準に基づいて

実施はしていくというところでございますけども、実際、聴覚のことに关しましては、特定健康診査において、医師による問診というような機会もございます。そういう中で、問診というのは、お医者さんと対象者の方のやりとりということになるんですけども、そういう中で、ちょっと聞こえ方というような場合は、医師の判断によって耳鼻科への受診を進める場合もあるのではないかと考えておるところです。

それから、他市町村で補聴器の助成をやっている自治体もあるということでおっしゃっておられました。我々も埼玉県の朝霞市あるいは幾つかの自治体で助成を実施しておるということは把握をしておるところでございますけども、我々としては、先ほど高齢者の引きこもり、高齢者が家へ引きこもってしまっているという、そういう視点からの懸念ということでおっしゃっておられる部分もあると思います。外出に支障を生じる原因というのがほかにもございます。最も多かったのは足腰への不安を訴える方、これが外出を控えている方のアンケートのうち半分は足腰の不安を訴えている方ということで、我々としては、まず高齢になっても元気で健康に暮らしていただけるよう、そもそも介護予防の推進であるとか、健康に対する意識の向上、こういうところを総合的にはやっていくということで考えていきたいと思いますが、他市町村の状況とか、そのあたりに関しましては、情報収集とか調査研究、怠りなくやっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 調査に関しては、ぜひ第8期で、その必要性を含めて検討していくことですが、私はしっかりと、その中ででも結構でございます。やっぱり実態を調査した中で、しっかり市が把握する。それによって、例えば、何が市としてできるのか、どういった施策が組めるのか、また、どういった対策を打っていかないといけないのかというのがはっきりと見えてくると思うんです。そういう中には、8期でも結構でございます。調査を行うに当たっては、しっかりと聞こえに対する調査等も含めて考えていっていただきたいと思います。

認知症の関係で、私ちょっとお聞きをしたんですけど、外出には足腰の不安が多いというのがあります。ただ、難聴の方でも、結局、体は元気、どこにでも行ける。ただ、会話が成り立たなかったり、相手に何度も聞き返したり、やっぱり多くの人のたちの間に入っていても、会話が聞き取れないことによってコミュニケーション

がとれない。だから、外出を控えるんだという方がいらっしゃるということなんです。そこをどうするか。パートナーがいらっしゃる場合は、まだコミュニケーションがとれるからいいんです。

例えば、ひとり暮らしになった方々なんかだったら、本当に孤立して、家に引きこもったままになりますよ。そういったことはないように、何が対策として打てるのか。このことを福祉として、私は岩出市としても考えていかなければならないのではないかとこのように思っています。

先ほど、市のほうからも事前に自治体でやっておられる例も出しながら言ってくれたと思うんです。私ももちろん調べています。各自治体がやっている助成制度、各自治体によって、もちろんさまざまな条件をつけてやられているところも、かなり多いんです。例えば、年齢だったり、所得だったり、例えば、ひとり暮らしだったり、それはあわせて何を含んでいるかといったら、高齢者全体で、それは該当すれば、たくさんの方々がこの補助を受けるとなったら、財政的にどうなのかという点もあります。

だから、低所得者だったり、その条件をそれぞれの自治体が考えながら、自分たちの自治体に合った方策で助成をしているという点です。こうしたところが出てきているということを考えたら、岩出市でもできないという選択肢はないということなんです。どうやったらできるかというのも踏まえて、私は考えていく必要があるのではないかと思います。

医療、保健、福祉の連携で、支援する仕組みがやっぱり整っていかなければならないのではないかと。具体的には、聴力検査など、さっきから検査はしないというふうに言われていますが、聴力の管理、みずからの聞こえない範囲を体で把握し、他者とのコミュニケーションについて考えるなどの訓練の場が必要ではないかと思っています。自身の聞こえを振り返る場にもなると考えます。

難聴者、また途中で耳が聞こえなくなった方、安心できる仕組みづくり、難聴者の社会参加を総合的に支援するシステムの構築、そういう支援が市として考えられないものでしょうか、今後の福祉対策に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

国については、しっかりと私は働きかけは必要ではないかと。他県のところでも国に対してしっかりと意見書を上げるような対策もしております。岩出市としても、国に対してそうした意見をしっかりと上げていく必要があると思いますが、その辺について、再度お答えを求めたいと思います。



○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

実態調査について、実態調査をすることで、現状がはっきり見えてくる、対策につながっていくのではないかというふうなお話であったかと思います。

先ほども申し上げましたように、実態調査、これに特定した実態調査ではございませんが、介護保険の事業計画を立てていく上の調査で見えてきたところといいますと、やはり外出を控えている理由の中には、足腰の不安やそういう部分を訴える方が多い。我々としては、その中で、先ほど申し上げましたような、そもそもの対策としては、介護予防とか健康に関する部門、それから、なかなか遠くへは活動しに行きにくいという方も多いのかというふうにも感じますので、近くで活動している団体やサークルの紹介、情報提供ということで、今回、今年度、情報マップの作成であるとか、そのような部分の中で支援をしておるところです。

それから、その中で聞こえの振り返りというところでも、確かにお家へこもってしまいますと、なかなかそういう部分も自分ではわからへんというようなところもございます。そういうところの、やはりいろんな活動に積極的に参加していただく中で、やっぱりちょっと聞こえるのは難しいかなという部分も気づく部分もあろうかと思いますが、やはり外へできるだけ出ていっていただけるような、いろんな環境づくりというのをやっていきたいと考えております。

それから、認知症の対策からもというところでございます。聞こえにくいということでストレスになって、人との交流を避けるというところから閉じこもりの原因あるいは認知症につながっていくというところもあるだろうというふうには考えております。

市としましても、聞こえにくい方への配慮が大事であるというふうにも考えますので、認知症のサポーターの養成講座であるとか、そのようないろんな機会のある方に、高齢者の聞こえの問題も含めて、いろんな部分での高齢者への配慮について、意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

国への助成に対する要望というところでございます。耳の聞こえの問題、高齢になりますと、いろんな身体的な問題はさまざま出てきます。その中で外出に支障を生じる原因、そこから認知症につながる原因というのは、先ほど申し上げました足腰であるとか、目の問題もそうですし、いろんな加齢に伴って、さまざまところで身体的な影響が出てきます。そういう中で総合的にいろんな部分で考えていかな

ければならないと考えるので、聴力に関して、特定して、国へ助成の要望とか、そういう部分というのを上げていくという考えはございません。

以上です。

○田畑議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　LGBTの理解と支援、人権教育についてであります。

近年、性的少数者、性的マイノリティという言葉聞く機会がふえてきました。恋愛の対象者が同性に向く人や性同一性障害など、体の性と心の性が食い違う人をはじめ自分の性別に違和感を覚える人のことです。

同性を好きになることに対しては、根強い偏見や差別意識があり、また、体の性と心の性との食い違いに悩み、周囲の心ない言葉や好奇の目にさらされ、苦しんでいる人がいます。

電通の調査で、平成24年、全国の20歳から50歳代、約7万人に対し、ネットによるアンケート調査を実施した結果、性的少数者の割合は約5.2%、19人に1人、平成27年4月に行った同様の調査では約7.6%、13人に1人、平成30年では約8.9%、11人に1人という結果が出ました。11人に1人の割合でいることを踏まえると、誰もが社会や地域、企業や職場にいるのではないかと考えられます。

では、職場や地域の理解はどうでしょうか。受け入れられる環境が整っているのでしょうか。間違った知識や情報のために偏見や差別につながることは十分にあり得ると考えます。そのようなことを防ぐためにも知識や情報を正しく理解できるよう対策や取り組みを行う必要があると考えます。

まず、そこで性の多様性について、市長の認識をお聞きいたします。

2つ目は、私は全ての職員を対象とした研修会を設けることが望ましいと考えています。正しい知識と情報で、市民対応を初め職場での理解、そして、こういった支援が必要とされているのか考えるきっかけにもつながります。職員研修についてお聞きをいたしたいと思います。

3点目は、理解と支援対策、新しい知識の普及活動について。過去に尾和弘一議員の一般質問においては、窓口については福祉課で対応、各種申請書等の性別記載については、今後、男女性別記載の必要性の有無、記載方法等を調査研究をすることを答弁されていますが、その後、改善されてきたのか。改善の方向性を持っているのか。普及活動においては、男女共同参画運営事業において講演会の開催や男女

共同参画推進ニュースなどによる啓発活動に取り組まれておりますが、今後の取り組みについてお聞きをいたしたいと思います。

4点目は、教育現場での理解を促進し、配慮を行っていくことは欠かせません。

「いのちリスペクト、ホワイトリボン・キャンペーン」が行ったLGBTの学校生活調査では、自分がLGBTかもしれないと気がついた学年については、ゲイ、レズビアン、体が女性で性別違和がある人の場合は中学1年生から中学2年生が最多で、小学校6年生から高校1年生の期間に自覚したとの回答が半数を占めたそうです。

一方、体が男性で性別違和がある人の場合は、25%は小学校入学前に自覚があり、約半数が小学校卒業までに自覚したと回答をしています。いわゆる思春期に性的指向、性自認の自覚がなされていること、性別違和に対する支援は、小学校の時点から必要であることが推測されます。

小学校から高校の間に、自分がLGBTであることを誰にも言えなかったと回答したのは、全体の約4割、言えなかった理由は、理解されるか不安だった、話したらいじめや差別を受けそうだったが上位となっています。家族にすら打ち明けることができない子供にとって、学校で先生や友人などに1人でも自分の胸のうちを話せる人がいるのかいないのかでは、その後の人生をも左右する分かれ道となることは間違いありません。

LGBTの学校生活調査では、いじめや暴力について、7割が身体的暴力、言葉による暴力、性的な暴力、無視、仲間外れのいずれかを経験しており、そのうち3割が自殺を考えたという深刻な状況になっています。

また、いじめや暴力を受けた時期は、小学校低学年から次第に増加し、中学2年生のときにはピークを迎えているという結果が示されております。また、宝塚大学の日高教授が行った性的マイノリティ1万5,000人の調査では、学校でいじめに遭った人は6割にも上り、自殺を考えた方も6割台、自殺未遂をした方も1割以上だったとの報告もございます。

性の多様性を尊重し、全ての人間が個性豊かに人間らしく生きられる社会のあり方について、学習することが必要です。

まず、性の多様性について、教育長の認識をお聞きいたします。

次に、2016年4月、文科省から性同一性障害や性的指向、性自認にかかわる児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてが通知されました。そこには性同一障害にかかわる児童生徒についての特有の支援のあり方や性的マイノリティとさ

れる児童生徒に対する相談体制等の充実についての対応が示されております。この通知は、2010年の児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底についてや、2014年、閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて出されているものです。学校での支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援などを示しており、具体例として、服装や頭髪、更衣室、トイレの使用や授業、水泳など、きめ細やかな配慮を行うよう求めています。こうした通知は十分活用できると思います。

教職員の研修については、過去の答弁において、特段特化しなくても十分対応していけると答弁されておりますが、その後の教職員の研修においてこういった取り組みを行ってきたのか、また、理解は深まってきているのかをお聞きしたいと思います。

次に、以前の一般質問では、在籍している場合、個々に相談の上、対応していくと答弁をされています。市内小中学校における性の多様性について、子供たちの実態把握についてはどうか、お聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の2番目、L G B Tの理解と支援、人権教育についての1点目、性の多様性、L G B Tについて、市長の認識はについてをお答えをいたします。

これまで、私たちは日常において、男性、女性という視点で性を考えがちでありましたが、現在においては、性のあり方、考え方は多様になってきていると伺っております。性のあり方は個人の尊厳にかかわる大切な問題であり、おのこのの思いを互いに尊重することが重要であると考えます。

なお、2点目、3点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 2点目と3点目について、通告に従いお答えをいたします。

まず2点目、職員研修についてですが、L G B Tに特化した研修は実施していませんが、昨年8月に開催した課長補佐、係長を対象とするコンプライアンス研修において、ハラスメントに関連し取り上げております。また、平成29年度におきましては、11月に開催いたしました全職員対象の人権研修において、L G B Tを取り上げております。L G B Tは、さまざまな人権問題の1つであると認識をしており、今後も研修に取り組んでまいります。

続いて3点目、理解と支援対策、正しい知識の普及活動につきましては、今年度、

人権を考える強調月間にリーフレットを、地区別人権学習会やふれあい祭りにおいてパンフレットをそれぞれ配布して啓発を行いました。また、ふれあい祭りの人権啓発コーナーにおいて、DVDの上映、昨年度はパネル展示も行っております。相談体制としましては、人権担当部署の相談窓口で対応することになりますが、内容に応じて、県の関係機関等と連携することとしております。

以上です。

○田畑議長 教育長。

○塩崎教育長 4点目についてお答えいたします。

性の多様性、LGBTなどに対する正しい理解や対応につきましては、人権教育の1つと捉えています。学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子供の実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の推進を生活の中に生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じた教育活動全体を通じた計画的な指導に努めることが重要となります。

管内の学校で、性に関することで児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ、スクールカウンセラーや医療機関等とも相談しつつ、適正な助言等を行ってまいります。

「みんなちがって、みんないい」というメッセージを学校のみならず、社会全体が持つことで、子供たちが安心できる環境をつくっていく、その場所の1つが学校であると考えております。

5点目、6点目については教育部長から答弁させます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の5点目、教職員の研修についてですが、先ほどご質問にもありましたように、平成27年4月に文科省から教職員向けに性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての通知が来てございます。

この中では、学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援等についての対応方針が示されてございます。本市の各学校においては、人権尊重の理念にある自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるよう、例えば、性的少数者等への理解を深めるため、法務省が作成した「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」というDVDによる研修や県教育委員会、学生の人権学習パンフレット「自分らしくありたい」を使っ

修など、人権尊重の視点に立った学校づくりができるよう、教員の共通理解を図っているところでございます。

6点目の実態把握についてですが、現在のところ、各学校から相談を受けたという報告はございません。小中学校の段階で、性的指向はなかなか確立されていないということも考えられます。なかなか表面化しないというのが実態であるのかなと思います。

ただ、仮に在籍していることが明らかになった場合は、文科省の通知に基づき、学校生活のさまざまな場面における支援や保護者や周囲の児童生徒等への教育、理解を含め、一緒になって合意形成を図っていくことが重要になるものと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点聞きたいのは、各種申請書等々の性別記載についてでございます。こちらのほうについて、今現在どうなっているのか。過去に質問もされているわけですが、研究を行うことが答弁されております。その後、改善されたのか、また改善策、方策を方向性を持っているのか、これについてお聞きをいたしたいと思います。

次は、これまでも教職員に対しては、いろんな通知を出したり、研修に対する人権のリーフレットをやって、理解を深めているという話でした。ちょっと1点、私から言いたいのは、宝塚大学の日高教授が、教員5,979人に意識調査レポートというのが、これインターネットでもとれるんですが、このレポートがございまして。その中で、大体40人クラスであれば、1人から2人ぐらいが存在するということが明らかになっています。

また、教室で授業で取り上げる必要があると答えた教師は半数以上、6割、7割の教員が思っている。しかし、授業で取り上げないかという設問に対しては、1、教える必要性がなかった。2、教師自身がよくわからない。3、教科書に書いていないと答えているんです。現場の先生は、教えなければならないと思いつつも、よくわからない。だから教える機会がなかったというわけです。具体的な研修をし、理解を深めなければ、先生は生徒に対して気づくこともできないのではないかと思います。うふうに考えるわけです。

「いのちリスペクト、ホワイトトリボン・キャンペーン」のLGBTの学校生活に関する実態調査、LGBTの児童生徒が、大人にカミングアウトする割合は非常に

低いことがわかっています。

生物学的女子で約3割、男子で約5割が、18歳になるまで誰にもカミングアウトしていない。言えたという場合でも、相手として選ばれる6割、7割は同級生だそうです。教師にカミングアウトした当事者は、全体の1割程度にすぎない。生徒にカミングアウトされたら対応を考える。個別の対応をするという話なのですが、実際には大人が当事者からのカミングアウトを待っているのでは、子供たちのしんどさというのは解消されません。大人が知らなくても、生徒の間ではカミングアウトされたりというのが、どこの学校でも実際に起こっている問題です。

大切なのは、たとえ明示がされていなくても、どこにでもいること、誰も孤立させないためにも、教師が日ごろから自分の言葉で伝えられることが大切ではないでしょうか。

生徒にどのような対応が可能かをあらかじめ教職員で検討したり、理解と知識を深め、カミングアウトを待たずに動ける姿勢を持つことが肝心です。

知らないと人権を守ることはできないが、知っていればできることはたくさんあります。こうしたことから、ぜひ専門家を招いて研修など行う取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、相談しやすい環境をつくり出し、相談を受けた場合は万全に対応を尽くしていく。このすべきこと、これを尽くすことができるということは言うまでもありません。それが不登校やいじめ、自殺防止につながります。

しかし、相談しなければ悩みが解決しないのでは、ごく一部の児童生徒を救うことしかできません。相談しなくても、悩まないで済むようにするのが最善策ではないでしょうか。相談しなくても悩まないで済む環境にすることが重要です。生徒の困り事は、まず何よりも自分を肯定するに足る正確な情報が欠如していること。周囲と自分が異なることに気がついて、参考になるモデルが乏しく、家族やクラスの友人が自分のような人間を気持ち悪い、普通じゃないといって笑っていることもある。調査によれば、18歳までに当事者の84%がネガティブな発言を見聞きしていることがわかっています。

このような環境で自己肯定感を育むことは難しく、しばしば他者へのカミングアウトよりも困難なのは、自分自身へのカミングアウトだと言われています。さらに身体の性に基つき、生徒を男子と女子に2つ、二分する学校の運営方法は、性別違和を抱える生徒にとっては、自分がいつも間違った性別で扱われ続けるような苦痛や屈辱感の原因となるということもわかっています。

そうした問題がある中で、性的少数者、児童生徒が在籍の場合、個別の相談と答弁ありましたが、先ほども言いましたが、相談しなくても悩まないで済む環境にすることは、一体どういったものなのかということを改めて考える必要があるのではないかと考えますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

最後に、学校の提出書類についても、これ改善できる点はあるのではないかと思います。学校の書類、文書では、朝日新聞に、公立高校の入学の願書の中で性別欄が廃止が広がっているという記事がありました。こうしたことも必要なものは必要でなければならないんですけど、必要でないものは必要でないと、削除する項目方法もできるのではないかと考えていますので、それについてどのようにお考えになっているのかをお聞かせください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、教える側の教職員のお話がありました。もちろん教職員のこういうLGBT等に対する知識、こういう知識の向上のために研修ということで行っているところでございます。また、日常の学校生活の中での教職員の子供たち、監視という言い方はおかしいけども、配慮といいますか、気づきといいますか、そういうところを発揮するにおいては、やはり基本的な知識が必要であるのかなと思っております。

先ほど研修の件でお話をしましたけども、人権教育と人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり策定されております県の人権教育基本方針、これをもとに岩出市学校教育の指導方針と重点におきまして、学校における教育活動全体を通して、発達の段階に応じた人権教育の推進を掲げて、4月当初に、全教職員対象の研修会ということで、こういう中で説明をしてございます。

また、岩出市人権教育推進連絡協議会の夏期研修、この中でもこういった事例を挙げながら研修して共通理解を図っているということでございます。

それから、当事者が、例えば、学校に在籍している場合、これ、いろいろと相談しなくても済むようなという環境ということでお話がありましたけども、大変デリケートな問題かなというふうに思います。

性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえること、また教育の内容について、学校全体で共通理解を図る、それから保護者の理解を得る、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく、いろいろ計画性を持って実施することなどが必要かなと思います。



適切な対応というのは、個々に応じて、状況に応じて変わってくるということになります。そのためには、しっかりと当事者と保護者、合意形成を行うと。それから研修等において、日ごろから人権尊重の視点に立った学校づくりといたしますか、教職員の研修といたしますか、そういうことを扱っていくということでございます。

それから、当事者あるいは保護者から相談を受けた場合、相談体制というお話もありましたけども、文科省からの通知によりますと、学校内に直ちにサポートチームをつくって、チームで対応する、医療機関との連携、児童生徒に対する相談体制を具体的に、数値の中で示されておりますので、そういうチームをつくって対応するというところでございます。

提出書類ということですけども、来年度から学校における男女混合名簿、これを教育委員会のほうから指導しているところでございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

申請書の性別欄の有無についての検討はということでございますが、現在、他の県内の市の状況等とも対応状況も確認等をしておりますが、本市と余り変わらぬ状況であるということでございます。

しかしながら、体の性と心の性とが合致していない性的少数者の方は、性別欄にどちらの性別を書けばいいのか悩む、あるいは通知書等に自認している性と違う性が記載されており、違和感があるなど、生きづらさを感じているというような、いわゆる性別欄に対する課題があるということは認識してございます。

したがって、今後は、市で扱うそういう申請書について、性別欄の必要性について、現在ある書類もですけども、十分検討していくという方向で進めたいと考えてございます。削除できるものということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時25分から再開します。

休憩 (14時10分)

再開 (14時25分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告 7 番、16 番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16 番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、ただいまから 6 項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも岩出市民の皆さんからの意見集約をして、岩出市の市政について見解をただすものであります。誠意ある答弁を求めていると思います。

まず、第 1 点であります。市内の造成・開発工事について質問をいたします。

1 番目は、根来寺近くの公園墓地入り口の北側の地において、造成工事が今行われております。この地は、周辺は根来山内だと思いますし、文化財等々も多く散在している関係から、許認可を与える十分な配慮が求められております。この地には、一部売店等もありましたが、それ以外のところは拡大して造成されているというのが実態ではないかと思っております。

そこで質問ですが、この場所に何を構築しようとしているのか、つくろうとしているのか。また、この開発に当たって、造成に当たって、文化財等々の指定区域ではないのか。造成の平米数についてどうか。岩出市として、許認可に当たり、具体的に条件を付した上で行っているのかどうか、お聞きをしたいと思います。また、許認可をした時期はいつなのか、ご答弁ください。

2 番目に、岩出地区の山地内の山林開発についてであります。

自然を壊してまで開発することに、私は大変な怒りを覚えます。最近の予知できない集中豪雨により被害が発生しており、この地の開発の南側には多くの岩出市民の皆さんが生活を営んでおられます。今回の山肌を削り、現在、このままでは保水力がなくなり、非常に危険ではないかと感じております。

この地で何をしようとしているのか。集中豪雨災害は起きないのか。また、その対策について、岩出市はどうしようとしているのか、質問をいたします。

○田畑議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の市内造成・開発について、文化財関係についてお答えをいたします。

この箇所につきましては、埋蔵文化財包蔵地の範囲内にあることから、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 5 月 2 日、事業者から庭の造成を目的ということで、発掘の届け出が提出され、県教育委員会から事前に確認調査が必要

との通知があり、5月25日に確認調査が完了してございます。

場所は、岩出市根来2232番地及び2230番地の4、面積については400平米ですか、そういうことです。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 市内造成・開発についての2点目、山地区内の山林開発について、通告に従いお答えいたします。

当該地につきましては、事業区域18万6310.67平米の太陽光発電所を目的として開発が行われており、工事着手に当たっては、岩出市太陽光発電設備設置事業指導要綱に基づき、市と事業者で事前に協議を行い、地盤沈下、崖崩れ、出水、その他による災害及び周辺地域への浸水等の被害が生じることのない計画となっております。

内容としまして、区域内の雨水排水につきましては、開発許可基準に準じた適切な排水設備を設置しており、区域外への放流に関しては、調整池、黒谷池や3カ所の沈砂池を設け、さらにふとんかご、シルトフェンス、ヤシマットフィルターを設置し、雨水排水の抑制や土砂流出防止対策を図っております。

また、着手後におきましては、事業者からの定期報告をもとに、工事の工程を把握するとともに、職員による現地確認も随時行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 根来地区の開発・造成なんですが、今、答弁をいただきましたが、文化財として発掘調査した結果、文化財としてどういうものが出土したのか、これについてお聞きをしたいと思います。

この根来地区内の許認可の時期についてはということを質問したんですが、それについて答弁がなかったので、それについて再度答弁、5月25日でしたか、許可をしたのは、文化財はね。開発許可については答弁がなかったと思いますので、これについてご答弁をください。

それから、山地内の開発なんですが、これは従来、パイロット事業としてやったところが、開発して、この地に太陽光を設置をするということですが、太陽光設置指導要綱においては、権利住民の説明等について十分されてきたのか。それから、設置事業計画の中身についてどうなのか。

それから、一番最初の質問しましたが、集中豪雨の時期に、調整池と言われている黒谷池並びに大池についてなんですが、この集中豪雨に耐え得る何ミリ以下であ

ればオーケーなのか、それに耐えられるのか、そこら辺について十分な調整池としての役割を果たすことができるのか、これについて再度ご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、県のほうで5月25日に確認調査を行ったとお答えいたしました。何が出てきたのかという質問でございますが、確認調査というのは、埋蔵文化財の範囲とか遺構・遺物の密度あるいは遺構面の数、深さ、こういったものを把握するために実施する調査でございます。この場所につきましては、過去にいろんな建物が建築されてございました。この際に大規模な改変が行われているという場所でございますので、埋蔵文化財が展開する可能性は低いと思われる場所と、こういう位置づけになってございます。

○田畑議長　事業部長。

○田村事業部長　再質問にお答えします。

根来地区の開発なんですけども、開発区域が3,000平米以上の開発行為を行う場合は必要なんですけども、3,000平米以下でありますので、開発の許可は必要ではありません。

それから、山地区の説明なんですけども、日にちはちょっと今手持ちにございませんけど、説明会はしてございます。

それと、調整池につきましては、和歌山県の開発計画に伴う調整池技術基準に基づき計画してございます。50年確率の計画雨量で溢水することなく、放流できるよう調整する池となっております。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　根来地内の件なんですけど、今、教育部長のほうから答弁いただきました。文化財の確認調査ということで、文化財埋蔵物については低いという表現をされたんですが、あったのかなかったのかということになりますと、どうなのか、再度ここについてお聞きをしたいと思います。

許認可の問題なんですけど、平米数が足りないから必要ないんだということですが、従来の開発で何平米あって、今度新たに造成をした部分、これは何平米あったのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、山地内の山林の太陽光発電の問題についてでありますけど、私は、基本

的には太陽光発電設置については是とするものでありますが、あえて山肌を削って緑地をこういうふうな設備にするということは、後々いろいろな障害が出てくるといふふうに思いますし、今回、住民説明会もやったということなんですが、南側の市民の住民説明会においては合意がされたのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、調整池の黒谷池の保水量、これについては答弁がなかったんですが、集中豪雨で何ミリ以下であれば、黒谷池と下の大谷池で十分災害が発生しないという判断をされているのか、ここについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　再々質問にお答えいたします。

今回の工事目的は、庭の造成工事ということでございまして、工事概要は、切り土、それから盛り土、それと擁壁を設置すると、こういうことでございまして、擁壁設置の際に20センチ程度掘削すると、こういうことが明らかになってございます。そういうことで、県のほうから、今後、計画されている擁壁工事施工時に工事立ち会いを行うという必要があると、こういうことで対応するというところでございます。

出土物ということですが、文化財の本格調査は実施はしてございません。

○田畑議長　事業部長。

○田村事業部長　再々質問にお答えいたします。

黒谷池の貯水量は1万3,504立米でございます。

50年確率の時間雨量としまして108ミリでございます。

それと沈砂池3カ所あると申しましたんですけれども、1つが3,050立米、2つ目が700立米、3つ目が400立米でございます。

それと、現在、造成工事が完了しています。今現在、太陽光パネルの設置工事を行っている状態です。また、パネルの下に土のところにありますので、その箇所につきましては、現在、種子吹きつけ工事を行ってございます。3月末予定と聞いてございます。種子吹きつけして、すぐに芽が出るものではありませんので、今年度の6月、梅雨時期までに発芽できるよう計画してございます。

○田畑議長　都市計画課長。

○松見都市計画課長　先ほどの根来の開発につきまして、申請においては、開発については、建築を伴う区画形質の申請となるため、申請はなされておられません。

山地区の太陽光の住民説明会は、当初、申請前から行われており、その後も随時

行ってきております。反対とかそういうのではなく、地元の合意は得られているものと認識しております。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、トレーニングルームの使用料について質問をさせていただきます。

昨年の4月、岩出市議会の定例会開催、12月6日に、私は本会議質疑において、議案66号、トレーニング使用に、使用者は1人1回200円の使用料を納付しなければならないと。その後、1カ月幾ら納付して使用しているのかとただしたところ、これに対して、生涯学習課長が、現在、1日200円、1カ月利用料として定期券は1,000円をいただいておりますと答弁をされました。

その後、教育長が条例の中ではうたっておりませんと、申しわけありませんと謝罪をされました。しかし、その後、市長公室長が、金額については毎年決算審査特別委員会において議会で認定されておりますという発言があり、この問題について、使用料の取り扱いについては、地方自治法第225条により、公の施設の使用の対価として、条例の定めるところによって徴収することができると明記されております。228条の1項では、条例でこれを定めなければならないとうたっているということを質疑をしました。

決算において、議会が認定しているから合法であるとは、私は理解をしておりません。その後、議長に対して抗議をし、申し入れをしてきたものであります。議会並びに行政は、法に従い事業を遂行すべきであり、今回の発言は独裁的であり、余りにもひど過ぎる発言であります。

そこで質問をいたします。市長の答弁と教育部長の答弁とは明らかに矛盾しており、どちらが市の見解かわかりません。よって、統一見解を求めたいと思います。

2番目に、この件について、中立公平な立場である代表監査委員の見解並びに答弁を求めたいと思います。

○田畑議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員のご質問にお答えいたします。

この件について、まず経過と考え方については、先ほど福岡議員のご質問にお答えしたとおりですが、昨年12月、本会議において、本議案の採決に当たりまして、賛成者の方の討論におきまして、この定期券は昭和61年から現在に至るまで利用さ

れてきたものであり、利用者にとっては優遇措置と考えますが、根拠となる条例にうたわれていなかったことについては反省して、二度とこのようなことがないようにしていただきたいとのご指摘をいただき、また、この制度が創設されてから33年が経過しているが、この間、議会においても決算認定し、条例の不備を見逃してきたことも事実であるということも指摘されてございます。

今回の件は、33年間の経過の中において見逃されてきたことが、今回の料金改正により明らかになったものでございます。今となりましては、制度創設時から33年間、見逃されてきたことの責任ということではなく、現在担当しております教育委員会の責任として、再発防止とトレーニングルームが憩いの場として多くの市民の皆様にご利用していただけるよう努めてまいります。

以上が統一見解でございます。

○田畑議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質問の使用料について、代表監査委員としての見解、お答え申し上げます。

使用料に関する事項については、条例に定めなければならないと、ご指摘の地方自治法第228条第1項で規定されてございます。

今般の総合体育館のトレーニングルームの使用料に関しては、一月当たりの金額についても条例において定めておくべきであったと、このように考えてございます。

なお、監査委員といたしましても、条例に不備があったという点について認識がございませんでした。これについては反省をいたしているところでございます。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、今、教育部長が統一見解を述べられました。しかし、私は合点いかないんです。というのは、この本会議場で市長がこういう発言をしたわけであります。あんたの言うように、そない議会って頼りないもんかいと。議会で決算認定したということは、全て認めたことやないか。それをそこまで言うとは、自分で自分らを卑下しているんと一緒やぞ。そのくらい議会を侮辱するなんてというような発言をし、私に対して高圧的で恫喝する発言をしたのであります。

私は、議会を侮辱するような発言を一度も言っていないし、この発言については、市長として撤回をしていただきたい。そして、統一見解、市長としての認識を今教育部長並びに代表監査委員の答弁を受けて、どういう見解をお持ちなのか、求めた

いと思います。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

33年間見逃されていたことへの責任ということでしたので、執行部だけではなく、議会側にもその一端があることを指摘したまでのことであります。今回の料金改正により明らかになったことで、二度とこういうことのないよう担当部局に反省と再発防止に取り組むことを指導したところであります。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 市長の発言は撤回をされるのか、しないのか。その上で今の答弁があるなら私は理解しますが、そこを答弁してないので、再度市長の答弁を求めます。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 前回の発言については撤回するつもりはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは教育長にお聞きをしたいんですが、管轄が教育委員会ですから、教育長として最終的な答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 この件に関しては、考え方としましては、先ほど教育部長が答弁させていただいたとおりであります。この経過の中から、当初、岩出市体育館設置及び管理条例、これに基づいて、第7条の減免規定あるいは6条の別表にある定めのない項目については管理者がその都度定めると。文書は残ってはいないんですけれども、33年前。恐らくは、この規定を根拠に決裁をしたと思われます。

ですから、料金設定をしたことについて、全く根拠がないというんじゃなくて、この手続は踏んでいると思います。ただし、33年間、その金額について、別表の一覧表なりへ何も記載せずにそのままになっていたことについては、全く適当じゃないと我々は思っております。このことについて、改めて私からおわび申し上げます。申しわけございません。

我々としては、今後、このようなことが起こらないように十分気をつけるとともに、やはりこのトレーニングルームが市民の憩いの場として十分に活用できること、このことに努めていきたいと思っております。

以上です。



○田畑議長　これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、がん検診についてお聞きをしたいと思います。

今、がんの死亡者数というのは、2番目、3番目に位置をしております。日本では乳がんに関患する女性が急増しており、乳がん関患女性は30代から増加し始め、40代後半から50代前半がピークとなっております。関患率の増加と同様、乳がんによる死亡率も年々増加傾向にあります。

2017年のがん関患者数の予測では、乳がんに関患する女性は約9万人、死亡者数は1万4,000人と予測されてきております。国立がん研究センターが公表した統計では、生涯で乳がんに関患する確率は約9%、つまり10人に1人の割合となると言われております。

日本医師会が2015年に公表した統計では、40から69歳までの女性で乳がん検診の受診率は34.2%であり、大腸がんや肺がんの検診に比べると低い数値であります。データで見るがん検診、日本のがん検診データでは、治療の進歩により5年生存率は90%以上であるため、早期発見をして適切な検査や治療を受ければ、乳がんに関患しても命を落とさない可能性が高くなってきております。

その一方、今一番、男性の乳がんの問題について、男性でも乳がん患者は非常にまれですが、乳がん全体の約100分の1が男性の乳がん関患者数となっております。女性に比べて患者がとても少なく、がんの発見がおくれる場合が多くあります。生存率も低いと言われております。男性の乳がん患者、最近のNHKの放送では、この問題を放映をしていましたが、私たちも他人ごとではありません。

そこで、岩出市において、がん死亡者数と関患者数の実態はどうなっているのか、過去5年間を求めたいと思います。

2番目に、現在実施をしている乳がん検診は女性のみであります。この検診も男性の希望者に対して実施すべきではないだろうかと考えております。岩出市のお考えをただしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の3番目のご質問にお答えをいたします。

1点目、がんによる死亡者数につきましては、県の人口動態統計によりますと、平成25年、119人、平成26年、109人、平成27年、117人、平成28年、106人、平成29

年、132人となっております。

罹患者数につきましては、県に問い合わせをしたところ、過去5年間について公表されている最新のデータは、平成25年と26年分しかなく、平成25年は381人、平成26年は311人となっております。

次に、2点目の男性の乳がん検診についてでございますが、市では厚生労働省健康局長通知別添として出されている、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、がん検診事業を実施しております。

指針の中で乳がん検診の対象者につきましては、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性とされておりますので、現在のところ、男性に対する乳がん検診を行う考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、がんの死亡者数について公表がありました。この数値について、どういうがんで亡くなられているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、男性の乳がんについては、国の方針でそれが入っていないので、岩出市においては検診をする考えはないということではありますが、いずれにしても、この男性の乳がんについても、テーブルの上に上げて検討をしていただきたいことを強く求めておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

がんの死亡者の部位別ということでございます。平成29年の132名の中で申し上げますと、最も多いのが、いわゆる肺がん、気管及び肺ですが28名、それから、肝臓がん、いわゆる肝がん等で15名、それから胃がんが12名、それから結腸がん・直腸がん合わせた、いわゆる大腸がんが14名、その他というところが31名と最も多くなっておりますが、部位として多いのは、このあたりのがんということになってございます。

それから、市の検診の中に取り込むことを検討するべきではないかという再質問でございます。国の指針につきましては、がんによる死亡率の減少が有意に認められるというような部分で、有識者の意見等、総合的に判断して示されておるところでございます。公費を使って実施する事業でありますので、科学的な裏づけ、これ

が必要であります。市としましては、この国の指針に沿って実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市の活性化対策について質問をさせていただきます。

岩出市の当面の課題は、年度初めの施政方針でも言われているとおり、「活力あふれるまち ふれあいのまち」であると私も考えております。その中でも、岩出市が、いつも人が集まり、にぎわっているというような県民や近隣周辺から注目されなければなりません。その中心は人であり、人間なのです。がやがや何かやっている、岩出市に行けば何かおもしろいなと認識していただけることではないでしょうか。

さらに、閑空に一番近い立地条件を活用して、インバウンドの観光客をこの地に来ていただくことではないでしょうか。そして、岩出市でお金を使っていただく。また、再度訪れたい岩出市にしていくことであると考えます。

私はそういう観点から、今回、今、岩出市が行っている事業の中で、どういう事業を行っているのか、現状をどのように行い、その実績はどうかについてお聞きをしたいと思います。さらに、その事業の問題点や課題等をつかんでおるのであれば、それをこの場でご答弁ください。

それから、この議題については、総務省が進めている地域おこし協力隊という制度がございます。この地域おこし協力隊の要綱に従って、岩出市でもこの制度を活用して、計画、創設及び方針を伺いたいと思います。ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の岩出市内の活性化対策について、お答えいたします。

1点目の岩出市内の活性化対策について、現状の事業はどうかについてであります。第2次岩出市長期総合計画をまちづくりの基本方針として、将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、「住んでよかったと思

えるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「笑顔あふれるまちづくり」「元気で健康なまちづくり」の4つのまちづくり大綱を柱に、各分野においてさまざまな施策を講じているところであります。

特に、観光振興は、基幹施策として地域の特性を生かしたさまざまな施策を進めており、交流人口の増を目的に、新義真言宗総本山根来寺を初め、旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館、道の駅ねごろ歴史の丘を根来街道グリーンツーリズム、紀の川緑の歴史回廊の拠点として、観光資源を有効に活用しながら、本市の活性化に努めております。

次に、インバウンド対策についてであります。訪日外国人旅行客、いわゆるインバウンドにつきましては、テレビや新聞等で取り上げられますように、近年増加しており、本市といたしましても、インバウンド施策の推進は大変重要だと考えております。

市では平成26年度から根来寺周辺観光振興事業を進めており、外国人向けの看板やW i - F i スポットの整備、観光ルートの構築などを進め、地域誘客の促進やリピーターの獲得に向け、今後も環境整備に努めてまいります。

また、情報発信が不足しているとのことですが、情報発信につきましては、観光プロモーション事業として、県内外のイベントへの参加による情報発信や、関西・中国・四国地方を重点的に、観光関連事業者へのプロモーション活動を行っております。ほかにも雑誌や観光情報誌への記事掲載、テレビなどのメディアを通じて観光情報の発信を実施しており、特に平成30年度では根来寺かくばん祭りで、J : C O Mの生放送など、関西一円への情報発信を行っております。

また、市長の施政方針でも申し上げましたが、5月26日、テレビ番組「開運！なんでも鑑定団」の出張鑑定が、旧和歌山県議会議事堂で開催予定であることなど、さらなる観光促進を図るため、引き続き岩出市の魅力を県内外に発信してまいりたいと考えております。

2点目の地域おこし協力隊については、総務省により制度化された地域活性化施策で、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持、強化を図る取り組みとなっております。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱するものであり、隊員は、3年以下の期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発や

販売、PRなどの地域おこしや住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることになります。

県内においては、現在、4市14町村で地域おこし協力隊が活動していることを把握しておりますが、当市といたしましては、わずか3年間で劇的に地域活性化を達成することは非常に難しいと思われるため、現在、創設はしておりません。

今後の計画及び方針についてであります。地域おこし協力隊の受け入れには、隊員と受け入れ地域と行政間の連携体制を構築することが重要なことから、地域と行政の間で地域が何を必要としているのかを整理する必要があると考えますので、現時点において創設する考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをしたいと思うんですが、今やっている事業の中で、岩出市がインバウンド等による訪問者、これについては宿泊するとか、この数値をつかんでおられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の創設については、今考えていないということですが、隣の紀の川市では、これと歌山新報に載ってたんですが、フルーツのまち発信ということで、一般的に公募をして、ほかの地区からの居住者を含めて、期間は3年間ありますが、3年間で終わるわけではありません。その後も募集して、継続して、その地域おこし協力隊も活用して、岩出市の情報発信をしていくということも可能であるわけですから、重層的に、一面的に考えるんじゃなくして、いろんな知恵を活用して、この予算措置については総務省のほうから金額も提示をされ、上限も、協力隊員については1人当たり400万を上限として、国のほうから経費として出てくるわけですから、岩出市の持ち出しについてはないわけでありまして。こういう制度を大いに活用して、岩出市の情報発信をしていく。岩出市の活性化をしていく。そういうことが求められると、私は考えております。

全国的にも、この事例を活用して、多くの地域で一定の成果を上げているという市町村があります。こういうものも活用する意思がないのか、私は不思議でならないんですけども、そこら辺も含めて、岩出市だけが現在やってない。橋本、紀の川市、かつらぎ町、海南においても、2名から3名のその協力隊員を募集して、そういう活動を具体的に行っているわけですから、市長ね、これについて岩出市も1個やろうやないかと。この総務省の金を利用して、岩出市の活性化を結びつけていくというお考えは、市長にはありませんか。ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

岩出市を訪れる訪問者の数ということでございますが、観光客動態調査という数字で把握しております。岩出市、平成30年度、これは歴年でございます。1月から12月でございます。実数が132万844人となっております。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の岩出市でも地域おこし協力隊の件、取り入れないのかということについて、お答えをいたします。

今後想定される人口減少局面において、地域おこし協力隊は地域力の維持・強化を図る手段の1つだと考えております。ただ、各市町村でそれぞれ事情、状況が異なるため、他市町で実施しているから岩出市も実施というわけにはまいりません。地域おこし協力隊が地域の課題を解決しようと頑張るのですが、自分の考えが正しいと押しつけることで、地域との関係がうまくいかず、また、任期満了までにやめる人や任期満了後の定住につながっていない事例もございます。

こういった事例を踏まえ、市と受け入れ地域、団体が連携して、現状課題を把握した上で、地域おこし協力隊の必要性について、今後研究したいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この地域おこし協力隊というのは、今に始まったことやないんですよね。

この要綱ができたのは10年近く前ですから、今、クローズアップしてきているのは、各地方自治体で、これを活用して、いろんな活用の仕方はあると思うんですが、岩出市においても、この地域おこし協力隊というものを形を変えてでもいいですから、起こしていくと。そして、にぎわいをつくっていくという1つの材料に、手段にさせていただきたいこと、これが大切ではないかというふうに思っております。

何もしないことがいいことじゃなくして、1つでも2つでも、この岩出市の活性化に向けて、できることは全てやるんだという姿勢が必要ではないかなと、私はそのように考えておりますので、市の決断を求めておきたいと思います。よろしくお願いします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

地域おこし協力隊なのですが、趣旨としては、人口減少や高齢化等の振興が著しい地方において、地域外の人材を誘致し、担い手となる人材の確保とともに、地域力の維持・強化を図り、あわせて定住・定着につなげる事業であります。

先ほど尾和議員から、400万円が限度なのですが、お金が出るということなのですが、その人の人生を左右するような重大な事業と考えます。また、あわせて市として募集するからには、しっかりとした目的を持ってしないと、その人をもてあそぶような事業になってはいけないと考えておりますので、今後研究したいと考えております。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、質問をさせていただきます。災害支援のあり方についてであります。

私は、この岩出市における災害対策・支援のあり方について、いろんな方のご意見を聞き、拝聴してまいりました。岩出市の防災マニュアルについてですが、職員規模300名、人口5万3,000人、建物としては、避難箇所は28カ所、ほかに公園等屋外については18カ所を指定して、避難所を運営しておられます。

今日、この岩出市における災害対策・避難のあり方についてですが、まず第1にお聞きしたいのは、岩出市職員への避難訓練についてであります。

毎年、地区防災の訓練がありますが、岩出市自身が職員を配置して、職員体制をつくって訓練をした記録があるのかどうか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

私たちは、常に岩出市職員がその先頭に立って災害対策をしていくということが求められるんでありますが、それに対する考え方、いざというときにどうしていくのか、ここら辺について現状はどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、次に、小中学校の避難者及び受け入れ事前対策についてであります。ひとたび災害が発生しますと、避難施設である小中学校等については、その活用というものが避けて通れません。そういう中から、小中学校のマニュアルについて、建物所有者は岩出市であり、避難所として指定されても、働いている職員は和歌山県の教育委員会で採用され、人事権、給与の支払いも県と国ということから、市職員という意識は少ないように思います。

本来の職責として、児童生徒の安全や授業再開に関して強い職業意識を持ちます

が、避難所運営、避難者への対応という点でどうなのか。避難する住民は県民です。市民です。岩出市危機管理室、教育委員会、各小学校職員と災害時の対応や役割、取り決め、細部にわたって調整する必要があります。現状は、岩出市において、実際どうされておるのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、災害が起きたときに、福祉避難所の運営と確保であります。今日、災害が発生したとき、福祉避難所になったときに、この岩出市がどのような対応をしていくのか、福祉避難所については内閣府のほうからマニュアルが出ておりますが、これに従って、具体的に取り組みをしておられるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、市施設の震災及び物品等の備蓄、これについて万全かどうかという問題があります。これについても岩出市における現状について質問をしたいと思います。ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の5番目、災害対策・支援について、お答えいたします。

まず1点目、市職員の震災訓練について、市職員だけの訓練をということですが、過去をさかのぼりますと、平成19年に職員の参集訓練というのを実施してございます。なお、市職員の震災訓練については、毎年、災害発生時に迅速な防災活動が行える初動態勢の確立を目的に、市民、区自治会、自主防災組織及び行政機関等が連携して、岩出市地域防災訓練を実施しております。本訓練では、会場となる各小学校及び船山地区公民館での訓練と並行し、災害対策本部設置運用訓練、関係機関等との情報伝達訓練、救援物資仕分け及び輸送訓練、道路施設等点検訓練など、職員が災害発生時にとるべき行動についての訓練を実施しております。

次に、2点目の小中学校の避難者受け入れの事前の指定対策ということですが、これにつきまして、地域防災訓練では、小中学校を初めとする指定避難所等の開設・運営に関して、岩出市地域防災計画及び平成25年3月策定の岩出市避難所運営マニュアルに基づき行うこととしており、避難所ごとの状況に応じ、体育館等の安全が確認された施設に避難者を受け入れることとしております。また、使用可能教室の判断など、早期の学校機能回復も視野に入れ、教職員と連携し、避難所の開設・運営を実施いたします。

次に、3点目の福祉避難所の確保・運営についてですが、福祉避難所は、高齢の



方や障害をお持ちの方、妊産婦など特別に配慮を要する方を受け入れる施設であり、一時的避難の後、災害や避難の状況に応じ開設をいたします。

現在、中央公民館を除く各公民館及び総合保健福祉センターの8カ所を指定しているほか、民間施設5カ所と災害時における福祉避難所としての協力を協定しており、福祉避難所開設時には、岩出市避難者運営マニュアルに準じ、避難所の運営を行うとともに、支援要員の派遣など、避難される方の障害の特性などに配慮した対策を実施することとしております。

次に、4点目の震災対策物品等の準備は万全かについてであります。震災や風水害を初めとする各種災害に備えるため、避難所となる公民館や各小中学校等の備蓄倉庫などに、資機材や食糧等の備蓄を進めております。粉ミルクについては、現在、総合保健福祉センターに備蓄しており、災害発生時には必要に応じ、各避難所に輸送することとしております。

それと、災害発生時には、自分や家族の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助が大きな力となることから、各家庭における食糧等の備蓄も重要であると考えており、引き続き住民への周知・啓発に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをしたいと思うんですが、まず、備蓄関係なんですが、今ご答弁をいただきましたが、粉ミルクの備蓄については、あいあいセンターにあると。それから、紙おむつについてもあいあいセンターということでしょうけども、いざというときに、その主要な避難所に事前に配布しておくということは可能ではないかなと。そこから、また持っていくということはかえって時間がかかりますし、そういう点では問題が発生するというふうに思います。

それから、重大災害のときに一番問題なのは、避難所運営と高齢者や障害者の避難所、これと絡めて、とりあえず死亡事故が発生して、ご遺体をどのように、どここの場所で保管をするのか。それから、遺体の保冷剤の使用、ここら辺について具体的に、今決められておるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、緊急のときには各市町村から協力隊が来ると思うんですが、そこら辺のボランティア、配置、ここら辺について窓口をどこにするのか、ここら辺はどのような手順によってやるのか。

それから、災害時、緊急ヘリポート、これをどこに置くのか、大宮緑地なのか、根来の若もの広場なのか、さぎのせ公園なのか、こういうような具体的なボランテ

ィア、ヘリポート、そういう具体的なプラン、構想を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、備蓄関係については、いざというときのために備えることができるのではないかと考えてございます。事前に想定される災害の場合は、そういったことも可能ではあると思いますので、そういう際は、あらかじめ各場所に備蓄のものを移すということはあるかと思いますが、基本的には、備蓄場所を決めておりますので、そこから事後になる場合もあることはございますが、対応はできると思っております。

それと、遺体とかの安置場所、それとヘリポートについて、どういうふうな取り決めがされているかということでございますが、遺体の安置場所については、被災場所の近隣の公共施設、ヘリポートについては、大宮緑地総合運動公園を初めとするグラウンド、これ小学校等のグラウンドもあるんですけども、これは地域防災計画において、その場所を定めてございます。

それと、災害が起こった後の救援のボランティアの方が来られた場合の窓口ということでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会が窓口として対応することとなっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2回目でちょっと質問が漏れたんですが、岩出市職員の震災訓練については、平成19年から、ことし30年ですから、10年余り全然やってないというのが明らかになったと思うんですが、具体的な市職員、災害になりますと、全ての方が市職員が機動的に動けるということではないと思います。職員も被災をして駆けつけることができない状況も発生してまいります。そこら辺を含めて、その場合にどうするのか。これは常に訓練をしておかないと、いざというときには全然役に立たないというのが過去の事例でもありますし、今までの災害の実態においても一番重要な課題になっております。ここら辺については、今後どうしていくのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

市職員の災害に対する訓練についてでございますが、これにつきましては、先ほど申しました地域防災訓練、これは災害発生時に迅速な防災活動が行えるように、初動態勢の確立を目的に、市職員のみならず、市民、区自治会、それと自主防災組織及び行政機関等が連携して行うという訓練、これを行ってございます。

それと、災害が、例えば、豪雨が発生したりとかした場合は、職員の防災体制を組みまして、災害に対応すると。これは訓練というよりは、そういった災害、昨年もございましたが、台風とか、そういうときには訓練ではなく、実地で実際出て活動をしている状況であります。

そのほか、例えば、各施設にあります、いわゆるマンホールトイレ、これについての設置作業の確認作業とか、そういうのは各それぞれの部署で、対策というか、訓練を行っているところでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後になりますが、質問をさせていただきます。

まず、臨時・非常勤職員の労働条件向上についてであります。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員の数は、全国で64万人を超え、今や臨時・非常勤職員なしには自治体の行政は成り立たないといっても過言ではありません。それに伴って、地方自治体に働く臨時・非常勤職員の処遇改善が喫緊の課題であるとなっております。

民間企業で働く非正規労働者の無期雇用転換が始まる一方で、公務員につく臨時・非常勤職員には、無期雇用転換を規定した労働契約の名の非正規労働者保護法が適用されず、いつまでも非正規、いつでも雇いどめと劣悪な不安定な雇用待遇が続いております。また、地方公務員法、地方自治法の改正を受けて、2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されるもとで、現行の臨時・非常勤職員の待遇改善をしていくことが求められています。

岩出市役所においても、この課題は避けて通れない課題でありますので、具体的に質問をさせていただきます。

まず、雇用・報酬・賃金・諸手当について、正規と臨時・非常勤職員の差はどういう実態になっているのか、具体的にご答弁ください。

2番目に、休暇制度については、有給休暇に始まり、忌引休暇、特別休暇等々を

含めて、どういう差があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから3番目に、非常勤職員の労災制度に関して、認定、対応等について、岩出市は条例でうたっているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の臨時・非常勤職員の労働条件向上についての1点目、雇用・報酬・諸手当についてお答えいたします。

給料につきましては、正規職員は、職員の給与に関する条例に基づき支給しています。臨時職員及び非常勤職員については、それぞれ岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給をしています。

手当についてですが、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当につきましては、正職・臨時職とにもございます。扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、管理職員特別勤務手当については、臨時職員にはございません。非常勤職員には、通勤手当として費用弁償があり、その他の手当はございません。

2点目の休暇制度について、正規職員との差についてですが、臨時職員については有給の休暇として、年次有給休暇、公民権行使の際の休暇、裁判員等として出頭する際の休暇、親族が死亡した際の休暇、災害等による出勤困難な際の休暇があります。また、無給の休暇として、産前産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、病気休暇があります。無給の休暇について、正規職員は有給での休暇となり、有給無給の差がございます。また、正規職員のための有給の休暇としては、骨髄ドナーの休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、妊娠中の通勤休暇、つわり休暇、妊娠産後の保健指導時の休暇、配偶者の出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇、父母等の追悼休暇、夏季休暇、感染症等休暇、風水害被害時の休暇がございます。非常勤職員には、年次有給休暇のみとなります。

3点目の労災の認定、対応についてですが、正規職員については、地方公務員災害補償基金への申請、臨時職員については、和歌山県市町村総合事務組合への申請、保育所、クリーンセンターの臨時職員については、労働基準監督署への申請となります。申請先が異なりますが、基本的な制度体系は同様となっております。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そこで、臨時・非常勤職員についてであります。正規職員との差についてどうしていくのかというのは、今課題になっておるんですが、岩出市において、雇用期間の定めのない任用として、更新回数の制限はあるのかどうか。本人の希望によって、その辺の任用が可能となるような制度になっているのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

それから、2番目に、報酬額、賃金については、正規職員との均等待遇になるよう給与水準を改善することが求められると思うんですが、昇給制度を導入する考えはあるのかどうか。それによって均等待遇を変えていくということが必要だと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、諸手当で期末勤勉手当、これの報酬額に見合う手当を臨時・非常勤職員にも支給することが求められておるんですが、これについてはどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、通勤手当については、費用弁償として同様に支給しているということでもありますので、それはそれで構いませんが、これらの今申し上げた件について、再度ご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

ただいま言われましたのは、いわゆる正規職員と非正規職員の格差の関係の是正をということであるかと思います。これにつきましては、尾和議員のご質問の中にもございましたが、平成29年3月7日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定をされて、法案が国会に提出にされました。

この法律は、一般職の非常勤職員の任用等について、法律で任用の制度を明確化するとともに、非常勤職員に期末手当の支給が可能となるよう、地方公務員法等を改正したものでございます。これにつきましては、平成32年4月1日から施行されることとなってございます。現在、その施行に向けての条例案の作成作業に取り組んでいるところであります。

制度改正の情報収集に努めて、32年4月1日の法施行時に間に合うように条例案を提出して、募集等に努めたいと考えてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　非常勤職員の労災認定なんですけども、これは北九州市において、非常

勤職員が、昨年、労災申請をして棄却されたということで、時の総務大臣が、これでは問題だということで、非常勤職員も労災、公務災害補償施行規則というものを既に出されておりまして、それに基づいて、岩出市においても、その運用がされてきているのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

いわゆる労災の認定の件数でございますが、平成30年度は3月1日現在で、臨時職員4件ございます。この4件につきましては、いずれも労災認定がされてございますので、尾和議員がおっしゃられたような認定がされていないというような事例は、現在のところ、ございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成31年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時45分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成 31 年 3 月 26 日

岩出市議会議長 田畑昭二

署名議員 田中宏幸

署名議員 松下 元